

令和3年 第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

令和3年3月12日～令和3年3月17日

熊本県甲佐町議会

令和3年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月12日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の行政報告について	4
日程第5 常任委員の選任について	6
日程第6 議会運営委員の選任について	7
日程第7 政治倫理審査会の委員の選任について	7
日程第8 町長の提案理由の説明について	8
散会	10

○3月15日（第2号）

出席議員	11
欠席議員	11
本会議に職務のために出席した者の職氏名	11
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	11
開議	13
日程第1 一般質問	13
日程第2 同意第1号 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて	40
日程第3 議案第3号 甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	41
日程第4 議案第4号 甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について	44
日程第5 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	46
日程第6 議案第6号 甲佐町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	46
日程第7 議案第7号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	48
日程第8 議案第8号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の	

		制定について……………	50
日程第9	議案第9号	甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	54
日程第10	議案第10号	甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
日程第11	議案第11号	甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	56
日程第12	議案第12号	甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第13	議案第13号	甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第14	議案第14号	甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	57
日程第15	議案第15号	甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	62
日程第16	議案第16号	財産の無償譲渡について……………	63
日程第17	議案第17号	財産の無償譲渡について……………	64
日程第18	議案第18号	甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について……………	66
日程第19	議案第19号	安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について……………	69
	散会……………		71

○3月16日（第3号）

	出席議員……………	72	
	欠席議員……………	72	
	本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	72	
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	72	
	開議……………	74	
日程第1	議案第20号	令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）……………	74
日程第2	議案第21号	令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算	

	(第4号)	83
日程第3	議案第22号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)	87
日程第4	議案第23号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算(第3号)	91
日程第5	議案第24号 令和3年度甲佐町一般会計予算	93
散会		132

○3月17日(第4号)

出席議員		133
欠席議員		133
本会議に職務のために出席した者の職氏名		133
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		133
開議		135
日程第1	議案第25号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	135
日程第2	議案第26号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算	139
日程第3	議案第27号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	145
日程第4	議案第28号 令和3年度甲佐町水道事業会計予算	149
追加日程第1	議案第29号 財産の無償貸付について	152
日程第5	発議第1号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	154
日程第6	議員派遣について	156
日程第7	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	156
日程第8	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	156
日程第9	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	156
閉会		157

3月12日（金曜日）

令和3年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和3年3月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 3月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月12日 午前10時34分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

12番 本田新 1番 甲斐良二

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の行政報告について
- 日程第5 常任委員の選任について
- 日程第6 議会運営委員の選任について
- 日程第7 政治倫理審査会の委員の選任について
- 日程第8 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

それでは、これより令和3年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクの着用をすることとしております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番、本田新議員、1番、甲斐良二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） では、ご報告いたします。先の定例会において付託を受けておりました令和3年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る3月2日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、会期を本日3月12日から17日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告、委員の選任及び町長の提案理由の説明、13日及び14日は、議案調査のため休会、15日は一般質問、人事案件、条例案件、財産の無償譲渡案件、指定管理者の指定案件、16日は令和2年度一般会計補正予算、各特別会計補正予算、及び令和3年度一般会計予算、17日は引き続き、令和3年度一般会計予算、各特別会計予算、企業会計予算及び、その他議会提出案件についての審議。以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日3月12日から17日までの6日間と決定いたしました。

同意第1号人事案件、議案第3号から議案第15号までの条例案件、議案第16号から議案第17号までの財産の無償譲渡案件、議案第18号から議案第19号までの指定管理者の指定案件、議案第20号から議案第23号までの令和2年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第24号から議案第28号までの令和3年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題とします。

町長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、令和3年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

それでは、早速ではありますけれども、行政報告を申し上げます。

まずは、第7次甲佐町総合計画及び第2期まち・ひと・しごと甲佐町総合戦略の策定について、ご報告を申し上げます。

第7次甲佐町総合計画基本構想でお示しをいたしました将来像に沿った各施策の実現に向けた取り組みを展開していくため、これから5年後に向けた前期計画、基本計画を策定をいたしました。

あわせて町の人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりを行っていくための基本目標や基本的方向、具体的な施策などをまとめた第2期まち・ひと・しごと甲佐町総合戦略につきましても策定をいたしましたところであります。

なお、計画書作成にあたりましては、企画審議会からの答申を得て策定をいたしましたところであります。

次に、新過疎法の指定について、ご報告を申し上げます。

本年度をもちまして失効いたします過疎地域自立促進特別措置法に変わる新たな過疎法、これは令和3年度から令和12年度までの10年間となります。この件については、今国会に議員立法として提出されることとなっております。新法については、報道などのご承知のとおり、基準の見直しが図られたことで本町については、過疎の対象から外れることが

想定をされたところでありますけれども、今回新たに過疎新法制定時点の過疎地域については、激変緩和措置が講じられる法案となっておりますため、可決されれば引き続き過疎地域に該当するという状況となっております。

また、法律の施行後は、新たな過疎計画を策定する必要がございます。

次に、企業進出の状況について、ご報告を申し上げます。

まずは、福岡県に本社を置かれておりますダイキュー運輸協同組合と2月4日、蒲島県知事を立会人とする工場新設に関する協定書の調印を書面持ち回りにより行ったところがあります。

このダイキュー運輸協同組合は、共同公売、施設整備、福利厚生、教育情報、高速事業などを行われており13社の組合員の運送事業の取りまとめをする中心的な役割を担っておられる企業でございます。

進出概要といたしましては、大字白旗地内の7,634平米の敷地に倉庫及び事務所を新築し、本年9月の操業開始を予定されております。

次に、北九州市に本社を置かれます信和鋼板株式会社と2月22日、県庁におきまして蒲島県知事を立会人として工場新設に関する協定書の調印を行ったところがあります。

この信和鋼板株式会社は、鉄鋼二次製品の加工販売をされる企業でございます。

進出概要といたしましては、大字下横田地内の8,233.78平米の敷地に工場及び事務所を新築し、令和4年7月の操業開始を予定されております。

両企業が進出されるにあたっては、新たな雇用の創出とともに町の振興に寄与していただけるものと期待をしているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の本町の状況報告及びワクチン接種について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本町におきましてもクラスター感染などにより、これまで61名の感染者が発生をいたしております。

現在は、ほぼ落ち着いている状況でありますけれども、引き続き感染対策には万全を期していく必要がございます。また、ワクチン接種につきましても国の動向を見ながら計画的に実施できるよう準備を行っている状況であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次補正について、ご報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の3次補正により本町には1億3,600万円程度の予算が配分されることになっております。この予算につきましては、実効性のあるものとして制度設計を行ったうえで、主に新年度の補正予算に計上していきたいと考えているところであります。

次に、ふるさと納税について、ご報告を申し上げます。

本年度におきましては、返礼品として人気のある肉類及び米類の取り扱いや、毎月商品が届く定期便などの拡充を図り、あわせて新規ポータルサイトを追加したことによりまして、受入額が2月末日現在で8,999万2,000円となっており、前年比で約8.7倍の増加と

なっております。年度末までの総額を約9,300万円を見込んでおります。

次年度におきましては、返礼品の更なる充実を図るとともに、新規ポータルサイトを追加するなどの工夫を行いながら、受入額を増加させていきたいと考えております。

次に、G I G Aスクール構想事業の状況について、ご報告を申し上げます

G I G Aスクール構想事業につきましては、N T Tドコモとの契約により i P a dや電子黒板の導入のほか、周辺機器の整備を行ったところであります。

現在は、全教員への研修のほか、学校管理職や I C T管理者に対する研修を行っており、今後はリーダー教員の専門研修や児童・生徒及び保護者に対する研修等も行うことといたしております。

次に、総合運動公園の進捗状況について、ご報告を申し上げます。

復興事業の重要施策に位置づけております熊本甲佐総合運動公園の整備状況につきましては、本年度は天然芝サッカー場、テニスコート、サッカー場及びテニスコートのナイター照明の供用を順次開始をしております。

現在は、次年度に向けて野球場とソフトボール場の整備を始めており、次年度は管理棟の整備に着手する予定としており、令和4年度完成に向けて事業推進に今後も努めてまいります。

最後になりますけれども、震災発生から5年が経過しようとしております。

震災復興計画も期間満了を迎えることとなり、短期や中長期派遣職員によるご支援をいただきながら進めてまいりましたが、復旧復興対策も残すところわずかという状況になりました。中長期派遣につきましては、現在鹿児島市から3名、出水市から1名の職員の方々よりご支援をいただいておりますが、いよいよ本年度をもって、このような人的支援も終わりを迎えることとなりました。

震災直後から国をはじめ、県内外の多くの自治体や関係団体、ボランティアの方々などから多大なる支援をいただいたおかげにより、我々住民が震災前と変わらない平穏な日常を暮らすことができていることに対し、改めて感謝とお礼を申し上げるところであります。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 常任委員の選任について

○議長（宮川安明君） 日程第5、常任委員の選任についてを議題とします。

常任委員の任期は、甲佐町議会委員会条例第3条の規定により2年となっており、その任期が到来しております。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に本田新議員、宮本修治議員、佐野安春議員、甲斐高士議員、甲斐良二議員、宮川安明、以上の6名を、産業厚生常任委員に井芹しま子議員、福田謙二議員、荒田博議員、森田精子議員、鳴瀬美善議員、田中孝義議員、以上の6名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は、ただいまの指名とおりに選任することに決定いたしました。

日程第6 議会運営委員の選任について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議会運営委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員の任期は、甲佐町議会委員会条例第3条の2第3項の規定により2年となっており、その任期が到来しております。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、本田新議員、宮本修治議員、荒田博議員、鳴瀬美善議員、以上4名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、ただいまの指名とおりに選任することに決定いたしました。

日程第7 政治倫理審査会の委員の選任について

○議長（宮川安明君） 日程第7、政治倫理審査会の委員の選任についてを議題とします。

政治倫理審査会の委員の任期は、甲佐町議会議員政治倫理要綱第12条第2項の規定により2年となっており、その任期が到来しております。

お諮りします。

政治倫理審査会の委員の選任については、甲佐町議会議員政治倫理要綱第12条第1項の規定により、政治倫理審査会の委員に本田新議員、井芹しま子議員、福田謙二議員、宮本修治議員、荒田博議員、宮川安明、以上6名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、政治倫理審査会の委員は、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

日程第8 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第8、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げます。

今期定例会に、ご提案をいたしております案件は、同意案件が1件、条例の制定案件が

2件、条例の一部改正案件11件、財産の無償譲渡案件2件、指定管理者の指定案件2件、令和2年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件、令和3年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件の合わせて27件となります。

まず、同意案件といたしましては、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてを、条例の制定案件としましては、甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、外1件を条例の一部改正案件といたしましては、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、外10件を、財産の無償譲渡案件につきましては、みんなの家の移設による集会所施設としての無償譲渡について2件を、指定管理者の指定案件につきましては、甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について、外1件をご提案をいたしております。

次に、令和2年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件につきましては、一般会計補正予算では、主に新型コロナウイルス感染症による各事業執行等への影響や実績に基づく減額補正などを行い、総額で4億7,713万3,000円を減額補正し、補正後の総額を91億9,225万3,000円といたしております。

各特別会計補正予算では、それぞれの療養給付費等の決算見込額での補正を行い、国民健康保険特別会計では、1,234万3,000円を減額し、補正後の総額を15億486万7,000円、介護保険特別会計では、4,185万1,000円を減額し、補正後の総額を15億9,318万9,000円に、後期高齢者医療特別会計では、660万5,000円を減額し、補正後の総額を1億5,908万5,000円といたしております。

次に、令和3年度一般会計予算及び各特別会計予算5件につきまして、説明申し上げます。

まず、一般会計予算について、ご説明をいたします。

令和3年度の予算編成にあたりましては、まずは新型コロナウイルス感染症による経済への影響による税収減などを見込みながら、これからの新たな町総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などに掲げております目標達成に向け、着実な取り組みを図り、最小の経費で最大の効果を上げるよう事務事業の内容を厳正に精査をし、将来を見据えた予算となるよう編成を行ったところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,526万9,000円といたしております。前年度と比較をいたしますと、10.3%、8億1,437万5,000円の減となりました。

それでは、歳出予算の主な内容について、款ごとにご説明を申し上げます。

まず、総務費ですけれども、総務費におきましては、庁舎の維持管理や電算システムなど、円滑な行政運営のための経費、各行政区の運営に要する交付金、防犯灯の設置管理に要する経費などがございます。その中で、国土利用計画の策定、公共施設等総合管理計画の更新、衆議院議員総選挙の経費などを計上しております。

民生費では、子育て支援や高齢者の生き甲斐、健康づくりに資する経費などの地域福祉の推進のための所要の経費などですが、これまでの敬老事業を拡大し、88歳到達者に1人1万5,000円、100歳到達者に1人5万円を支給することとし、必要な費用を計上しております。

ます。

衛生費では、満15歳までの医療費の一部負担を引き続き助成するほか、集団健診等の各種健診に要する経費及び浄化槽の設置推進のための経費などを計上しております。

そのような中で、町が国からのワクチン供給量に応じて、集団接種や個別接種を組み合わせながら町内医療機関の協力を得て行う新型コロナワクチン接種に要する費用も計上しております。

次に、農林水産業費では、コロナ禍で特にダメージを受けている本町の農業者や商工業者も含め、融資を受けている方々に対し新たに基金を創設し、利子補給等を行います。

また、本町の基幹産業であります農業の振興のための各種事業に要する経費を計上しておりますが、その中で令和2年度に国の事業採択を受けた第3期中山間地域総合整備事業につきましては、県などと連携を図りながら計画の着実な推進に向けて鋭意取り組むこととしており、その関連の予算を計上いたしました。

また、麻生原堰土地改良区所有の施設の更新に係る農業水路等の長寿命化、防災減災事業負担金や防災重点ため池の劣化状況評価調査に係る農村地域防災減災事業負担金、その他農業生産の維持を通して多面的機能を確保するための直接支払い交付金や農作業の効率化・低コスト化を図るための農機具導入事業などを引き続き推進してまいります。

さらには、有害鳥獣被害防止対策の一環として、町独自に電気柵等による防護柵の助成や狩猟免許等取得に要する経費の一部補助にも取り組むことといたしております。

商工費では、コロナ禍で特にダメージを受けている本町の商工業等の活性化に力を入れ、商工業者の総合的な振興と地域経済の活性化を図っていかなければならないという思いでありますが、その一つの取り組みとして、産業の振興及び町の財源確保に資するため、ふるさと甲佐応援寄附金事業の拡大を図るとともに、イベント情報の発信の強化や観光パンフレット及びリーフレットの刷新などに取り組み、入り込み客数の増加に向けた所要の経費を計上しております。

次に、土木費では甲佐町道路整備計画に基づき、町道の新設改良の計画的な整備に努めるとともに道路舗装や橋りょうの点検・補修、国土強靱化事業の一環として河川のしゅんせつ等に取り組んでまいります。

また、住宅については、引き続き町営早川第1団地の建て替え整備を行うほか、町営住宅の長寿命化計画の更新に取り組んでまいります。

消防費では、町民の安心・安全な暮らしの確保のため、上益城消防組合負担金や消防団の活用に必要な経費などのほか、消防防災のため所要の予算を計上しておりますが、そのうち消防分野では、消防施設等整備計画に基づき消防施設や設備などの更新のための必要経費を、また防災面では宮内地区防災センター整備のための所要額を計上しております。

さらに、浸水対策として、国土強靱化事業の一環として、船津地区の馬門川の流化断面や流量調査などの所要の経費を計上しております。

教育費では、本町の次代を担う子どもたちの育成のため、学校教育における教育環境の整備や円滑な学校運営などのために必要な予算を計上しております。

その中で、令和2年度に導入をいたしましたGIGAスクール構想による小中学校へのタブレット端末等の活用によるICT教育の推進や白旗小学校トイレの改修などを予定しております。

また、社会教育においては、陣ノ内館跡の国指定に係る事業を予定しているほか、特色ある生涯学習の活動推進を図るため、引き続き芸術・文化の振興や町民の皆さんが気軽にスポーツを楽しめる環境づくり、10マイル公認ロードレース大会開催に要する経費などを計上しております。

また、現在整備を進めております熊本甲佐総合運動公園では、野球場や管理棟などの整備に要する費用及び既に供用開始しているサッカーコート、テニスコートを含めた町有スポーツ施設の管理運営等に要する費用を計上しております。

災害復旧費では、集中豪雨により被災をした農業施設等の復旧工事を実施することといたしております。

次に、国民健康保険につきましては、熊本県との共同運営により、引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るため更なる連携強化に努めてまいります。

次に、介護保険につきましては、新たに策定をいたしました第8期介護保険事業計画に基づき計画的かつ安定的な事業推進を図ります。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら安定運営に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、安定的で低廉な水道事業を進めるための町の上水道事業基本計画に基づき、計画的な建設改良等を実施してまいります。

ただいま歳出予算の主な内容について、ご説明を申し上げましたが、歳入予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による税収をマイナス15%と見込むなど、税源のより一層的確な把握と課税の適正化に努め、収入の確保に万全を期するとともに、あわせて国・県支出金等の効果的な活用に配意した財源を算定のうえ、計上をしたところであります。

以上で、今期定例会に提案をいたしております各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長に説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

明日13日と、あさって14日は議案調査のため休会、15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時34分

3月15日（月曜日）

令和3年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和3年3月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月15日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月15日 午後3時22分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

12番 本田新 1番 甲斐良二

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 一般質問 | |
| 日程第2 | 同意第1号 | 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第3号 | 甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第4号 | 甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第5号 | 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第6号 | 甲佐町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第7号 | 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第8号 | 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第11号 | 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第12号 | 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第13号 | 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第14号 | 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第15号 | 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第16号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 財産の無償譲渡について |

- 日程第18 議案第18号 甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について
日程第19 議案第19号 安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間
の変更について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせします。7番、荒田議員から、遅れて出席する旨の連絡入っておりますので、ご連絡をいたします。

では、これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。また傍聴者におかれましても、マスク着用の上、指定された座席で傍聴にご協力をお願いいたします。

それでは本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。今期定例会の文書による一般質問の通告は2名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を概ね1時間とし議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） よろしく申し上げます。今回の一般質問は3点、大きく言って3点について質問をさせていただきます。

まず、国保の負担軽減についてお尋ねをいたします。国保の負担軽減について、その中で今回は子どもの均等割軽減についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以前、この問題については質問をさせていただいておりますけれども、政府は今回、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして、2022年4月から、未就学児にかかる国保税の均等割の5割を軽減するということを決めました。

国保税は、ほかの健康保険と違いまして、世帯の人数に均等割がかかります。子どもさんが生まれるたびに負担が増すこととなります。これでは少子化の中、子育て支援の強化が叫ばれておりますけれども、それとは矛盾する逆行する制度になっているのではないかとこのように思います。

この子どもの均等割の軽減については、全国知事会や市長会、町村会、そしてまた地方

議会などからも要望が出されて、その声が広がっており、既に全国では軽減をする実施をしている自治体も増えているような状況でございます。県内では、芦北町がいち早く18歳までの均等割をなくしております。

そこでお尋ねしたいというふうに思います。甲佐町の国保世帯の未就学児は何名か。また、18歳までの児童・生徒は何名か。そしてまた、その均等割にかかる予算はいくらぐらいになるのか。これはなかなか予想だというふうに思いますけれども、その点についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 子育て世帯の経済的負担軽減のための子どもの均等割軽減についてお答えいたします。国の社会保障審議会医療保険部会は、昨年12月に国保保険料の均等割部分について、令和4年度から未就学児を対象に5割軽減する制度を導入する方針が示されました。詳細なことについては、まだ国・県から通知が届いておりませんが、部会の資料から説明しますと、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国保の全世帯の未就学児にかかる均等割保険料について、その5割を公費による軽減するとあります。

例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を軽減することから、8.5割軽減となります。また、その財源については、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1の負担となります。

提出しました資料にもありますが、3月3日現在、国保の被保険者の中で未就学児は84名です。この方々を今年度の保険税軽減判定区分から試算しますと、子どもの均等割軽減の総額が95万6,000円となり、このうち町負担は23万9,000円となります。また、子どもの均等割軽減の対象を18歳まで拡大した場合ということですが、こちらも提出した資料から、18歳以下の被保険者が245人ですので、245人から就学前の児童を引いた161人が新たな対象となります。

この方々を同じく今年度の軽減判定区分から試算しますと、子どもの均等割の軽減総額が194万9,000円となり、この場合、町独自の取組みになりますので、国・県からの財政負担はないということになります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今、試算を出していただきましたけれども、国保の総予算からしますとですね、そう大きな金額ではないということがわかりました。ほかの保険制度と比べましても、国保税の負担は、もう非常に重いというようなことはですね、もうこれは周知のとおりでございます。国保世帯の生活を、そういった点ではですね、非常に苦しめているというふうに思います。

コロナ禍の中ですね、雇用環境も非常に悪化しているというふうに思います。とりわけ子育て世帯へのですね、国保税の軽減策というのは、もう不可欠だというふうに考えます。子育て世帯の負担軽減に向けて、国も動きだしましたように、町においてもですね、独自の上乗せ支援をですね、是非求めたいというふうに思います。

子どもたちには収入がないわけですが、一律に均等割をかけるのは不公平であるというふうに思います。町においては、未就学児だけではなく、18歳までの均等割の軽減を是非実現をしていただきたいというふうに思いますけども、その点についての町の見解をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 町の考え方としましては、まず、町の現状としましては、国保会計そのものが繰越金や基金残高等も多くありませんし、国保会計運営そのものが厳しい状況となっております。子育て支援ということで検討することも必要かと思えますけども、まだ詳細については、国・県等からも通知がきておりませんので、今後ですね、その資料等を見た上での検討になるかとは思っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 国保税の均等割の軽減ということですが、子育て世帯への支援等については、やはりこれは、いつも申し上げてることなんですけれども、一つの事を見るじゃなくって全体的に見るべきじゃないかというようなお話を常々させていただいております。

これまでも保育料の軽減であったり、それからいち早く医療費の無料化の実現もやりましたし、また、公営住宅等の家賃の減免等についても手を加えてきたところでもあります。

そういう中で、行政報告、提案理由でしたっけね、議員の皆さんから質問があって、今後の子育て支援についてどう考えていくのかというようなご質問もいただいております。

その中で、現段階ではまだ公表できるような時期ではありませんけれども、新たな支援策について、現在内部で検討中というようなお話もさせていただいております。できれば、今年度中に提案できるというような思いを持っておりますけれども、やはり、そういったところをですね、十分踏まえながら、議員の提案としては、均等割の軽減ということで、18歳までやったらどうかというようなお話もありますけれども、それに子育て世帯の家計というようなことを考えた場合には、十分それに匹敵するようなことでの対応を今検討しているようなところであります。

ですから、国保税の件については、今後、国の今後の動向等もあろうし、そちらのほうを見させていただいて、町としては違った形での支援を考えていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 子育て支援についてはですね、そのように今町長が言われましたように、いろいろ検討されているということなんですけれども、子育て支援といいますが、やっぱりそれぞれの対象がですね、それぞれに違うものだからですね、国保世帯につきましてはですね、思いのほかですね、加入世帯が非常に多いなというふうに思いました。そういった点で、やっぱり子育て世帯、住宅はその入居をされる方々に対して減免がありますので、そういったこととかなですね、やっぱりこの対象がいろいろですね、違うのですね、そういったことも鑑みながらですね、是非対象を、施策をしてほしいという

ふうに思いまして、その一環としてですね、国保世帯の減免をですね、求めたところでございますので、是非よろしくお願いを申し上げます。

そしてまた、国保につきましてはですね、政府は都道府県内の保険料を統一を目指して、今、法整備をですね、進めているというふうに聞いておりますけれども、既に大阪府など7府県はですね、24年度から統一を目指しているそうですけれども、県内はですね、動向はどうかですね、そういうふうに保険料が統一された場合にですね、予想される保険料等の影響についてですね、町はどのように考えておられるのか、最後にその点をお尋ねをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 都道府県内の保険料水準の統一についてお答えいたします。

まず、国が考えている保険料水準についてですが、同一都道府県内において同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準とするもので、保険料の算定方式や賦課割合の統一などが課題となっております。

平成30年度から国が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営確保のため、県内の統一的な方針として、熊本県国民健康保険運営方針を策定しております。

その運営方針には、将来的な保険料水準の統一を目指しているが、市町村間での一人当たりの医療費の格差が大きいため、明確な達成時期を示すのは難しい状況にあると記載されております。

県の運営方針の概要としては、令和6年度時点において、医療費も保険料の水準などの状況を踏まえ、統一に向けた達成時期について改めて検討を行うようになっており、今後検討される予定です。

また、町の、保険料が統一された場合の町の影響についてということですが、まだ県全体の方針とかが決まっておきませんので、今のところですね、影響についてもちょっと明確にはわからないという状況です。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかりました。ありがとうございました。また今後、国保の問題についてはですね、また別途質問もですね、これからさせていただきたいというふうに思います。

次に、災害対策、避難所の問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。まず、環境省が「2100年未来の天気予報」というですね、動画を公開しております、それを観ました。このままですね、温室効果ガスの排出削減のですね、有効な対策がとられずに、地球温暖化が進行するとどうなるかと。2100年の、あ、失礼しました、2015年のCOP21で採択されましたパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べ1.5度以下にするよう書き込んでおりますけれども、その目標が達成できなかった2100年と達成した2100年の比較ですけれども、未達成で東京の年間最高気温は43.3度、達成しても40度。札

幌では未達成で40度、40.5度。全国の平均気温は42.3度ということで。また、台風はですね、1.5度以下に達成した場合、中心気圧は925ヘクトパスカル、最大瞬間風速は秒速70メートル。未達成の場合は、中心気圧はなんと870ヘクトパスカル、最大瞬間風速は秒速90メートルに達するというものです。

今後、紛れもなくこれまで以上の災害の激甚化と多発化がですね、想定されるわけですが、町においてはですね、そうした中、新しくハザードマップを作成して配布されておりますけれども、町民のですね、やはり命を守り、防災意識をですね、高めるとするのはですね、非常に大きな課題だというふうに思います。各行政区でのですね、ハザードマップを活用しての防災講演等も行われるというふうに聞いておりますけれども、是非この講演をですね、全行政区にですね、広げるべきではないかなというふうに、その徹底ですね。

それと、自主防災組織を通じてですね、避難訓練や避難場所等のですね、各行政区ではですね、話が進んでるというふうに思いますけれども、そういった点につきましてもですね、町がですね、しっかりと各行政区のそうした状況をしっかりと把握して一体になっておく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、まずはこの、そういった点でのですね、行政区などでの防災意識の啓蒙とか、そういった点についてはどのように、現状は今、どこまで進んでいるのかお聞きします。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　はい、それでは今の質問にお答えをさせていただきます。行政区での研修等の状況、あるいは、避難場所等についてということでございます。

行政区での研修等につきましては、町では行政区から防災研修等の依頼があった場合においては、地域の防災士等のご協力をいただきながら、甲佐町の総合防災マップの活用の仕方、あるいは、自分自身の身を守るための方法、自助・共助・公助のあり方等について研修を行っておるところでございます。

今年になりましたも、数回、各行政区でですね、ご依頼を受けまして、防災研修等に参加をしております。こういう研修がですね、それぞれの行政区でも実施していただければ、防災士等と協力をしてですね、私たちのほうも、町でもですね、協力をして防災研修をやってきたいというふうに考えております。

あるいは、昨年度につきまして、全行政区で自主防災組織ができました。皆様のご協力のおかげと思っております。全行政区で自主防災組織ができたということは、今からこれがいかに機能するかということでございます。それぞれの地区で防災意識を高めるために研修等を行っていただいでですね、それを行政のほうもししっかりと支援をするということでございます。このように考えております。

また、避難所等につきましてはですね、町では災害の状況に応じて適宜避難所を開設しておりますけれども、住民の皆様にもありまして、日頃からご自身が避難する場所、あるいは避難経路についてはですね、是非確認をしておいていただきたいというふうに思いま

す。

避難する場所、経路については、世帯構成、あるいは災害の種類によって違ってまいります。特に避難が必要な、支援が必要な方につきましてはですね、自主防災組織や消防団をはじめ、地域で連携して避難の支援をしていただく。そして、逃げ遅れがないようにしていただくというのが大変重要になるというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 災害の関係ではですね、やはりもうこの自助というのがですね、強く国も呼び掛けているわけですがけれども、やっぱり今の答弁を聞きますと、なんかこう、ちょっと受け身的に聞こえるわけですがけれども、やっぱりハザードマップを見ましてもですね、やっぱ高齢者の方たちってのはですね、なかなかそれを隅から隅まで見てですね、理解をするっていう関心の度合いもあるかというふうに思うんですけども、

やっぱこの関心を高めていくっていうのはですね、やっぱり、そのそれぞれの町民にですね、あれするのではなくて、やっぱり町のほうからもですね、やっぱりこのしっかり呼び掛けるということがですね、私は大事じゃないかなというふうに思うんです。このハザードマップをですね、十分に活かすためにもですね、町からのですね、積極的なそういった講演といいますかですね、そういった説明会といいますかね、そういったこともですね、非常に大事じゃないかなというふうに思います。

土砂崩れだったりですね、それから、様々ですね、その地形によってはですね、危険度っていうのはですね、様々ありますのでですね、やっぱそういった点では、ハザードマップを見てもわからないというふうにはですね、言う方もおられるかもしれません。特に高齢者の方々はですね。そういった点では、町の積極的なそういった取組みをですね、お願いをしたいというふうに思います。

そしてまた、避難をですね、呼び掛ける際、その点でですね、ちょっと、それはその、あとお伺いしたいというふうに思うんですけども、避難所へ避難をする機会もですね、今後そういった点では増えるというふうに思うんですけども、水害とかですね、そういっただけではなくて、地震の避難も考えられます。想定外という言葉がよく使われておりますけども、そうした災害に加えて、また、新型コロナウイルス対策の課題も増えております。行政においてはですね、大変な様々な課題を抱えて本当に大変なことだというふうに思いますけども、そうした中でですね、三つほどお伺いをしたいというふうに思うんですけども。

一つはですね、コロナ禍の中で去年は台風の際にですね、避難が呼び掛けられました。小学校体育館、甲佐小学校体育館ということだったんですけども、コロナ対策ということで人数の制限もしなければならないということなんですけども、そういった点で体育館が定員オーバーになって、中にはですね、帰らざるを得なかったという事例があったというふうに聞きましたけれども、また、今後そういったことの可能性も出てくるわけですけども、そういった対策はきちんとですね、図られたのかですね、そういった点について一つお伺いをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　はい、お答えします。コロナ禍での避難所対策ということでお答えをさせていただきます。

　コロナ禍における避難所の収容時につきましてはですね、体育館等を避難所にしますけれども、やはり密を避け、距離を保つことからですね、従来の収容者より少なくなります。極端に少なくなります。議員先ほど仰いましたとおり、昨年の台風10号の際には、体育館に入れなかった方がおられました。当日は体育館のほか、新たな研修室等の学校施設を開放して対応をさせていただきました。

　また、それぞれの学校とも、体育館がですね、満杯になったときには、収容可能な他の学校施設に避難できるようにご依頼をしているところでございます。

　また、町では昨年のコロナ対策地方創生臨時交付金を利用して、指定避難所や避難所として利用していただく地域の公民館、ここに必要な物資、あるいは衛生用品などの整備を行いました。

　住民の皆様にあっても、避難所はもとより、まず安全な親戚及び知人宅、あるいは先ほど申しました公民館などですね、コロナ禍における新しい避難の方法も検討いただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 　井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 　昨年の台風の時ですね、甲佐小学校しか呼び掛けられてなかったのですね、やっぱそういったことも想定して、事前にやっぱ複数の施設のですね、避難の呼び掛けもですね、お願いしたいというふうに思って質問をさせていただきました。

　それとまた、公民館ということでしたけれども、やはり近場の公民館というのはですね、重要な避難所になるわけなんですけども、やっぱそういった点ではですね、町とそれから行政区でのですね、連絡を密にやりながらですね、そういった呼び掛けもですね、きちんと行ってほしいというふうに思います。

　その中でですね、呼び掛けられる際ですね、私もちょっと疑問に感じるのがですね、寝具をですね、持って避難をしてくださいというような呼び掛けをですね、聞いたことがあるんですけども、そういった点ではですね、避難をされるのはですね、高齢者の方が多いというふうに思うんですけども、そういった方たちにですね、やっぱり雨の中ですね、寝具を持ち運ぶってというのはですね、ちょっと厳しいかなというふうに思うんですけども、その対策はちょっとどういうふうに考えられているのかお聞きします。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　はい、避難する際の寝具の関係でございしますが、お答えいたします。

　防災無線では、避難される際には、毛布など寝具はご自身で準備していただくようにご協力をお願いする放送をしております。ご存じのように、毎年大きな災害が発生しています。住民の皆様にあってもですね、常日頃から災害への備えをしていただきたいと思いますというふうに思います。

町で作りました、この「甲佐町総合防災マップ」というのを昨年作って、皆さんの家庭に配布をしております。これをですね、しっかりと読んでいただいて、防災力を高めていただきたいというふうに思います。

この第1ページにですね、非常品持ち出しリストというのがございます。ここにその他という所ですね、毛布あるいは生活用品、毛布や寝袋、それから、そういうのをですね、非常時備蓄ということで用意をしてくださいというふうに書いてございます。この総合防災マップというのは、皆さん方の命を守るマップだというふうに私は考えております。

ですから、こういうのをよく見ていただいてですね、自分でできるところは自分でしていただく。これが先ほどから申しております自助でございます。できないところは地域でお手伝いをしていただく。もちろん町もしっかりと支援をしたいというふうに考えております。もし、毛布を準備できない方がいらっしゃれば、町にも備蓄はございますので、そちらを準備をさせていただきます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） やっぱりそういった思いがですね、町民の中にもですね、やっぱりきちんと伝わるようなですね、そういった呼び掛けっていうか働き掛けっていうのがですね、非常に大事だというふうに思います。町がとか個人がということではなくて、やっぱり、どうしてもやっぱり町のそういった点でもですね、任務というのはですね、町民の命を守るという点からしてもですね、大きいと思いますので、その点についてはですね、是非よろしく願いをしたいというふうに思います。

そして、あと1点なんですけれども、災害というのはですね、いつどこで発生するかわからないわけなんですけれども、真冬の場合もありますでしょうし、真夏の場合もあるというふうに思いますけれども、そうした避難所でのですね、暑さ対策、熱中症対策、そしてまた、寒さ対策っていうのもですね、必要になるかというふうに思いますけれども、そういった点でですね、どうなってるかということで、先日、小学校のですね、甲佐小学校の体育館に備えられております冷風機と、それを、送風機ですね、扇風機の少しちょっと大きなやつなんですけれども、そういったものが二つずつ備え付けられておりました。

ほかにもですね、大型の扇風機をですね、備えていると、こういうふうにお聞きしたんですけれども、災害がですね、1日ぐらいで終わればいいんですけどですね、そういったところはですね、どうなのかと。避難が1週間かそれより長くなるかとかですね、そういったことはわからないわけなんですけれども、災害規模によりますけれども、テレビではですね、よく避難所でのプライバシーやストレスを軽減するためですね、高めの間仕切りやカーテンなどの間仕切りなどをですね、よく見るわけなんですけれども、こうした避難所の環境にですね、強力なその送風機とか扇風機がどうなのかなというふうに思いますし、そうした場合はですね、冬の場合はストーブを考えられてるというふうに思うんですけども、子どもさんとかですね、そういった間仕切り等の関係からいいますと、非常にですね、そういった点では安全上の問題も出るかというふうに思いますけれども、そういった点でですね、空調設備というのはですね、これは必要ではないかというふうに思いますけれども、国もそうい

った点ではですね、助成なども通じながらですね、働きかけがあつてるのではないかというふうに思いますけども、そういった点で町はどのように考えておられるのかお聞きをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） その件については学校教育課のほうからお答えさせていただきます。

まず空調設備です。体育館における空調設備なんですけども、これにつきましてはですね、現在、全国の設置率ですね、それが5.3%と。熊本県でも3.4%と非常に低い数値になっております。

この分についてはですね、甲佐町ではスポットクーラーとか、井芹議員が言われたような形で対応しているという形でございます。

それと、補助の件ですけども、これについてはですね、学校施設環境改善交付金というのがあります。その中で対象施設は、公立の小中学校に限りまして、事業費の3分の1の補助がございます。ただし、1平米あたりの上限額が設定されているというようなことでありまして、これにつきましては、児童・生徒及び教職員等が使用する部屋を対象として、その空調の設置に要する経費の一部を国庫補助で行うというような形で定められた補助金でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 学校施設に対する補助についてはですね、そのように今お聞きしましたけども、災害対応でのですね、国の助成等もですね、そういった点では出ておりますので、そこら付近はですね、検討をいただきたいというふうに思います。

また、そういったものを活用してですね、全国ではそういった空調設備のですね、設置についての、が広がるということも考えられますし、是非そういった点ではよくそういった国のですね、制度も調査をいただきまして、是非検討をされて、していただきたいというふうに思います。

最後に、農業問題についてですね、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

ご存じのとおり、今、農業を取り巻く状況といいますと、離農や高齢化による担い手不測、耕作放棄地の拡大、それから食料自給率の低下、農産物の輸入自由化による影響、食の安全問題など多くの深刻な課題を抱えております。こうした中で、農業を主とする基幹的農業従事者は、2000年以降の20年間で、全国で234万人から140万人に減少し、担い手の42%が70歳以上という状況まできております。

このような中でですね、甲佐町の農業の実態はどうか。この点については以前もお聞きをしましたけども、その後の変化もあるかというふうに思いますので、今一度お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは甲佐町の農業の現状というところでお答えいたします。

甲佐町の農業の現状といたしましては、まず、経営形態では、全体として、出納・小麦・大豆などの土地利用型農業が中心となっておりますが、一方、花卉・にら・スイートコーンなどの施設園芸も盛んに行われており、畜産経営や中山間地域での果樹の生産など、幅広い形態の農業経営となっております。

しかし、仰いましたとおり、農家戸数の減少や高齢化が進んでいる状況であり、農林業センサスによりますと、専業農家と第1種兼業農家を合わせた基幹的農業従事者戸数、先ほど、議員、全国仰いましたけれども、甲佐町につきましては、昭和40年では1,548戸であったものが、平成27年では305戸まで減少しております。最近の調査では、平成7年で523戸、平成12年で419戸、平成17年で398戸、平成22年で348戸と年々減少傾向となっております。基幹的農業従事者の平均年齢につきましても、平成12年で62.3歳、平成17年で65.0歳、平成22年で67.5歳、平成27年で68.9歳と高齢化が進んでいる現状でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 農家戸数ですね、減少は、甲佐町においても著しいようですけれども、果たしてこのような状況の中でですね、5年後、10年後ですね、甲佐町の農業はどうかというふうにですね、私ならずともですね、皆さんこういった点の不安はですね、感じられていることだというふうに思います。

そうした中でですね、このように減少していく状況の中でですね、農家の減少によるですね、この地域への影響といいますか、そういったのがですね、どのように町として捉えられているのかですね。そしてまた経済への影響、その点についてはどのようにお考えなのかお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。まず、農家数の減少による地域への影響というところでございますけれども、まず農家数が減るといよりも、耕作可能な農地が遊休化するというのが一番の問題なのかなというふうに考えます。それは、農地を取り巻く水路、農道、そういう所の管理でございますけれども、そういうところがなかなか遊休化が進んだときに難しくなっていくというところでございます。

今現在として、田・畑等の農地につきまして、そこの周りの農業用施設、そして農地を保全するという活動は、農家だけではなく地域全体でやっていくというところで、多面的中山間の日本型直接払い制度というのがございます。それに組み込んで、地域すべてで行っていくというような観点のところ、今、方向性で進んでおります。

そういった観点からも、農家数が減少といよりも、農地が遊休化するといったところのほうが問題なのかなというふうには考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 農地の遊休化の耕作放棄地も、そういった点ではですね、農家の戸数が減ればそういった問題が非常に深刻になってきているということなわけですが、このような状況にですね、至ったのはですね、歴代政権の農政の結果だというふうに思いますけれども、今後は国はですね、このような農業の状況の中で、こういった農政を

もってですね、どういった農業を目指していこうとしてるのか。そしてまた、そうした農政の中でですね、町はですね、どのような農業を目指そうとしておられるのか、そのあたりについてお伺いをします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。まず、国の農業政策につきまして、最近ではすべてそうでございますけれども、新型コロナウイルス関連が多く打ち出されております。農作物の減収対策、それとセーフティネット対策、翌年度以降の作付けを支援する対策など広く農業者全体の対象を広げているところが特徴となっております。

それ以外の今の国の政策としましては、やはり食料自給率の向上を目指したところでの対策が中心となっており、農業整備や基盤整備などの生産基盤整備事業、強い農業、担い手を育成するための各種支援、麦・大豆などの収益性向上対策などがあります。また、先ほど申しましたとおり、多面的機能、支払交付金や中山間地域総合直接支払交付金など、農地の保全対策も継続し実施されております。基本的に農業の生産向上を図ると。そして、農地を遊休化させないというのが、今の国の政策として私のほうでは捉えております。町のほうもそれに準じたところで、農地の遊休化を防ぐ対策っていうのを今後の方向としてもやっていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国の政策、そしてまた、国の政策に準じて町のほうもですね、遊休農地などの対策を行っていくということでしたけれども、新聞等を見ますと、国はですね、これまでもですね、これからでもすけれども、際限ない農産物の輸入自由化をですね、進めているわけですが、そうした点で、耕作放棄地などがですね、増えていく中で、農地の集積をですね、進めながらですね、外国農産物とのですね、競争力強化といえますか、そしてまた、輸出拡大をですね、進めながら、稼げる農業を打ち出しているようすけれども、農業の成長戦略はですね、大規模農業農家支援にですね、重点が置かれているというふうに思うんですけども、その中でですね、中小農家っていうのはですね、その中で、こういった状況の中で疲弊をして少なくなっているんだというふうに思いますけども、こうして少なくなった、そして高齢化をしていく農家そのものがですね、そういうふうに縮小していく中でですね、この食料自給率をですね、いかに上げていくかというのは非常に大きな問題だというふうに、課題だろうというふうに思います。

そうした中で、町のほうはですね、総合計画にも見ましたけれども、農家の高齢化、耕作放棄地の対象として、集落営農とかですね、法人化を進めて農地の集約をですね、今進めようとしておられるというふうに思いますけれども、そういった点でですね、一つお伺いをしたいというふうに思うんですけども、耕作のですね、放棄地の集約といえますか、農地の集約、別々ですけども、そこら付近、どのくらいですね、進んでいるのかですね、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 農地の集積目標なんですけれども、これは昨日のですね、総合計画の中からですね、ちょっと説明を受けたものですから質問させていただいたんですけども、非常にですね、それを見ましてもですね、農地がですね、耕作不可能といえますか、そういった農地が非常に多いと。多くなってるということがわかりました。こういった中でですね、一生懸命その農地を守るために法人化をですね、町のほうもですね、集落営農、そういった組織化を進めていらっしゃるわけですけども、この法人の中でもですね、そういった中ではですね、高齢化で後継者問題が深刻になっているというふうに聞いておりますけども、また、経営状況もですね、なかなか厳しいという法人もあるというふうに聞いております。

農業そのものについてはですね、農業経営につきましてはですね、企業の参入もですね、全国的には非常に進んでいるそうですけども、しかし、その中で農業新聞を見ますと、黒字になってるのはですね、40%ぐらいということで、農業経営も非常に厳しいというようなことが載ってございましたけれども、そういった点でですね、これはもうしっかりですね、頑張ってもらいたいというふうに、町のほうもですね、しっかり支援をすべきだというふうに思うんですけども、法人の後継者問題、経営対策等についてですね、どういった動きがあるのかですね。また、町の支援について、どのようなことをお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。すいません、まず、先ほど言われました農地の集積ということでございますけれども、パーセントでいいますと54.2%が担い手の集積が行われているということでございます。

そして、次に法人の高齢化というところでございますけれども、法人等も今年に入りましてもう何回かヒアリングのほうを行っております。その中でも一番やっぱり高齢化の話というのが出てきております。法人に関しましては、まず高齢化による労働力の不足というのが上げられますが、そのために、機械化など農機具の導入などによる労働力の軽減。そして、組織の再編を含めた経営合理化や高収益作物導入などによる収益増を図ることで、雇用労働力を確保する検討を行っていく必要があると考えておりますし、法人との話し合いの中でも、そちらの話をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 後継者問題はですね、これはもう法人だけではないわけなんですけれども、農家農業全体の問題ですけども、この中では新規就農者についてお尋ねをしたいというふうに思いますけれども。

これまでですね、新規就農者の総合計画での目標をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思いますが、そうした中で新規就農者の方が、定着といいますかですね、そういった点はどういうふうになっているのかですね、お聞かせを願いたいというふうに思いますが、離農者も増えてくる中で、新規就農者ですね、この数もですね、なかなか厳しいというふうに思うんですけども、そういった点ですね、これで本当に甲佐の農業が守れるのかなというふうに心配になってまいりますけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 新規就農者についてお答えいたします。

まず、基本計画の中での数値目標というところで、令和元年で1人と。そして、令和7年度、令和元年から令和7年度までの累計で10人というところで目標にさせていただいております。

これにつきましては、目標としまして、令和元年が1人、令和2年で3人、令和4年で2人、あとは1人ずつ確保していくというような計画でございます。今年新たな3人の新規就農者を認定したところでございます。そして、その新規就農者につきましては、毎年、今のところは切れ間がなく就農者が増えているところでございますが、毎年、県、それと町、農業委員会、JAなどで、作付け状況や経営面でのヒアリング、それと現地指導などを実施しております。

その中でいろいろお話を聞く中で、なかなかその金銭面の支援というよりも、ソフト面での支援ということが大事だということを感じております。そこで、よく言われますのが、まず、町外から入ってきて農業者の方について、なかなかその町内で作っている作物がないというところで、教えてもらう場所がないというような話もよく聞かれました。そういうところで、作物ごとのベテランの農家さんとのマッチング、それと、販売、販路ですね、販路について、独自の販路を持っておられる農家さんとのマッチングなどを少しずつ行って、経営の安定、その新規就農者の経営の安定を図っているところで。

また、最近、若手の農業者の方々とお話させていただいておりますのが、株式会社化です。若手農業者、各種違う作物、何人かで加工・販売も視野に入れた法人を設立し、作付作物をセクションごとに分類し、各セクションにリーダーとして配置する方法です。それを行うことで、法人として周年作付も可能になり、労働力の共有化も図られると考えております。

また、株式会社化することで、会社全体の利益を生み出すための経営方針や、経営計画を立てることにより、経営感覚を持った、先ほど言われましたとおり、儲かる農業というのができると思います。そして、5年間の交付金が明けた時には、その交付金がなくなりますので、その間に農家として立ち立っていただくような支援というものを現在行っているところで。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国は先ほども言いましたように、輸出拡大をですね、声を大

にして言ってるわけですが、これほど厳しくなっている農業ですね、食料自給率は37%まで減少しているわけですが、一方でですね、5兆円もの農産物の輸出を目標にするというふうにありました。とんでもないと言わざるを得ないというふうに思うんですけども、国民の6割は輸入に頼って、さらに輸入拡大を進めるなど、国民の食卓はどこの国のものかわからない、国際色豊かな農産物であふれる。これで国民のですね、安心・安全な食が守れるかという、非常に不安な状況だというふうに思います。なすべきはですね、この6割の国内需要に目を向けた農政だというふうに私は思います。

そのためにもですね、今ある農家をどういうふうにし守り、どう新規就農者を支援していくか。今、答弁にもありましたけども、そういった施策も含めて、Uターン、それから定年後の帰農者、それから町外からの移住就農、それから兼業農家。今、注目をされております女性の新規就農者、非正規雇用からの就農者への呼び掛け、こうした支援などですね、大規模農家への偏った支援だけではなくて、本当に多様な新規就農者への施策支援等をですね、是非検討をいただきながらですね、具体的なそういった施策を通じてですね、発信をしながらですね、新規就農者をですね、多様な新規就農者を町に呼び込むためのですね、情報発信をですね、しっかりしていただきたいなというふうに思っております。

単純にはいかないというふうに思うんですけども、町のですね、そういった点では持続可能なですね、農業にしていくためにも、是非検討をお願いしたいというふうに思います。

最後ですけども、スポーツの施設やですね、宿泊施設を通じてですね、交流人口、関係人口づくりにですね、町も力を注いでいるわけですが、農業の分野でもですね、イベントなんかをですね、検討をいただきながらですね、農業に触れる機会などもですね、機会なども増やししながらですね、農業を通じてのですね、交流人口、それからですね、関係人口を回す、拡大を図るようなですね、そういった施策もですね、必要ではないかというふうに思うんですけども、この点についてどうお考えか最後にお尋ねをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、農業を通じた交流人口の増加対策ということでございますけれども、町のほうでやっております一番の事業といたしましては、産業文化祭になると思います。11月の第2日曜日、毎年、産業文化祭が開催されます。昨年につきましては、コロナの影響により開催が中止ということになりましたが、その中でいろんなイベント、それと農作物の品評会等を行いまして、消防署や警察などにも協力していただき、パトカーや救急車の展示、乗車体験など、町外からも多くのお客様が来られます。子どもに対してもイベントとしてのその価値、そういうものを見出しているところでございます。

そして、ろくじ館につきましては、町が直売所として位置付けております。これに関しましては、青空市場運営委員会のほうの努力もございまして、かなり町外からのお客さんも来て、交付金の農作物のPRになっているものと考えます。

また、町が行っております各種イベントにつきましても、農作物の販売であったり、そういうところでPRをしているところです。特に産業文化祭に関しまして、来年度の開催

はできれば行いたいというふうに考えておりますので、より一層のPRを行いまして、交流人口の増加を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 少し時間がありますので。よく地域ですね、資源を活用したというふうに、活用するというような言葉がよく出てくるんですけども、甲佐町はですね、花の町としてですね、してるわけですけども、そういった点でですね、生産高っていいですか、町ですね、そういった点でも花卉ってのはですね、大きいわけですけども、そういった点でですね、花農家、花卉農家、そういった方たちですね、イベントといいますか、産業文化祭ではですね、そういった点ではですね、やはりもうちょっといろいろ検討をですね、余地があるのではないかなというふうに思いますので、あえてそのことを申し上げまして終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。10分間の休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から発言の訂正の申出が出ておりますので、これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど、井芹議員の一般質問の答弁の中で、新たな子育て支援という内容で、行政報告の中で申し上げましたというふうなお話させていただきました。これは誤りで、全員協議会の際に、町の総合計画、それとまち・ひと・しごと総合戦略人口ビジョン、そういう説明の中で、本田新議員からの質問に対してお答えした内容であったかというふうに思っておりますので、訂正をさせていただきます。よろしく願います。

○議長（宮川安明君） 次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 一般質問通告書に従い、質問を行っていきたいというふうに思います。マスクをしておりますので聞こえづらいところがあるかと思いますが、お互いにちょっと少し声を上げまして、傍聴者の皆様にも聞こえるようにしっかり発言していきたいと思いますので、よろしく願います。

まず第一に、新型コロナウイルス感染症対策について質問を行います。新型コロナウイルス感染症対策について、様々な支援策がありました。また、現在でも支援策が続いている部分もございます。現在の国・県・町からの支援はどうなっているのか質問いたします。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） それでは、国・県の支援の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、国からの支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金のほうが、現在まで3回にわたって交付がなされております。第1次の交付限度額として8,562万3,000円。第2次の交付限度額として2億7,216万9,000円で、第3次の交付限度額として1億3,621万円。それと、これの国庫補助裏分として459万3,000円。合計で4億9,859万5,000円が交付限度額として町のほうに配分を受けているところです。

本町におきましては、この臨時交付金を活用しまして、プレミアム付き商品券の発行事業、子育て世帯給付金事業、また子育て世帯の臨時定額給付金給付事業、それと大学生等の応援事業など、52の事業を展開しているところでございます。

第3次の配分につきましては、令和3年度の事業として実効性のあるものとして制度設計を行った上で事業展開を行うこととしております。

交付金の申請時期などについてが、スケジュールがまだ通知が来ておりませんが、申請時期がきたらすぐにでも事業展開ができるように、今現在、各課からの事業要望等を取りまとめを行っているところです。今後、新年度の補正予算等で計上していきたいというふうに考えております。

次に、町独自の個人または事業者向けの支援対策の状況についてお答えいたします。まず、子育て世帯への臨時定額給付金事業といたしまして、国の定額、特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた児童の保護者に対しまして、新生児1人当たり10万円というところで給付する事業でございます。現在、39件の申請が上がっている状況です。

次に、子育て世帯給付金事業としまして、臨時特別給付金の対象児童に1万円を追加支給する事業で、1,399人に対して支給をしているところです。

緊急小口資金につきましては、これは社会福祉協議会のほうが窓口ですけれども、これは主に休業された方向けで、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を受けることができるような資金で、58件の申請がありまして、48件に対して850万円の貸付実行となっているところです。

総合支援資金につきましては、これも社会福祉協議会のほうが窓口ですけれども、主に失業された方向けで、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の貸付を受けることができる支援資金でありまして、44件で3,405万円の貸付実行となっているところです。

住宅確保給付金につきましても、これも社会福祉協議会が窓口ですけれども、離職また廃業し、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職など同等の状況に至り、住居を失っている方、または失うおそれのある方に、一定期間家賃相当額を支給する給付金でございまして、2件の申請があり、1件は不承認、残り1件につきましては、取り下げをされておりますので給付実績のほうはないということです。

次に、大学生等応援事業につきましては、熊本県生活困窮大学生等のための給付金の受

給者に対しまして、町から3万円を上乗せして給付するもので、現在、27件の申請が上がっているところです。これの申請期限につきましては、4月30日までとしているところです。

次に、町税等の猶予、また減免ですけれども、まず町県民税につきましては、猶予として8件、法人町民税が令和2年度の1件で31万5,400円。それと個人の町県民税として、令和元年分で1件の2,500円と、令和2年分で8件の8万6,400円。固定資産税としましては、猶予として1件、令和2年度分で14万3,500円。それと、令和3年度分につきましては、中小企業者等の事業用の償却資産の固定資産税を軽減する措置になりますけれども、これについては、現在41件の申請が上がっているということです。

次に、国民健康保険税ですけれども、猶予につきましては、最大1年間の猶予ということで、令和2年度で1件で5万4,000円。それと、減免措置としては令和元年度分で5件16万9,000円。令和2年度で同じく5件で121万3,200円ということになっております。

介護保険料につきましては、まず減免のほうは令和元年度分が2件で2万6,000円。令和2年度分で2件の15万6,000円となっております。

後期高齢者医療保険料につきましても、減免分として令和元年度分が1,000円。令和2年度分が2件の1万9,000円ということになっております。

住民使用料の減免につきましては、現在のところ申請は上がっておりませんので、0件となっております。

それと、事業継続支援金につきましては、国の持続化給付金、または県の事業継続支援金の交付対象者に上乗せして受給するものでありまして、農政課関係のほうで法人が3件、個人が48件で、51件の支援金の申請が上がっているところです。

次、地域振興課分のほうでは、法人で67件、個人で142件で、合計の209件の支援金の申請が上がっているところです。申請期限につきましては、3月15日、本日までとなっているところです。

次に、緊急支援資金利子補給事業につきましては、県の金融円滑化特別資金、新型コロナウイルス感染症対策分、これの融資を受けた事業者で、利子上限2.3%に対しまして利子補給を行うもので、現在、13件の申請が上がっているところです。

次の農業制度資金保証料助成事業につきましては、県独自事業の新型コロナウイルス対策経営安定資金の借入れに際しまして、保証料率、0.46%を上限として、県が50%、町が50%の保証料の助成を行うものでして、これにつきましては、9件の申請が上がっております。

農業制度資金利子補給事業につきましては、同じく県独自事業の新型コロナウイルス対策経営安定資金の融資を受けた農業者等で、利子の上限が1.5%になります。これに対しまして利子補給を行うもので、9件の申請が上がっているところです。

次に、プレミアム商品券につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による町民の生活支援と、地域における低迷した消費経済の活性化を図るために、3種類のプレミアム商品券を販売しているところです。

まず、一般分としまして1冊5,000円の商品券を発売しております。これはプレミアム率が100%で、販売者が9,000冊になっております。換金の実績としては、8,958万3,000円で、換金率のほうは99.54%ということになっております。

次に、飲食店限定の商品券でございまして、1冊当たり2,500円で、この分については、プレミアム率が100%、販売冊数については2,000冊を販売しております。換金実績としては、換金率のほうは98.21%になっております。

次に、ふるさと旅行券につきましては、これがワンセット4,000円の商品券になりまして、旅行券になりまして、プレミアム率は25%で、1,000冊を販売しているところです。これにつきましては、換金率は100%というところになっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 国・県からの支援策と合わせて、町独自の様々な支援策もあったというふうに思います。

そこで、今、報道等によりますと、県内の自治体におきましても、第3次の交付金をもとに、また独自の支援策を行われているという報道がっております。そういった意味で、今、ご説明が行われたものの多くが終了しております。また、近いうちに終了してしまうというふうに思われます。新型コロナウイルス感染症、ウイルス感染症の影響を強く受けている町民や飲食業など、事業者に対しての町独自で支援策の継続や新設する考えはどのようなのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、お答えいたします。地方創生臨時交付金を活用した支援事業につきましては、町民や事業者に対する支援をはじめ、避難所の対応、また、感染拡大防止策など、現在、52の事業展開を行っているところですが、今議員が言われるように、多くの事業については、申請期限が終了したり、または年度内までの事業というような事業が多くなっております。

今後とも、必要となるような町独自の支援策、これの新設、または今までの事業等についての継続につきましては、検討を行いながら、この第3次臨時交付金を活用し、制度設計を行いながら事業実施を検討していくことにしているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい。これからということのお話だったというふうに思いますが、新聞報道によればですね、県内の自治体においては、水上村が村民全員に1万円の商品券を配布するとか、氷川町は一人5,000円商品券だとか、あと、売上とか減収した30%減の商工業者、農林水産業者に一律10万円支給するとか、ほかにもありますが、様々な支援策を出されております。

そういった意味で、過去の支援策の活用状況もですね、参考にさせていただきながら、売上の減少や解雇や雇い止めなどで、営業や生活への影響を深刻に受けている町民や事業者、直接支援できる効果的なものを実行していただきたいと思いますが、いかがでしょう

か。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 地方創生臨時交付金につきましては、感染拡大の防止、または感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援など、これらを交付対象としてされているところです。

この交付金の活用の中でも、町民や事業者に対して、効率的で実効性のあるもの、そういったものを制度設計などを行いまして、事業構築を今後実施していきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 財源が伴ってきますので、一自治体の力では限界がある面もあるかと思いますが、国また県に対してですね、支援策の継続や新設を要望すべきではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 新型コロナウイルス感染症に対します支援につきましては、町の単独事業としていろいろな支援を行うことにもなりますけれども、言われるように、すべて財源が伴うことにもなります。主に地方創生臨時交付金を活用して事業実施をしているところですが、本町でも新型コロナウイルス感染拡大に対する事業、それに取り組んでいるところですが、最近の県内の状況を見ますと、まだまだ新規感染者の数は、少しずつは少なくなっているものの、未だ収束が見通せない状況にもあります。

今後も現状を注視しながら、国・県に対しまして事業継続や新規要望など必要になってくる場合などには、町のほうからも要望活動のほうは行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問の順番として、ちょっと予定と若干違ってきますけれども、ご存じのとおり、クラスターが発生した桜の丘の感染症発生から収束までの経緯はどうなってるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） クラスターが発生しました桜の丘の最初の陽性確認から収束までの経緯ということで答弁させていただきます。

桜の丘の最初の陽性者の確認状況につきましては、これまで連日、新聞・テレビ・県のホームページ等で公表されておりましたが、概要としまして、1月6日、入居者の方が一番最初の陽性確認と。この陽性確認により、翌7日、陽性者と同一エリアの入居者及びエリア関係職員のPCR検査を実施し、入居者13名、職員9名の陽性が判明し、クラスターと認定され、新たな入居者の受入れ、ショートステイ、併設のデイサービスの中止を行われております。

さらに、翌8日、施設入居者及び職員全員に対してPCR検査を実施し、新たに入居者2名、職員2名の陽性が確認されております。9日以降、1月28日までは体調不良等の入

居者及び職員に対し、随時追加のPCR検査が行われ、入居者19名、職員20名の陽性が確認され、最終的な陽性者の数につきましては、入居者35名、職員31名、合計66名の陽性者が確認されております。

入居者35名のうち25名の方は、指定医療機関へ入院となり、不幸にも4名の方は病院のほうでお亡くなりになられております。

次に、施設・国・県・町の対応についてご説明申し上げたいと思います。陽性確認とともに、6日、7日に御船保健所が施設のほうへ立ち入り、陽性者の状態の確認、入院調整、施設への聞き取り調査、ゾーニング、消毒の指示、関係機関への連絡、支援依頼等を行われております。

8日には、桜の丘対策本部を設置され、1回目の会議が開催されております。施設関係者以外での出席者は、国立感染症研究所医師、ディーマット事務局の医師、熊本ディーマット、県庁、本庁からは講習衛生対策チーム及び高齢者支援課、御船保健所。町につきましては、13日からの会議に参加し、情報共有を行っているところです。

当初、1日2回のミーティング開催ということで、午前中は10時から、夕方4時からの2回のミーティングを開催されております。ミーティングの主な内容は、感染状況の確認、情報共有、感染対策。感染対策としまして、濃厚接触者と入居者・職員の健康管理、必要時の検査の実施、ゾーニングの指導、施設の衛生管理、感染予防対策に対する指導・助言等が行われております。

また、陽性者の健康管理、入退院の調整、搬送調整、必要な人的資源の確認や支援の調整、必要な物的資源の確認や支援調整。それと、感染性廃棄物、洗濯物、掃除、調理等についての情報共有・助言。さらには、職員のケアということで、この職員のケアにつきましては、メンタルヘルス、職員の家族、それと、帰宅困難者への支援。復帰者、濃厚接触、あるいは陽性と確認された後、職場へ復帰された方への情報共有等を行われております。

ディーマットの常駐支援につきましては、1月の29日で終了しており、ミーティングの回数も1日2回から1日1回となり、さらには週3回となっております。収束となりました2月12日が最後のミーティングということになっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 桜の丘の今説明をいただきました感染状況なんですけども、多くの方が観戦されて、4名の方がお亡くなりになるというふうに、大変ちょっと町民としてはですね、ショッキングな状況があったというふうに思います。

そういう中で、町として感染、そういう施設における感染予防対策とか、ほかにも施設等もございますので、町として教訓になるものがあればですね、どういったものがあったかご説明いただければと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 教訓といいますか、情報共有会議の中に出席しまして、私のほうが主に出席しましたので、私を感じたことということで答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今定例会に条例改正案について提案をさせていただいております。その中に業務継続に向けた取組みの強化に関する規定がございます。桜の丘も含めまして、すべての施設において感染症対策を含めた業務継続計画の作成を推進したいというふうに考えております。これは条例改正の中でまた改めてご説明申し上げますが、3年間の猶予規定を置くような条例改正としておりますが、早急に計画のほうは策定をしていただきたいというふうに推進はしていきたいというふうに考えております。

福祉施設におきましては、サービスを中断させない。仮に中断した場合でも、速やかに復旧させる体制を構築することが求められております。

今回は医療の逼迫もあり、症状が重篤な方からの入院となり、陽性の方が全員医療機関へ入院することができませんでした。このことが長期化した要因の一つには考えられるだろうというふうに思います。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、業務継続計画を策定する中で、感染防止に向けた取組み、日頃からの入居者や職員の体調管理、施設来庁者への検温、防護服、消毒液と備蓄品の確保、これらを行いますとともに、感染者が確認された場合の感染拡大防止、保健所との連携、濃厚接触者への対応、情報共有、業務内容の調整、さらには職員の過重労働、メンタルヘルスへの対応などができるよう、考え得る限りのことをですね、平時から計画を作り、それを実効性ある計画とする必要があるだろうというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 業務継続計画を立てて、やっぱそういった施設の中でのこういったコロナ感染が広がらないというようなことをですね、対策を立てられるということは、本当に重要で大事なことだというふうに思います。

質問を進めさせていただきます。町内において医療・介護・学校・保育関係者など、PCR検査の充実を図り、感染拡大防止に取り組むべきではないかというふうに考えます。報道等によれば、熊本市・上天草市・山鹿市など、高齢者施設など社会的検査が広がっております。また、宇土市はこれから実施が計画されてるというふうに聞いております。

熊日新聞、今年の2月24日の報道によりますと、熊本市は高齢者や障がい者などの入所・通所施設、約2,700カ所に勤める約5万7,000人が、2月、3月に受ける無料PCR検査を継続、4月、5月、6月も、各1回実施する。検査費用は10億9,600万円。財源については、国からの臨時交付金などを充て、感染拡大防止に取り組み、影響を受ける地域経済や住民生活を支援すると報道されております。

社会的検査の必要性として理由をいくつか上げてみますと、一つが、新型コロナウイルス感染者が町内において61名と県内自治体においてトップクラスの感染率であること。二つ目に、提出いただいた資料でもわかりますように、高齢者施設が入所と通所合わせて23カ所、定員数が557人、従業員数は516人、障がい者施設は、入所と通所合わせて10カ所、定員数は147人、従業員数が127人、これらを総計すれば1,347人となり、町内には介護施設や障がい者施設が多く存在し、入所者や職員など多数働いておられることがわかります。また、

医療機関を含めれば、職員と利用患者数を合わせれば、ものすごい人数となります。

3番目に、高齢者は感染した場合、重症化しやすく、桜の丘においても、4名の方がお亡くなりになられています。無症状者をいち早く発見する必要があります。

4番目に、厚労省新型コロナ感染症対策推進本部から、事務連絡として、県・衛生主幹部に宛てられている文書に、医療機関、高齢者施設等の検査についてというものがあります。文書には一部ですが、次のように述べられております。新型コロナ感染症の感染防止のためには、医療機関、高齢者施設等の入院、入院・入所者は重症化リスクが高いことから、施設内感染対策の強化が重要となります。

こうした観点から、感染者が多数発生している地域や、クラスターが発生している地域においては、その機関、医療機関・高齢者施設等に勤務する者、入所者全員を対象に、言わば一斉定期的な検査の実施を行うようお願いいたします。また、重症化リスクが高い入院・入所の方々に加え、重傷化リスクの高い集団に接する医療従事者、介護従事者で、発熱、呼吸器症状、頭痛全身倦怠感などの症状を呈してゐるかたがたについては、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただくようお願いいたします。そういうふうにあります。まさに甲佐町における事態は、この厚労省の文書にもしっかりと当てはまるものだというふうに考えます。クラスターが発生し、66名もの多くの方が感染し、4名の方がお亡くなりになられるという重大な事態に、今でも町民は不安を抱えています。そうした不安を一刻も早く解消するためには、これ以上の感染者やクラスターを発生させない具体的な対策が是非とも必要であるというふうに考えます。そういった点、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） お答えいたします。これまでの町の感染症対策としまして、県などの関係機関を通して、住民や医療施設、高齢者施設などに対する注意喚起を行い、感染防止対策の徹底に取り組んできております。

PCR検査につきましては、感染が疑われる場合には行政検査を幅広く行うことが基本となっております。町内高齢者施設のクラスターの発生時には、濃厚接触者など関係者に対し、保健所の判断により積極的に行政検査が実施されました。

現在、町内における感染状況としましては、新規感染者は出ていない状態で、クラスター関連での新規感染者もいない状況でもあります。

このようなことで、行政検査以外でのPCR検査は、積極的に実施すべき状況ではないと考えます。

また、このような行政検査以外での検査については、事前に県の検査体制整備計画との整合性を図り、進めていくこととなります。

今後、町内でも感染経路がつかめない感染者が増え、感染拡大へと転じる予測が生じた場合など、感染状況を踏まえた上で県に相談しながら検討すべきと考えます。以上となります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ご存じのように、今、町の中でもですね、感染者は落ち着いて

るような状況だというふうには思いますが、しかしコロナ感染症自体がですね、落ち着いて収束をしてるというわけではない、これは全国もそうでありまして、世界的にもですね、まだまだですね、どういうふうな動きになるかということは、わからないというふうには私は思います。

そういうふうなことで、検査についてはですね、やっぱり無症状者の感染者ということ把握するというのが、感染拡大を防ぐということが言われております。そういった意味では、甲佐町の場合はですね、クラスター発生して町民不安を抱えてますが、今は落ち着いていると。そういうふうな状況の中でですね、私は社会的検査の必要性はですね、十分にあるというふうには捉えております。

そういった意味では、社会的検査について、町長としてはどういうふうにお考えか、ご意見を。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 新型コロナウイルスのこの関連の対応については、これまでも県、それから保健所の指示を仰ぎながら町は対応させていただいたという経緯があります。この基本姿勢については、恐らく今後も貫かれるものというふうに思っております。

先ほど担当課長も申し上げましたけれども、そういった考え方のもとに町は対応させていただいておりますので、現段階での検査等について、町が主体的にやるということについては考えは持っていないということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長からもですね、今の段階で社会的検査は考えてないというお話でしたけれども、コロナとはちょっと違うんじゃないかというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、町は条例としてですね、安全で安心なまちづくり条例というのを作っております。その中には、災害を未然に防止し、町民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るというふうなうたわれております。

そうした観点からも、新型コロナウイルス感染症対策としてのですね、社会的検査の必要性は強く思うところです。

質問を進めさせていただきます。コロナワクチンのスケジュールについては、この件につきましては、12日の全員協議会におきまして説明を受けましたが、質問に予定もしておりますので、もう一度このスケジュールについてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 議員仰いますように、12日の全員協議会の中で若干ご説明させていただきましたけれども、スケジュールにつきましては、接種券の送付というところで、まず、町が担当します65歳以上の高齢者におきまして一応準備を進めてるところですけれども、接種券の送付につきましては、目標として3月30日を考えておるところでございます。

それに伴いまして、国からワクチンの提供がございますけれども、それが3月の26日の週に本町には配布されるということで、そこは決定しとるところでございますけれども、それ

以降のワクチンの配布につきましては、まだ未定というところでございます。

資料としてお配りしておりますけれども、町のコールセンター設置、いわゆるワクチンの問い合わせ、また予約等の受付というふうになりますけれども、3月22日に設置し、3月30日に接種券配布でございますけれども、また4月以降の受付、予約受付等になるかと思っております。

一応65歳以上の高齢者の方の接種がすべて終わったところで、65歳未満の方の接種に移行していくというふうに考えております。集団接種、または個別接種ということで考えておきまして、集団接種におきましては、総合保健福祉センターのあゆみの中で行い、個別接種は町内医療機関で行っていただくように準備を進めているところです。簡単ですけれども以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ワクチンの配布については、1回分といいますか、僅かに来るといふ状況だと思いますが、接種スケジュールどおりに進むということは、変更とかは大丈夫でしょうか。スケジュールどおりに進みますか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） すいません、その前に先ほど私が3月26日にワクチン配分があると言いましたけど、4月26日の誤りでした。申し訳ありません。

で、順調に接種が進むかというお話ですが、第一に、いわゆる国から県を通してのワクチン配分、供給はですね、順調にといいいますか、来た上でこちらの準備も進めていくというふうになりますので、接種の順位としましては、高齢者からその後・・・

（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

すいません。次に65歳未満の基礎疾患を有する者とそれ以外の者という順番になっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 問い合わせ等、コールセンターで対応していくということでもありますけれども、コールセンターというのは、今まであまりこう、役場の町の中では聞かなかったような気がしますけど、電話回線が混み合っとかそういうふうな心配はないでしょうか。対応は大丈夫でしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 一応電話での申込みということでございますけれども、一応窓口としてあゆみの窓口でも受付はするというところでございます。で、電話での混み合う可能性も、いわゆる状況を見ながらそのところは検討していこうと思っております。最初2名の一応業者の委託というふうになりますけれども、2名の対応と、電話対応というふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。次の質問に進みます。

学校給食費の公会計化についてであります。文科省の資料によれば、学校給食の公会計

化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計化を採用することとされ、保護者からの学校給食費の徴収管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進していることというふうになってます。

文科省によって2019年に学校給食費徴収関連に関するガイドラインが策定され、地方公共団体に対し、ガイドラインを活用して公会計化を推進するよう通知してとありますが、甲佐町での現在の学校給食費の徴収管理業務はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 現在の給食費の徴収に関してですけども、まず、口座の管理でありますとか名義でありますとか、集金は誰が行ってるのかということについてご説明したいと思います。

現在、給食費の徴収の口座名義は、給食センターとなっております。その管理につきましては、給食センターの所長が行っております。その口座からですね、毎月の食材費を支払っているという形になります。

それと、徴収、集金についてでございますけども、これは毎月各々の地区の給食費の徴収員さん、保護者になりますけども、その方が集められて、その金額をまとめてJA上益城の窓口から給食センターの口座に振り込んでいただいております。

また、一部ではですね、個人で直接JAから振込を行っておられる方もおられるというような状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今行われている徴収管理について説明がありましたが、徴収管理の問題点もあるかと思うんですけど、そういった点でどういうふうを考えられてるかということと、滞納分の徴収というのは、時間がかかったり、そういった方の徴収というのは、精神的な負担も大きくなるかと思いますが、そういった滞納をされてる方への督促や徴収というのはどうなってるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まず、徴収管理の問題点ということでございますけども、ただいま文科省のほうの学校給食費の徴収管理に関するガイドラインについて、議員のほうから触れられたんですけども、この公会計移行の目的ということでですね、ガイドラインの要約いたしますと、まず、教職員の業務負担の軽減、それと保護者の利便性の向上、学校給食費の徴収管理業務の効率化、管理における透明性の向上、徴収における公平性の確保、学校給食の安定的な実施、というのがございますけれども、これにつきましてはですね、各都道府県やそれぞれの自治体によりまして状況は異なるものというふうに捉えております。

そこで、甲佐町の現状でございますが、まず学校の教職員の業務負担でございます。これは今申し上げたとおり、先ほど申し上げましたとおり、集金のほうをですね、給食費徴収に保護者が行っておられるので、負担的には比較的になんというふうに思っております。

ただ、未収金等が発生した場合、これは給食センターから督促を行っても納入がない場

合、発生して納入がない場合ですね、督促を行っても。そういった場合はですね、学校から保護者へ連絡していただくなど、学校と連携しながら徴収管理を行っているというようなことで、この面からはですね、滞納者の徴収に関しましては、神経を使うということで負担も大きいものというふうに思っているところでございます。

そのほかですね、徴収における公平性の確保や学校給食の安定的な実施、そういったものは現状でも確保されているものというふうに捉えております。

ただ、徴収員、先ほども言いましたように、保護者の負担、管理の透明性、それと個人情報に関する事など、いくつかの課題はあるものというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） えっとですね、学校の教職員の関わりはそれほどないような話も聞きましたが、今、やっぱりこういうふうな未納・滞納というふうになった場合にはですね、どうしても先生方、職員の方の力が必要になってくるということで、当然ながら、負担は大きいものというふうに思います。

そういう中で、学校給食費の滞納というのは、つかんでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、滞納でございます。まず、平成29年度から令和元年度までの徴収率についてご説明いたしますと、いずれも3月末時点でですね、29年度が99.3%、30年度が99.6%、元年度が99.6%ということで、過年度分の未納額っていうのは112万5,435円現在のところでございます。そういった状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 最近の状況についてはですね、ほとんど給食費についてはお支払いがあるということですが、過年度分がですね、ちょっと大きな金額でなってるなというふうに思います。この過年度分の徴収というのは、どうなんですか。難しいかとは思いますが、どういふふうに進められているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この過年度分の滞納回収でございますけれども、基本的にはですね、未納者には給食センター所長と学校教育課の係員で定期的にですね、督促通知を送付しておりますが、それをまだなお納付されない場合はですね、先ほど言いましたように学校と連携しながら通知を出したりするんですけども、未納者本人にですね、どうしてもできないということは未納者本人に電話をかけたとか、直接面会によりですね、徴収を行っているところでございますけれども、まだそういったことをしても、まだ払わない方もいらっしゃるというふうなことでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の学校給食費の納入状況については、まだまだ解決ができないような問題があるというふうなお話だったというふうに思いますが、文科省からは令和元年7月に「学校給食費徴収管理に関するガイドライン」と合わせて、学校給食費等の徴

収に関する公会計化等の推進についての通知が出され、学校給食費公会計化を推進するように地方公共団体に求めているというふうに思います。公会計化につきましては進めるべきだというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） たしかに公会計化についてはですね、国のガイドラインが示すとおりに進めるべきではあるということで町のほうも考えております。

これまでにですね、給食運営委員会や校長会などで、現状に、甲佐町の現状に照らし合わせて、数回にわたりまして公会計化移行についての協議を行っております。その内容を踏まえまして、令和5年度の役場全体の電算システムの改修に合わせて、給食会計システムを導入いたしまして、公会計化に移行する方向でただいま準備を進めているというところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 学校給食費の公会計化の全国の実施状況を見れば、熊本県は佐賀県について導入が進んでない自治体が多くなっております。文科省も推進を言っておりますし、保護者の皆さんや教職員の皆さんの負担軽減のためにもですね、是非とも公会計化を実現させていただきたいというふうに考えます。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

しばらく休憩します。午後は1時より再開いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、企画課長から、先ほどの佐野議員の一般質問に対して、答弁について訂正の申出があっております。これを許します。

企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） すいません、先ほど佐野議員の一般質問の中で、新型コロナウイルス感染症対策についての、現在の国・県・町からの支援状況はどうなっているのかという質疑に対しまして、町の支援策の中で、大学生等応援事業につきまして、私のほうから、申請期限のほうは4月30日までということでお伝えしたところですが、正確には3月31日までというのが申請期限となっております。申し訳ございませんでした。お詫びして訂正いたします。

日程第2 同意第1号 甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（宮川安明君） 日程第2、同意第1号「甲佐町教育長の任命につき同意を求め

ることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます前に、本案の当事者である教育長につきましては、関連でございますので退出のほうをお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時01分

再開 午後 1 時01分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは同意第 1 号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて。下記の者を甲佐町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、蔵田勇治。生年月日、■■■■■■■■■■。令和 3 年 3 月 12 日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、現教育長であります蔵田勇治氏が、令和 3 年 3 月 31 日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町教育長の任命についてご説明を申し上げます。

今回、教育長としてご提案をいたしております蔵田勇治氏は、昭和 52 年に東京教育大学を卒業後、同年 4 月から県教育職員として、菊池・苓北養護学校から、天草西、熊本、熊本西、苓洋、松橋高校、県教育庁体育保健課、甲佐高校校長などを歴任されております。

また、ご承知のとおり、平成 27 年 4 月から 6 年間、町の教育長としてその職責を全うされ、本町の教育行政にご貢献をいただいているところであります。

このような氏の教育行政に対する豊富な知識や経験と見識を高く評価しており、教育長として適任であると判断し、任命をしたいので議会の同意を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 同意第 1 号、甲佐町教育長の任免につき同意を求めることについてでございますが、ただいま任命されました蔵田勇治氏におかれましては、引き続き本町の教育行政のトップとして職責を果たしていただきたいという思いであります。とりわけ今回始まりますギガスクール構想に伴う小中学校の一人端末一台導入や、甲佐高校のさらなる魅力化等に、これまで以上のリーダーシップを発揮していただきたいという期待を込めまして、何ら異議なく同意いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第 1 号「甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」を採決します。この本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、同意第 1 号「甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 05 分

再開 午後 1 時 07 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 議案第 3 号 甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第 3、議案第 3 号「甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第 3 号についてご説明申し上げます。

議案第 3 号、甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように制定することとするものでございます。令和 3 年 3 月 12 日提出、町長名です。

提案理由につきましては、公職選挙法の一部改正に伴いまして、町村の選挙における立候補の環境が改善され、選挙公営の範囲が拡大されたことにより、本町においても、この選挙公営制度を実施するため、本条例を制定したいのでこの議案を提出するものでございます。

次のページにつきまして条例本文となります。ちょっと読み上げますと長くなります

ので、別紙の説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。ありがとうございます。

それでは、別に説明資料を付けております。ご覧ください。議案第3号、甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

まず、1番の制定の要旨でございます。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町村議会議員の選挙に供託金の制度が導入され、また、条例で定めることにより、これまで都道府県及び市を対象としていた公費による選挙費用の負担制度を町村にも同様に拡大することができるようになりました。

選挙運動の公費負担は、費用の一部を町が負担することにより、候補者の負担を軽減し、候補者の資力の差が選挙運動の差につながらないように、公平公正な選挙に資するための制度です。この制度を導入するため、本条例を制定するものでありますということです。

2番につきまして、今回の公職選挙法の一部改正の中身でございます。(1)から(3)番まででございます。まず(1)番につきまして、今度、今、本条例で制定しようとしております選挙公営の制度でございますけれども、内容につきまして、まずアの選挙運動用自動車の使用。それと、イの選挙運動用ビラの作成。ウの選挙運動用ポスターの作成についてが各市町村で条例を定めることによつて、公営対象となるものでございます。

(2)番につきまして、町村議会議員選挙におけるビラ配布の解禁ということになります。これについては、法律において上限枚数1,600枚、ビラの種類が2種類以内、規格はA4判以内ということで、ビラの配布が解禁になったということです。

(3)番につきまして、これが町村議会議員選挙における供託金制度の導入ということで、これまで供託金はございませんでしたけれども、これからは供託金額が15万円ということと、供託物の没収点が有効投票総数÷議員定数の10分の1未満ということで供託金制度が導入されたということでございます。

それと、3番が今回の条例案で定める主な内容についてということで、先ほど説明しました3点でございますけれども、次のページをめくっていただいて、内容につきまして、まずアの選挙運動用自動車でございます。これについては、まず一般運送契約、これはハイヤー方式で運転手付きで契約された場合が、1日の上限額が6万4,500円で、5日間が32万2,500円。と、個別契約、これは自動車を借りて燃料を補給する。と、運転手を雇うというようなことでございますけれども、それぞれ上限額が定められておまして、5日間で自動車の借入契約は7万9,000円、燃料が3万7,800円、それと運転手の雇用契約は6万2,500円を上限額とされております。

イの選挙運動用ビラでございます。これについては、町長選挙は5,000枚が上限、町議会議員選挙が1,600枚が上限ということで、1枚当たりの単価が7.51円で、それぞれ町長選挙が3万7,550円、町議会議員選挙が1万2,016円が上限額というふうになります。

それと、最後にウの選挙運動用ポスターにつきまして、これは町長選挙、町議会議員選挙、同じく1枚当たりの上限額が5,534円と上限枚数は本町の今のポスター掲示場の数

ということで62枚で、一人当たりの上限額が34万3,108円というふうになっております。

ポスター1枚当たりの単価の計算は、これが法律上でなっております、こういった計算になって5,534円ということになります。

(2)番の公費負担の支払手続につきましては、公費負担の適用を受けようとするものは、有償契約を締結して甲佐町選挙管理委員会に届け出なければなりません。町は当該候補者にかかる供託物が本町に帰属しない場合に、候補者と有償契約を締結している事業者等からの請求に基づきまして、内容の確認をした上で、各規定の上限額内で経費を支払うというような手続になりまして、図で示しますと下のような参考図のような形になります。

なお、この条例の施行日は本議会で可決された後、公布の日から施行するというので、この条例の日後、この公布の日後、告示される選挙について適用するというようにしております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ビラですけれど、ビラが上限が1,600枚で2回というふうにあるんですけども、これは2回という、2種類というか、これ800枚の2回っていう意味なんですか、1,600枚の2回っていうわけではないんですね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） あくまでも上限額は1,600枚と。と、ビラの種類が2種類までは大丈夫ですよということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。公費負担の支払手続についての7番の、供託物が没収されないことを確認した上で経費の支払ということなんですけど、ちょっと私がこの条例が出たときに、広くその興味をもっているいろんな方が参加できる、挑戦されるのであればですね、挑戦される幅が広がっていいのかなと思ったんですけど、その7番で、有効得票数の10分の1とれなければ支払しないといけないという部分があるので、なかなかやっぱりそのまあ、ちょっと厳しくなるのかなと。いろんな方に出させていただいて、自分がある程度できるものと思ってらっしゃった、けれども、なかなかそれにいかなかった場合もあるかもしれないので、そのあたりは、これはもう、こういうどこも条例になってるんですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、これについては一応、公職選挙法の規定に基づいて、ほかの市町村もすべてこういうようなきまりになっていると思われましても、ちなみにこの供託物の没収点の計算でございますけども、前回平成31年2月の市町村議会議員選挙、本町のですね、議会議員選挙の例で申しますと、有効投票総数が6,586票でございました。それを議員定数の12人で割って、さらにその10分の1ということで、1候補者54票未満、54票とれれば供託物は没収されないというような計算となります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第3号、甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございますが、この趣旨の中に、候補者の資力の差が選挙運動の差につながらないよう公平公正な選挙にするための制度ということで、これに伴って公平公正な選挙が実施されますとともに、また、幅広い方に挑戦していただくような条例だと思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第3号「甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号「甲佐町議会議員及び甲佐町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号 甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第4号「甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定について。甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例を次のように制定することとする。令和3年3月12日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、熊本県金融円滑化特別資金及び熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金の融資を受けた町内事業者及び農業者に対して、町が行う利子補給及び補償料助成事業の財源とすることを目的として、甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金を設置するものであります。

なお、本基金につきましては、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものであります。

次のページをお願いいたします。条例案になります。甲佐町新型コロナウイルス感染症

対応地方創生基金条例。設置、第1条、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により、熊本県金融円滑化特別資金及び熊本県新型コロナウイルス対策農業経営安定資金の融資を受けた町内事業者及び農業者等に対して町が行う利子補給及び補償料助成事業の財源とすることを目的として、甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金を設置する。

(積立) 第2条、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金の原資は新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金その他資金をもって充てる。

(管理) 第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理) 第4条、基金の運用から生じる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分) 第5条、基金は第1条の目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(雑則) 第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

(附則) 1、この条例は公布の日から施行する。2、この条例は令和8年3月30日限り、その効力を失う。

次のページをお願いします。説明資料になります。今回、基金条例にかかる該当事業を記載しております。まず事業といたしまして、緊急支援資金利子補給事業、これの積立額として213万円。次に、農業制度資金利子補給事業といたしまして65万円。農業制度資金補償料助成事業につきましては50万円。この三つの事業で合計の328万円を積み立てるところです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(宮川安明君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(宮川安明君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番(荒田 博君) はい、7番。議案第4号、甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明があったとおり、町が町内事業者及び農業者等に対して町が行う利子補給及び補償料助成事業の財源とすることを目的として、するために、この条例を制定することが必要ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長(宮川安明君) これで討論を終結します。

これから議案第4号、甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定に

ついてを採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号「甲佐町新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の制定については、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第6号 甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」。日程第6、議案第6号「甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例について」、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第5号、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第5号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。甲佐町課設置条例の一部を次のように改正する。第2条、第1号中、「コ」を削り「ケ」を「コ」とし、「オからクまで」を「カからケまで」とし、エの次に次のように加える。「オ」男女共同参画に関する事項。第2条、第2号中、オからキまでを削り、エの次に次のように加える。

「オ」行政システムに関する事項。「カ」行政デジタル化の推進に関する事項。「キ」情報発信に関する事項。「ク」統計に関する事項。「ケ」公共交通に関する事項。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、課の事務文書の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次が新旧対照表となります。改正の中身についてでございますけれども、まずこの男女共同参画の業務を、現在は社会教育課のほうで行っておりますけれども、それを総務課のほうへ移行いたします。また、企画課に行革と電算を推進する係を新たに設置する予定でございます。これについては、これからの役場の基幹コンピュータシステムの更新が令和5年度からというふうになっておりますけれども、それと合わせて国が進めております令和7年度までに行う行政デジタル化を合わせた形で、行財政計画も一元的に推進していくという目的で、新たに組織の中を改正するというところでございます。説明については以上でございます。

続きまして、議案第6号についてご説明申し上げます。議案第6号、甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例。甲佐町付属機関設置条例の一部を次のように改正する。別表、教育委員会の部、甲佐町男女共同参画社会推進懇話会の項を削り、同表、町長の部、甲佐町功労者審査委員会の項の次に次のように加える。甲佐町男女共同参画社会推進懇話会、男女共同参画社会の施策の推進に関する事及び推進にかかる調査研究に関する事を協議する。附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、課の事務分掌の見直しに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためこの議案を提出するものでございます。これにつきましては、先ほど議案第5号でご説明しましたとおり、男女共同参画の推進にかかる事務を社会教育課から総務係へ移したため、付属機関であります懇話会を町長部局のほうへ移すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論及び採決については議案ごとに行います。最初に議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第5号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、今、総務課長より提案に関しての説明がありましたとおり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決されました。

次に、議案第6号「甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。議案第6号、甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例についてでございますけれども、課の事務文書の見直しに伴う条例の一部

改正でございますので、何ら異議なく賛成申し上げます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第6号「甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号「甲佐町付属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第7号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、個人情報の適正な取扱いの確保と、個人の権利利益の侵害防止を図るため、不正行為を行った実施機関の職員等に対し、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則のみならず、本情報の各義務に違反した場合にも罰則を課す規定を設ける必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例です。罰則規定として五つの条文を追加するものでございます。内容については、別紙資料によって説明してよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、別紙の資料をお願いします。

議案第7号の説明資料です。甲佐町個人情報保護条例の罰則についてということで、五つの条文を罰則として追加いたします。まず、条番号第32条でございます。対象者につきましては、町職員、町職員のほうは米印をしておりますけども、下に米印で註釈をしております。町職員とは、本条例上の実施機関、町長、公営企業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の職員のことをいうということでございます。

それと、戻りまして、それと元町職員ですね。それと、受託業務の従事者、元従事者、指定管理業務の従事者、元従事者が対象となります。対象情報につきましては、個人の秘密に関する事項が記録された公文書等であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索できるよう体系的に構成したものということにな

ります。その行為につきましては、正当な理由なしに提供したときでございます。

罰則の内容は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということです。一番右に具体例を載せております。この30人以上の具体例につきましては、個人情報記録されたデータベースをUSBなどの記録媒体、または電子メールなどで、業務に関係のないものに提供した場合、などが考えられます。

次、第33条です。対象者は第32条と同じでございます。対象情報は、その業務に関して知り得た公文書等に記録された個人情報ということで、行為につきましては、不正な利益を図る目的で提供、登用したときということになります。罰則、処罰の内容は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金ということになります。

具体例につきましては、職務上知り得た個人の氏名、住所、電話番号などの記載された名簿等を売却したというようなことが考えられます。

第34条につきましては、対象者は町職員であります。対象情報は個人の秘密に属する事項が記録された文書、とがまたは電磁的記録というふうになります。行為につきましては、職権を濫用してその職務に使用する以外の目的で収集したときということで、処罰の内容は1年以下の懲役または50万円以下の罰金になります。具体例につきましては、個人的な興味を満たす目的で自己の職務を装い、他人の個人情報が記載された文書を入手したというようなことが考えられます。

次、第35条です。対象者は個人情報保護制度審議会委員、また、元審議会委員というふうになります。対象情報は職務上知り得た秘密情報、行為はほかに洩らしたとき、処罰の内容は1年以下の懲役または50万円以下の罰金、具体例につきましては、個人情報保護制度審議会委員が、審議の際知り得た秘密情報をほかにもらしたということが考えられます。

最後に第36条、対象者は開示請求者となります。行為につきましては、偽りその他不正な手段で個人情報の開示を受けたときということで、処罰の内容は5万円以下の科料ということです。具体例につきましては、他人の身分証明書を利用するなどして、他人になりすまして個人情報の開示を受けたということが考えられます。

今回の罰則の規定につきましては、平成29年の総務省の通知のほうでですね、一応制定するようなことになっておりました。現在、県内の半数以上の市町村で規定されておまして、上益城郡内では御船町・嘉島町・山都町が既に規定済みというふうになっております。

なお、罰則の量定につきましては、国の基準どおりとしております。また、本条例案は、事前に熊本地方検察庁に照会をしまして、承認を受けている内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第7号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正する条例の制定についてでございますけども、今、総務課長から説明がありましたとおり、個人情報に伴う違反したものに罰則を課すということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第7号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第8号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） では、議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

提案理由といたしまして、国民健康保険事業の財政運営に当たり、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。以下、条文を示しておりますが、説明資料を添付しておりますので、説明資料により説明させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、説明資料をお願いいたします。

資料は国民健康保険税税率の早見表になりますが、今回改正しますのは、医療費給付費分の所得割を8.0%から8.3%に。率ですと0.3%アップになります。また、均等割を2万6,000円から2万8,000円に。金額にすると2,000円増額になります。介護納付金分については、所得割が1.83%から2.04%に。率ですと0.21%のアップ。均等割が1万2,000円から1万3,400円に。金額ですと1,400円増額となります。

次のページの軽減後の税額については省略させていただきます。

次に、もう一つの資料になりますが、令和3年度国民健康保険税税率資産比較表にて説

明いたします。A 3の広い資料になり、右上に説明資料①となっております。

まず、資料の左上ですが、令和3年1月31日現在の国保の世帯数は1,656世帯、被保険者数は2,718人となっております。この中から、令和2年度中に75歳の後期高齢者になれる方を除いて、国民健康保険税を試算しております。

次に、二つ目の黒丸ですが、県が国保の財政運営主体となったことで、県から町に市町村国保事業納付金標準保険料算定結果表が通知されております。これは、甲佐町が県に納める納付金の財源の一部が保険税であるため、その保険税の必要総額が2億5,349万6,663円となっております。これは、県全体の国保の運営費から甲佐町分として算定されたもので、この保険税を財源として県に納付金を納めることとなります。この2億5,349万6,663円を徴収するために、県が甲佐町の被保険者の所得状況から算定した税率が、例えば医療分の所得割が8.33%、均等割が2万7,514円と示されております。言い換えると、県が示したこの税率を目安にして、町の保険税を徴収してください、というようなものです。

次に①の表は、甲佐町の現行税率を表しております。この現行税率で令和3年度の収納見込額を計算しますと、2億1,337万950円となります。ただ、県が示す必要保険料2億5,349万6,663円に不足するため、財政調整基金を4,400万円繰入が必要となります。現在、基金残高は約5,500万円ですから、4,400万円を繰り入れると、基金残高も危機的状況となります。

そこで、県が示す税率を参考に、現行税率からの上昇をできるだけ抑えて試算したものが②の表になります。後期支援分は据え置きとし、医療分、介護分の税率を上げて試算しております。この表の税率では、収納見込額に対して不足する分を3,500万の基金繰入が必要になります。

コロナ禍で多くの方が経済的な影響を受けられているとは思いますが、県が示す保険料必要総額からすると、収納見込額が少ないため、できるだけ税率の上昇を抑えて、可能な限り基金を活用する②の表の税率を改正案として提出させていただきました。また、この改正案の税率については、甲佐町国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問しましたところ、この考えに賛同する答申をいただいております。

次に、右側の表はモデルケースに見る負担額増減額のイメージです。令和3年度の保険税を見て、あ、失礼しました、保険税を現行税率で試算した場合と、改正案の税率で試算した場合を比較しています。上の表が子育て世帯、下の表が高齢者の世帯をモデルとして試算しております。子育て世帯総所得300万円の4人家族の世帯では、現行税率との差は年額2万3,907円となります。また、高齢者の2人世帯では、現行税率の差は、年額3,410円となります。

次のページの資料をお願いいたします。説明資料②です。国民健康保険特別会計の財政見直しになります。歳入の⑩、財政調整基金繰入金ですが、今年度は3,700万円取り崩しており、現在の基金残高は5,500万円となっております。

先ほど申しました改正税率案で試算しますと、令和3年度に3,500万円、令和4年度も2,100万円ほどの基金取り崩しが必要ではないかと考えますが、基金のほとんどを取り崩

すことになり、かなり厳しい財政の皆通しとなっております。

次のページ、資料③をお願いいたします。令和2年度、今年度の上下益城郡内の保険税比較表になります。子育て世帯を例にして近隣町の一世代当たりの年税額を算出してみました。一番高いのは山都町で、甲佐町が一番低く、山都町との年税額の差は4万8,400円になります。

また、令和3年度として県が示した各町の一人当たりの必要保険料は、嘉島町が一番高く、12万2,545円、甲佐町は3番目に高く、10万9,535円となっております。現行税率は低いほうですが、令和3年度の必要保険料は高いほうで、基金残高も少ないために国保会計の運営も厳しくなると考えられます。

コロナ禍で被保険者の多くの方が経済的影響を受けられていると思いますが、基金を活用し、できるだけ税率の上昇を抑える形で改正案を提出させていただいております。また、基金残高も少ないため、令和3年度の運営状況を見て、令和4年度には県が示す標準税率と同程度への改正も必要になってくるかと考えます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これはあれで、あの・・・

○議長（宮川安明君） 井芹議員に申し上げます。マイクを使ってください。

○10番（井芹しま子君） 他のですね、近隣の自治体の国保の運営状況といいますか、そこら付近についてはどんなだろうかというふうに思いますけれども、甲佐だけがですね、やっぱりこうやって基金もですね、すべて取り崩してですね、運営しなければならないほどのですね、状況というか、よそと比べてですね。そこに何か、どういう原因があるのかなというふうに思ったものですからお聞きしています。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 運営ですね、財政運営がどうかというと、恐らくそうは郡内の状況も厳しいということに関しては変わらないのかなというふうに思います。近年、保険税率を上げておられて現在に至っておられる町もありますので、一概に比較はできないんですけれども、総じていえば、今申し上げたような状況だろうというふうに思います。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 質問じゃないんですけど、説明資料のですね、1のやつの1から3の収納見込額は、調定に対して95%の収納見込率を掛けて算出して書いてあるんですけど、これは1から2じゃないですかね、3はどこにありますか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） すいません、ご指摘がありましたとおり、資料の訂正をさせていただきます。説明資料①のですね、左側の下のほうですけれども、米印ですね。1から3というふうにしておりますけれども、申し訳ありません、1から2ですね。1

と2の収納見込額は調定額に対して95%の収納見込率を掛けて算出ということになります。失礼いたしました。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。
ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。
佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第8号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対する立場から討論を行います。

反対の理由は、高過ぎる保険税は町民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺るがしております。全国区長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い、国保が他の医療保険より保険料が高く、負担の限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要と主張しております。

令和2年の全国市長会の重点提言では、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化することと提起しています。

全国町村会も昨年11月の大会要望において、公的医療保険をすべての国民に共通する制度として一本化すること。各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることとここに強く要望しております。今回の町国民健康保険税条例がいくつもの項目において値上げをされ、それが加入者である町民に重くのしかかってきます。町も財政的には厳しい面はあると考えますが、値上げをぐっと我慢をし、市長会や町村会が国に対する要望として提起している国保制度の抜本的改善を求めて行動を共にすることが一番の解決策であると考えます。以上で反対の討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第8号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、運営主体が県になりまして、今回の県からの納入金額に対して、現状の税率では非常に厳しいということで、その中でもコロナ禍で非常に所得等が低迷する中で抑制された金額になっております。本来であれば、これを基金を取り崩さないような税率にするべきところを、今回あえて抑えた施策にしてありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第8号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第9号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

議案第9号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義内容を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中、新型インフルエンザ等対策特別措置法、附則第1条の2に規定する「新型コロナウイルス感染症」を、「新型コロナウイルス感染症病原体がβコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 議案第9号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま説明がありましたように、新型インフルエ

ンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、今回の条例の改正ということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第9号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時12分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第10号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第10号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

議案第10号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、甲佐町長名でございます。

提案理由としまして、介護保険法第129条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率を定めるため、及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義内容を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正する。以下、第2条ですが、添付しております資料2を合わせてご覧いただきたいと思っております。添付資料の一番最後のページです。

介護保険料段階別早見表を付けております。第2条につきましては、第1段階から第9段階までの年額の保険料を記載しておりますので、一番下の段、参考としておりますのが現在の保険料でございます。保険料は年額で記載をしておりますので、第1段階の3万9,000円を3万6,600円に改める。同じく第9段階までの改正を記載しております。

さらに、第1段階から第3段階につきましては、軽減がありますので、その軽減につい

て第2条の改正文については記載をしているところです。

附則、中段ほどに附則第8条第1項第1号中という附則の改正文を付けております。この附則の改正につきましては、先ほど甲佐町国民健康保険条例の一部改正と同様に、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、定義を改める必要が生じたので、そのような定義に変更をしているものでございます。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条、先ほどの新型コロナウイルスに関する部分につきましては、公布の日から施行するとしております。

2項としまして、改正後の甲佐町介護保険条例第2条の規定、先ほどの年税額の規定でございますが、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例よるといふ附則規定を置いております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑に入ります。質疑、何か質疑ありませんか。
ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
4番、鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。議案第10号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度における保険料及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等による一部改正でございますが、先般の全員協議会の中におきましても、第8期の介護保険事業について説明をいただき、信任を受けたものでございますので、本条例の一部改正につきましては、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第10号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第12号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定

介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第13号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第14号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第11号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。

日程第12、議案第12号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」。

日程第13、議案第13号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」。

日程第14、議案第14号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」。

以上4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第11号から議案第14号までご説明申し上げます。

議案第11号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

続きまして、議案第12号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

続きまして、議案第13号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例を次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

最後に、議案第14号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

以上、4議案につきましては、提案理由ですが、すべて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、それぞれ本条例の一部を改正する必要が生じたため、これらの議案を提出しているものでございます。

改正内容につきましては、議案第11号の下に説明資料ということで添付しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。議案第11号に添付をしております。

令和3年第1回3月定例会議案第11号、12号、13号、14号の説明資料と記載してあるものでございます。全サービスに共通します改正としまして、①感染症対策の強化ということで、感染症の発生及び蔓延等に関する取組みの徹底を求める観点から、施設系サービスについては、訓練の実施、その他訪問系、通所系等のサービスにつきましては、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等を記載しております。この感染症対策の強化につきましては、3年間の経過措置を設けることとしておりますが、早急に整備、訓練等をさせていただくように担当課としては取組みを行いたいというふうに考えております。

2番目としまして、業務継続に向けた取組みの強化としまして、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものでございます。この規定につきましても、3年間の経過措置を設けております。

3番、ハラスメント対策の強化ということで、適切なハラスメント対策を求めることとしております。4番としまして、会議や他職種連携によるICTの活用ということで、感染防止や他職種連携の促進の観点から、利用者が参加せず、医療、介護の関係者のみで実施するものについては、テレビ電話等を活用しての実施を認めると。利用者が参加して実施するものについては、利用者の同意を得た上でテレビ電話等を活用しての実施を認めるという規定を置いております。

次のページをお願いします。5番目としまして、利用者への説明、同意書等にかかる見直し。6番目としまして、記録の保存等にかかる見直し。7番目としまして、運営規定等の掲示にかかる見直し。8番目としまして、高齢者虐待防止の推進ということで、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修会の実施、担当者を定めることを義務付ける規定を置いております。これにつきましても、3年間

の経過措置を設けることといたしております。

最後に、9番目としまして、チェイス、ビジェット、文言につきましては、下のほうに説明を書いておりますが、情報の収集、活用とPDC Aサイクルの推進ということで、これにつきましては、介護の質の向上を図るためにこれらの活用を行うということで、条例の改正をお願いしたいということで考えております。

議案第11号、12号、13号、14号の条例改正については以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 説明資料の9番目なんですけどですね、いろんな介護サービス施設のですね、それを情報を一括して収集をして、それを分析して介護の質の向上を図るといふふうには書いてあるんですけども、これっていうのは、どこにその情報を集めるのか、行政のほうに集めるんですかね。その情報量のすごい情報量をですね、どこがどういふふうにはそれを分析を行うのかですね。で、介護の質の向上といいますけど、具体的にこれが介護の質を上げるということにその結び付く意味がちょっと私もわからないんですけども、ちょっと具体的にそこら付近を説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、システムについて、システムはどこが責任主体となっているのかということだと思いますが、これにつきましては、国のほうで管理をするということになります。

質の向上につきましては、各事業者単位でどのようなサービスをどのような期間、量、提供して、どのような状態かというのを国のほうで電算処理をされると。で、効果的な介護サービスについて、各事業所のほうへフィードバックされるというふう聞いております。以上でございます。それをもちまして、優良事例を各事業所に戻すことで、各事業所も自分の事業所の考え方等の参考にしていただくということでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

討論並びに採決については議案ごとに行います。

最初に議案第11号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第11号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、提案理由にありますように、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第11号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

次に、議案第12号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第12号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、提案理由にありますように、運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の、本条例の一部を改正する必要が生じたということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

次に議案第13号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、議案第13号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、議案第11号、12号と同じく、省令の公布に伴いまして本条例の一部を改正するものということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。議案第14号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、前議案同様に、省令の公布に伴い本条例の一部を改正する必要があるということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第14号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第15号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

提案理由、地方税法の一部改正及び湯田団地解体に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。次のページをお願いします。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。甲佐町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。補則第7項中、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、「以下、この条において特例基準割合適用年という」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合」に改める。

別表、湯田団地の項を削る。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の甲佐町町営住宅管理条例附則第7項の規定は令和3年1月1日以後の期間に対する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものです。次のページをお願いします。

改正案の新旧対照表です。次のページをお願いします。別表の新旧対照表です。2行目の湯田団地を削除するものです。

今回の甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例は、地方税法の改正によるもので、延滞金の特例に関する文言の見直しが行われたことに伴い、文言の「特例基準割合」を「延滞金特例基準」に文言の改正をするものです。

また、湯田団地の解体が完了したことによる別表湯田団地の削除を行うものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。この今、湯田団地の解体に伴いということで削除になられてると思うんですけど、この跡地についてはどのように考えられてるんでしょうか。今、もしその考えがあれば教えていただきたいなと思いますけど。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、現在のところですね、まだ湯田団地の跡地の利用についてはですね、今後検討することとなっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第15号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけども、地方税法の一部改正に伴い、文言の一部改正ということで、何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第15号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第16号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第16号、財産の無償譲渡について。下記の建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

記、1、主な内容、所在地、上益城郡甲佐町大字府領字居屋敷636番地4。種類、集会用施設。構造、木造平屋建。床面積、105.9平方メートル。建築年月日、令和2年12月25日。

2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字■■■■■■■。府領区認可地縁団体代表者■■■■■。

3、無償譲渡の目的、当行政区が集会用施設として管理利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該建物は府領区認可地縁団体から集会用施設として管理したい旨の普通財産譲受申請があったため。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

この施設につきましては、白旗仮設団地のみんなの家の集会所として使用されていた建物を府領公民館跡地の移設し、府領区の集会用施設として活用いただくというもので

ございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あの、白旗から移設をするんですけど、これ移設費用っていうのは町がもちろん負担をするんでしょうけど、大体どのくらい。町が負担をするわけじゃないんですね。そこら付近をちょっと説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは白旗仮設団地のみんなの家の移設の工事請負費についてご説明いたします。

工事の総工事費が2,400万円となっております。そのうち復興基金を使っております。復興基金の対象が2,100万円で、そのうちの4分の3が県が負担されるということで1,575万円。町の負担が4分の1で525万円というふうになっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。議案第16号、財産の無償譲渡についてでございますけれども、当該物件は、熊本地震からの白旗仮設団地で活用されたみんなの家の利活用で、府領区が地域づくりの拠点として管理利用されるということから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第16号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号「財産の無償譲渡について」は、原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第17号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

議案第17号、財産の無償譲渡について。下記の建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記、1、主な内容。所在地、上益城郡甲佐町大字早川字柿の木平2100番5。種類、集会用施設。構造、木造平屋建て。床面積、76.0平方メートル。建築年月日、令和3年1月25日。

2、無償譲渡の相手方。上益城郡甲佐町大字■■■■■■■。北早川区認可地縁団体代表者■■■■■■■。

3、無償譲渡の目的、当行政区が集会用施設として管理、利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該建物は北早川区認可地縁団体から集会用施設として管理したい旨の普通財産譲受申請があったため。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

この施設につきましては、乙女第1、第2仮設団地のみんなの家2棟を移設しまして、1棟として元白旗第2仮設団地跡に建築し、北早川区の新たな集会用施設として活用いただくというものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この北早川のですね、戸数は大体どのくらいなんですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） それでは、北早川区の世帯数についてお答えいたします。

令和3年2月末現在で、北早川区の世帯数は98世帯になっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。すみません、ちょっと確認のためにお尋ねですけれども、さっきの府領に行ったのが、白旗グラウンドにあった105.9平米のみんなの家ですよね。で、今議論しているのが北早川のほうに乙女第1と第2にあったみんなの家を移設するということで、こっちが二つ合わせて76平米ということですかね。ほかにはもうみんなの家はないですかね。ということよろしいですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 乙女第3仮設団地ですね、元グリーンセンターの所にて

きた所にみんなの家があと1棟残されております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） じゃあ、その残ってるのもどこかにまた移設をされる予定ですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、現在、建設をいたしております上揚団地を解体します。その跡地にですね。集会所を兼ねたところで考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第17号、財産の無償譲渡についてでございますけども、当北早川区の集会場施設としてのですね、譲渡でありますけども、コミュニティの場としてのですね、近隣の方はもとより利用活用していただくようにですね、お願い申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「財産の無償譲渡について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号「財産の無償譲渡について」は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第18、議案第18号「甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、議案第18号、甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について。次のように指定管理者の指定をします。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

1、甲の施設の名称、甲佐町子育て支援住宅ヴェルデ甲佐。2、指定管理者候補者、熊本市中央区九品寺2丁目6番57号。熊本県公営住宅管理センター共同企業体、代表、株式会社コスギ不動産、代表取締役小杉周司。3、指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

提案理由、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。今回応募があった指定管理候補者は、熊本県公営住宅管理センター共同企業体で、代表企業の株式会社コスギ不動産と日本管財株式会社、それに株式会社明和不動産管理からなる3社で構成されております。選定方法につきましては、令和2年12月1日から募集を行い、第1次審査を書類審査で、能力審査や提案内容を審査し、第2次審査では具体的な事業内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、選定委員会で審査を行い、指定管理候補者の決定を行っております。

指定管理者候補者は、現在、指定管理者を導入しております定住促進住宅サンコーポラスの指定管理者と同じ企業体でございます。管理業務の内容は、施設管理・運営に関する業務全般で、入居者の募集・退去に関する業務、利用料の徴収など経費等の支払に関する業務、施設の維持管理に関する業務、そして今回子育てサロン集会室を利用したイベント等の開催を提案を行ってもらうようにしております。

今回指定管理者による管理を行うことで、民間事業者が持つ専門的なノウハウを活用し、効率的で効果的な管理運営を図り、入居者のサービス向上が図られることと思っております。それと職員の事務負担の軽減にもつながっていくと思われまます。指定管理料につきましては、基本家賃6万4,000円。それと駐車料金1,500円の合計額に10%を掛けた金額となります。入居者が20戸ありますので、月々の指定管理料は13万1,000円となり、年額の管理費は157万2,000円となります。

甲佐町子育て支援住宅ヴェルデ甲佐の管理及び運営に関する業務を、令和3年4月1日から3年間、指定管理者を指定して管理を行うためご議決をお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今、6万4,000円と駐車料を含めて、それが20戸で13万1,000円とか仰いましたね。

（「もう一回お願いします」と呼ぶものあり）

○議長（宮川安明君） もう一度お願いします。

○10番（井芹しま子君） 月に13万1,000円ということだったんですけど、ちょっと私、あと一回説明をしてほしいと思って。6万4,000円の家賃と、それから1,500円の駐車料、合わせてそれが20戸で月13万1,000円というふうに仰ったと思うんですけども。

（「違う違う」と呼ぶものあり）

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、月々の家賃が、基本家賃6万4,000円、それと駐車料金1,500円が基本となりますので、その合計額に10%を掛けた金額ですね、それに入居戸数が20戸ありますので、20戸を掛けた数となります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。あそこの子育て支援住宅ヴェルデ甲佐ですね、あそこの1階部分にはたしかコミュニティスペースが設けられてたと思います。で、ただいま建設課長のほうからも若干説明で触れられましたけれども、これまでのですね、町で管理していた時のそのコミュニティスペースの利活用の状況、それから、今回、指定管理者のほうからですね、そのコミュニティスペースを活用した、利活用、計画といますか、そういったのはどのようなものになっておりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、これまでの子育てサロンの集会施設の利用ということでは、今、コロナ禍の中でなかなか利用できないような状況ですけれども、利用できる時にはですね、子ども食堂の開催があったりですね、そういった活動をされておりました。で、今回新たに指定管理を募集する中で、そのサロンの利用も提案としてですね、指定管理者のほうに提案をしたところ、季節に応じたイベントの開催とか、地域住民との交流の場を設けたり、教育的にはですね、絵本や紙芝居やそういった映画観賞などのイベントを開催できるとか、親同士の交流などもですね、考えられて、いくつかの提案が今後なされていくものだと思っております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） さっきの数字なんですけど、それプラス入居料はすべてその指定管理者のほうに入っていくわけですよ。ということは、年間、大体指定管理者に入るその金額っていうか、それは大体どのくらいになるんですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 指定管理料としましては、年額の157万2,000円ですね。それに簡単な修繕料とか何かあった場合には、利用料から差し引かれまして、その残額を町のほうへ振り込まれるというふうになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。議案第18号、甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定についてでございますけれども、ただいま担当課長のほうからご説明がありましたように、今回の指定管理候補者につきましては、現在、サンコーポラス甲佐の指定管理を受けておられる団体ということで、そういったことで実績があることと、それから今回指定管理者に指定することによりまして、民間のノウハウを活用することによりまして、今まで以上に魅力ある子育て支援住宅になっていくことを期待しまして、何ら異議なく賛

成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第18号「甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について」を採決します。
本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号「甲佐町子育て支援住宅指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号 安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について

○議長（宮川安明君） 日程第19、議案第19号「安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、それでは議案第19号についてご説明を申し上げます。

議案第19号、安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について。平成29年12月甲佐町議会定例会において議決された議案第38号の指定管理者の指定についてにおける安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定の期間を変更するものでございます。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

記、1、公の施設の名称。安津橋健康広場グラウンドゴルフ場。2、指定管理者、祐和會指定管理業務共同体代表企業株式会社三勢。3、指定の期間、変更前、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。変更後、平成30年4月1日から令和4年3月31日まで。

提案理由といたしまして、隣接する熊本甲佐総合運動公園と一体的な管理運営を行う指定管理者を指定するまでの間、効果的かつ効率的な施設の管理運営を行うため、現行の指定管理者の指定期間を1年間延長するため、議会の議決を求めるものでございます。

安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間を、平成30年度から令和2年度までの3年間としており、期間満了後の令和3年度からは、隣接するサッカー場やテニス場などを備えた熊本甲佐総合運動公園との一体的な管理のできる指定管理者での運営を計画しておりました。しかしながら、熊本甲佐総合運動公園の管理棟工事の遅れに伴い、管理運営が再来年の令和4年度からとなる見込みとなり、そのためグラウンドゴルフ場の管理が1年間の空白となります。

そこで、総合運動公園の一体的な管理運営を行う指定管理者を選定するまでの令和3年度の1年間を、現行の指定管理者である祐和會指定管理業務共同体に指定期間を1年間延長するものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい、1番、甲斐です。グラウンドゴルフ場の本年度の入り込み客数についてお尋ねいたします。といいますのも、甲佐にあります熊本南カントリークラブ、そちらにおいてはゴルフ関係者の方から土日、コロナ禍においてですね、密も避けられるということで、非常ににぎわいを見せているということを知っております。その面、グラウンドゴルフ場は年配者の方が多いんですけど、入り込み客数は前年、前々年等に比べてどうだったのかを聞かせてください。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、先ほども申しましたように、今現在、管理を行っていただいている祐和會指定管理業務共同体等には、平成30年度から管理をお願いしておるところでございますので、30年度からの数値を申し上げます。

30年度におきましては、入場者数が1万6,874名。前年度より509名の増でございました。令和元年度におきましては、入場者数が1万5,730名で、例年度より1,144名の減でございました。それから、今年度令和2年度におきましては、2月末現在でございますけれど、入場者数が1万430名で、前年度より4,402名の減ということでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。ただいまの質問に関連してお尋ねいたしますけれども、ただいま社会教育課長のほうからの答弁では、だぶん利用者が減っているということなんですけど、これは例えばその、先ほど話がありましたけども、ゴルフ場、熊本南カントリークラブは関係者の話では、コロナ禍にあつてその密を避けるために利用者が増加していると。グラウンドゴルフ場については、コロナ禍であつて利用者が減っているということで、これは恐らくグラウンドゴルフ場を利用される方々が高齢者の方が中心なので、高齢者の方々はこういったコロナ禍にあつてですね、そういったいろいろ外出を控えておられる部分が多いのでこういった数字になつてくるのか、そのあたりは担当課としてどのような分析をされているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、今年度におきましては、昨年4月にですね、国の緊急事態宣言によりまして、グラウンドゴルフ場の休業を町のほうから要請をしてるところでございます。4月の16日から5月の14日までということですね。それから、今年の1月の県独自の緊急事態宣言発令によるなどですね、今、議員仰るように、特にグラウンドゴルフ場におきましては、高齢者の方が結構ご利用される所でございますので、その利用を控えられてるのが社会教育課としての分析の結果でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 議案第19号、安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更についてでございますが、提案理由にもございましたとおり、熊本甲佐総合運動公園と一体的な管理運営を行うための効果的な施設管理を行うための延長ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第19号「安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号「安津橋健康広場グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定期間の変更について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日16日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時22分

3月16日（火曜日）

令和3年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 令和3年3月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月16日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月16日 午後3時49分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	10番 井芹しま子
11番 宮川安明	12番 本田新	

1. 欠席議員

9番 福田謙二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

12番 本田新 1番 甲斐良二

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議案第20号 | 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第2 | 議案第21号 | 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第22号 | 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第23号 | 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算（第3号） |
| 日程第5 | 議案第24号 | 令和3年度甲佐町一般会計予算 |

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。皆様にお知らせします。9番、福田謙二議員から本日の会議の欠席届が出ておりますのでご連絡を申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本定例会におきましては新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれましてもマスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、座席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 議案第20号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第20号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第20号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億7,713万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ91億9,225万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰越して使用することができる経費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は第4表、地方債補正による。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

2ページ目をお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

町税に5,350万円を追加し9億7,785万8,000円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2、地方譲与税から542万3,000円を減額し、5,720万2,000円としております。1の

地方揮発油譲与税です。

款7、ゴルフ場利用税交付金から296万1,000円を減額し、703万9,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金から415万1,000円を減額し、1億8,584万9,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款14、分担金及び負担金から956万8,000円を減額し、3,969万5,000円としております。1の負担金、2の分担金です。

款15、使用料及び手数料から2,377万8,000円を減額し、6,523万円としております。1の使用料、2の手数料です。

款16、国庫支出金から6,892万4,000円を減額し、29億6,118万3,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款17、県支出金から1億308万5,000円を減額し、6億9,951万7,000円としております。1の負担金から3の委託金までです。

款18、財産収入から447万5,000円を減額し、217万7,000円としております。

次のページに渡りまして、1の財産運用収入です。

款19、寄附金に500万円を追加し、9,000万1,000円としております。1の寄附金です。

款20、繰入金から2億9,737万4,000円を減額し、1億9,492万9,000円としております。1の基金繰入金です。

款22、諸収入から3,649万4,000円を減額し、5,901万5,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

款23、町債に2,060万円を追加し、12億7,832万9,000円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額96億6,938万6,000円から4億7,713万3,000円を減額し、91億9,225万3,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、議会費から93万6,000円を減額し、7,633万円としております。1の議会費です。

款2、総務費に2,256万円を追加し、21億6,565万5,000円としております。1の総務管理費、2の町税費、3の戸籍住民登録費、5の統計調査費、6の監査委員費です。

款3、民生費から6,496万7,000円を減額し、20億5,710万3,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費から2,330万4,000円を減額し、6億3,281万4,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費から4,192万4,000円を減額し、2億9,241万8,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6 商工費から711万9,000円を減額し、2億1,266万2,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費から1億5,948万8,000円を減額し、10億4,852万5,000円としております。

1の土木費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8、消防費から1,598万7,000円を減額し、3億1,744万7,000円としております。1の消防費です。

次のページをお願いします。

款9、教育費から8,137万8,000円を減額し、12億280万5,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費から1億459万円を減額し、2億754万8,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

歳出合計。補正前の額96億6,938万6,000円から4億7,713万3,000円を減額し、91億9,225万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正、1の追加です。説明については款、項、事業名、金額の順でいたします。

款2、総務費、項2、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策公共施設換気設備整備事業300万円です。同じく新型コロナウイルス感染症対策公共施設3密防止対策事業410万円です。

項2、町税費、新型コロナウイルス感染症対策相談窓口3密防止対策事業141万7,000円です。

款3、民生費、項1、社会福祉費、乙女高齢者福祉センター太陽光発電施設等設置事業2,905万5,000円です。同じく新型コロナウイルス感染症対策乙女高齢者福祉センター蓄電池設置事業800万円です。同じく住宅改造助成事業30万1,000円です。

4衛生費、1保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所空調機能等強化対策事業4,542万7,000円です。

5農林水産業費、1農業費、担い手支援づくり交付金事業1,810万2,000円です。同じく溜め池調査事業2,622万4,000円です。

6商工費、1商工費、新型コロナウイルス感染症対策移動販売整備事業600万円です。同じく津志田河川自然公園給水管漏水調査事業65万円です。同じく竜野川環境施設トイレ事業1,600万5,000円です。同じくやな場環境整備等事業500万円です。同じく新型コロナウイルス感染症対策公園トイレ改修事業500万円です。同じく環境協会補助事業（緑川スポーツフェスタ分）400万円です。

7土木費、4住宅費、危険ブロック塀等安全確保支援事業103万2,000円です。

次のページをお願いいたします。

款8、消防費、項1、消防費、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所消耗品費購入事業14万3,000円です。

9教育費、2小学校費 龍野小学校グラウンド側溝整備事業690万円です。同じく甲佐小学校特別支援学級備品整備事業62万9,000円です。同じく甲佐小学校ブロック塀等改修事業130万円です。

項4、社会教育費、新型コロナウイルス感染症対策文化財パンフレット作成事業19万円です。同じく新型コロナウイルス感染症対策川平キャンプ場備品購入事業4万4,000円です。同じく新型コロナウイルス感染症対策図書室換気対策事業22万3,000円です。

項5、保健体育費 新型コロナウイルス感染症対策総合運動公園防犯カメラ設置事業133万2,000円です。同じく総合運動公園整備事業4億1,170万1,000円です。

款10、災害復旧費 項1 農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業3,611万円です。同じく林業施設災害復旧事業3,668万1,000円です。

次に2の変更です。

款8、消防費、項1、消防費、事業名、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所備品購入事業、変更前の額60万円、変更後の額207万7,000円です。

款9、教育費、項5、保健体育費、事業名 新型コロナウイルス感染症対策総合運動公園備品購入事業、変更前の額85万8,000円、変更後の額609万9,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1の追加です。説明につきましては、事項、期間、限度額の順でいたしますが、期間につきましてはすべて令和3年度ということで読み上げを省略いたします。

広報こうさ発行事業183万1,000円、在宅当番医運営委託料56万2,000円、新型コロナワクチン接種事業2,753万4,000円、新型コロナワクチン接種体制確保事業2,208万6,000円、予防接種委託料1,994万3,000円、風疹に関する追加的対策事業委託料83万4,000円、母子保健健診委託料691万3,000円、障がい児巡回支援業務委託料53万8,000円、上益城障がい者相談支援事業委託料529万4,000円、障がい者虐待防止対策支援事業委託料52万8,000円、移動支援事業委託料1万2,000円、日中一時支援事業委託料144万3,000円、意思疎通支援事業委託料8万4,000円、障がい支援区分認定調査業務委託料12万3,000円、ごみ収集運搬委託料1,931万9,000円、甲佐町農業委員会会議録作成委託料34万5,000円。

次のページをお願いいたします。

2の変更です。事項として農業制度資金等利子補給費です。期間が令和3年度から令和11年度まで、変更前の限度額が9万円、変更後の限度額が298万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正、1の追加です。起債の目的、減収補てん債、限度額が7,290万円です。次に防災減災国土強靱化緊急対策事業債 限度額が1,010万円です。起債の方法につきましては証書借入または証券発行、利率が年5%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行ったあとにおいては当該見直し後の利率ということです。

償還の方法が政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により使用期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えることができるということです。

次に、2の変更です。

起債の目的、補正前、補正後の限度額で説明いたします。起債の目的がコロナ対策事業債から929万円を減額し、限度額を6億1,050万円としております。公共事業等債に5,710万円を追加し、6,910万円としております。公共施設等適正管理推進事業債から220万円を減額し、270万円としております。緊急自然災害防止対策事業債に80万円を追加し、5,280万円としております。公営住宅建設事業債から3,950万円を減額し、2億2,500万円としております。災害復旧事業債に1,430万円を追加し、9,570万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。今回の補正の主なものにつきましては、新型コロナウイルスによる事業費の減、及び実績によるもの、及び地方創生臨時交付金2次補正関連事業の追加及び繰越し、また補助金等の交付決定等による調整となります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

まず最初に歳出について質疑をお願いします。歳出25ページ款1、議会費から35ページ上段、款3、民生費まで。款1、議会費から款3、民生費まで歳出について質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 25ページですけれども、会計任用の職員のマイナスがあるわけですけれども、この理由とですね、それから全体でですね、会計任用職員がですね、全体で何パーセントぐらい今おられるのかですね、そうしてまた、1年更新だというふうには思うんですけれども、その更新にですね、回数限度があるのかどうか甲佐町ですね、その3点をお伺いします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それではこの補正の減額の理由についてはもう当初予算から実績に基づく減額の補正となっております。と、総職員に対する会計年度任用職員の率ということですが、会計年度まで入れた現在の総人数が209人となります。そのうち80人が会計年度任用職員になりますので、率にすると38.27%ということになります。

それと会計年度任用職員の更新についてということですが、同じ課で同じ仕事をされている会計年度任用職員については人事評価を行いまして人事評価に基づく更新ということで行っております。そのほか、また新規に配置するような部署においては3月の広報等で一応募集を行いまして、面接を行いまして4月から新規採用というかたちとなっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 議会費から民生費まで質疑を行っております。ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 27ページですけれども、移住支援助成金がありますけれども、この条件についてお尋ねをします。100万円の減額となっておりますけれども。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、移住支援助成金の件ですけれども、これにつきましては2点の予算を組んでおりまして、本年度1件の申請があつて1件の減額となります。これにつきましては東京圏内から移住をしていただいて、対象の企業等にですね、就職していただくというのが条件となっておりますので、その1件の申請があつているということになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） なければ次に行きますけど、いいですか。ありませんね。

次に35ページ、款4、衛生費から46ページ上段款7、土木費までです。衛生費から土木費までの質疑を行います。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。農林水産業費の中で、ページ41ページ、負担金補助金交付金の項で多面的機能支払事業があげられておりますが、関連といたしますか、上豊内の多面的支払交付金の返還の問題について進展状況はどうなっているのか説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、多面的の上豊内の状況ということでございますけれども、現在、上豊内の資源保全会の役員の方とお話をさせていただいているところでございます。まず国のほうの交付金の返還というものが県のほうにまいりまして、今、県のほうでそれをチェックをされている段階と。で、3月、もうしばらくすると、まだうちのほうには来ておりませんが3月中に県のほうから町のほうに返還の納付書が来るというところで3月中に決定を行って町のほうは支払いを行うと。で、そのあとの段階で上豊内資源保全会のほうに補助金の交付決定の中止、交付決定の取消しを行いまして、返還の請求を行うと、返還命令を行うということになっております。現在資源保全会の中でも役員の中で今お話をされている段階でいうところで聞いております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに衛生費から土木費まで質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 確か5月ぐらいが返還の時期じゃないかなというふうなお話だったと思うんですけど、そういうような流れで返還ができるものかどうか、見通しについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、おっしゃいますとおり町は単年度の会計でございますので、出納閉鎖が5月末ということになっております。資源保全会のほうに対しての返還命令については全額の返還ということで町のほうは発出をしております。で、それに、その金額、全額について5月末までに求めるという基本方針で町のほうは考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 次に46ページ下段、款8、消防費から55ページ款10、災害復旧費まで、消防費から災害復旧費まで質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。消防費の中で、ページ47ページ、工事請負費、水防費の中の工事請負費、内水対策施設整備工事。どこでどんな工事だったとか説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、こちらの工事費についてご説明申し上げます。こちらはですね、内水対策の中横田地区、現在団地が2カ所ございますけれども、その調整池が2つ作ってあります。その横にですね、失礼しました。下横田地区です。で、内田川が通っておりますけれども、内田川の増水に伴ってですね、その調整池からの排水ができないという状況の原因で、近隣ですね、住宅地が浸水被害を現在起こしております。で、その調整池からですね、2つの調整池をつないで緑川の堤防のほうへですね、排水を強制的に行うという工事を今回行うことで補正をさせていただいております。そのポンプ施設と釜場の設置工事となります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 消防費から災害復旧費まで質疑を行っております。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。ページの54ページです。下のほうの4番の総合運動公園の整備で一つだけお尋ねいたします。

14の工事請負費がございますけれども、2,192万1,000円の減額ということでございますけれども、金額的にちょっと大きいんで入札残ではないとは思いますが、この減額の内容についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、これの減額につきましては、社交金ですね、申請額、決定額に伴う減額というかたちになっております。申請を5億2,500万円で事業費であげておりましたけれども、その74%で社交金の決定をしましたので、それに伴う減額をさせていただきました。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に歳入について質疑をお願いします。13ページ、款1、町税から17ページ款16、国庫支出金までです。歳入についての質疑をお願いいたします。町税から国庫支出金までありませんか。

次に18ページ、款17、県支出金から24ページ款23、町債までです。県支出金から町債まで質疑をお願いいたします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 23ページですけれども、二酸化炭素排出抑制対策事業費と補

助金の、この減額について説明をお願いを申し上げます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 二酸化炭素排出抑制対策事業費と補助金、減額の2,646万4,000円でございますが、これにつきましては乙女にありますふれあいセンター、そこに太陽光発電を設置する場合に補助金を活用して設置をするという予定で当初予算を組んでおりました。補助金の申請を行いました、本町の場合優先順位が低く補助の採択とはならないと、足らなかったということです。今回減額をさせていただきたいということでございます。事業につきましては予算、また今回あげておりますが、過疎債のほうを利用してまして施設整備のほうは行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ふれあいセンターの件であるんですけども、乙女のふれあいセンターですけども、利用っていいですかね、利用状況っていうのはどんななんですか。あまりあそこを利用されてるっていうのをちょっとあんまり見たことがないなと思うんですけども、利用状況についてはどんななんですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 本年度につきましてはですね、特にコロナの影響もありまして利用状況はほかの地区のふれあいセンターについても低迷しているというような状況でございます。乙女地区のふれあいセンターにつきましては、教育委員会のほうで行われております松山のときの利活用、それと地区の社会福祉協議会等がありますので、そちらのほうで使っていただくようなお話はさせていただいているところです。本年度につきましては少ないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

最後に本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 甲斐でございます。6ページの繰越明許費補正についてお尋ねいたします。6の商工費のほうで新型コロナウイルス感染症対策移動販売整備事業というのが計上されておりますが、これは買い物弱者への対する事業だと思われませんが、この件は町内のショッピングセンター等にもですね、ポスターで移動販売を始められる方に町か

らの補助がありますといった通知もされておられますが、手を挙げられた方はいらっ
しゃったのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今の移動販売の件ですけれども、一応2業者を予
定をしております、2業者から相談がっております。で、1業者についてはもう実施
に向けてのある程度の工程等も検討されているみたいですので、これについては最低でも
1業者は進めていきたいというふうには考えておりますし、あと1業者もちょっと、今、
社内等で協議をされてるって話を聞いておりますので、それを待って来年度で対応させて
いただければというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この移動販売でですね、揃えられる食品ですよ、そういっ
たものはどこからこう、仕入れられるのか、例えば町内の業者から商店から仕入れられる
のか、まったく別から、どこでもいいのかっていうのは、そこら付近はちょっと決めてお
られるんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、これにつきましては町内に事業所を有する方っ
ていうかたちを一つ取ります。で、商品についても町内からの、町内の商店をされている
ところとか、そういうところから手を挙げられると思いますので、一応町内からの納入っ
ていうかたちで考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それでその移動販売をする方とその事業者との関係ですよ、
例えばその事業者は独立して、その、まったく事業者がそのままもうやられるっていうか
たちですかね。で、事業者はまた独立してまた雇用するとかいろいろ形態はあると思うん
だけどですね、その点はどんななんですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今、議員おっしゃるとおりいろんな形態があり
ます。で、個人事業主として経営をされる場所で町内にある事業者とその商品の連携を
されるとか、あと事業者が中心となって移動販売される方を雇用して移動販売されると、
そういう2つの形態がありますので、それについてはまだ詳細な部分を打ち合わせ協議が
できてませんので、どちらになるかっていう部分については今後協議をしながら進めてい
きたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 繰越明許費の補正の衛生費の中で新型コロナウイルス感染症対

策指定避難所空調機能等強化対策事業っていうのがありますが、この事業の内容について説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） はい、事業内容についてご説明いたします。この中で、空調機能強化対策事業工事費っていうのが4,000万を予定しております、これは総合福祉センターあゆみ内の多目的ホール、ある意味施設全体についての空調機能の改善ということで予定しております。そのほかに照明設備の整備費ということで、これ多目的ホールの照明になります。ほかにこれに関しての今のやつに関しての設計管理委託料が含まれております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第20号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）でありますけども、4億7,000万あまりの減額補正ということでありますけども、時間をとっての質疑、審議とみなし何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」は原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申し出がっておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それではご議決ありがとうございました。ご議決をいただきました直後ではございますが、これから本年度末の3月31日までの間において各種事業に係ります財源としまして各事業の実績に応じた事業費の確定により最終的な起債の借入れを行うこととしております。

また、そのほか事業費や補助金、交付金等につきましても最終的な額が確定してまいります。そのようなことから3月31日付けで補正予算の編成を専決処分させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第2 議案第21号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第21号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第21号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,234万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億486万7,000円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。令和3年3月12日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、国民健康保険税から112万2,000円を減額し、2億4,099万7,000円としております。1の国民健康保険税です。款2、使用料及び手数料から8,000円を減額し、9万2,000円としております。1の手数料です。款4、県支出金から1,427万2,000円を減額し、10億7,061万9,000円としております。1の県補助金です。款5、財産収入に1万円を追加し、1万9,000円としております。1の財産運用収入です。款7、繰入金に49万7,000円を追加し、1億6,933万5,000円としております。1の一般会計繰入金です。款9、諸収入に255万2,000円を追加し、256万2,000円としております。1の延滞金及び過料、3の雑入です。

歳入合計。補正前の額15億1,721万円から1,234万3,000円を減額し、15億486万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から26万2,000円を減額し、3,177万3,000円としております。1の総務管理費、3の運営協議会費です。款2、保険給付費から2,085万4,000円を減額し、10億4,397万5,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費、6の傷病手当諸費です。款3、国民健康保険事業費納付金、財源内訳変更のみです。1の医療費給付費分です。款5、保健事業費から212万9,000円を減額し、1,563万円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。款7、諸支出金に3万円を追加し、127万8,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。款8、予備費に1,087万2,000円を追加し、1,395万1,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億1,721万円から1,234万3,000円を減額し、15億486万7,000円としております。今回の補正につきましては、歳出においては保険給付費の減額、歳入に

においては保険給付相当分として県から交付される普通交付金の減額が主なものになります。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。9ページから12ページまで歳出全部についての質疑をお願いいたします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 10ページのですね、傷病手当金の、この減額について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、傷病手当金の減額についてですけれども、傷病手当金の申請については現在のところ、これ本当は行っておりますけれども、申請自体はあっておりません。ということで、3名程度をですね、申請されるかもしれないというところで見込んで減額をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 歳出全部について質疑を行っております。

次に歳入全部について質疑をお願いします。6ページから8ページまでです。歳入全部について質疑をお願いいたします。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。7ページですけれども、特別交付金の中の保険者努力支援交付金、これは予防とか健康づくりとか医療費の適正化などのために取り組みられた状況に応じて交付金が来ると思うんですけれども、その取り組みをなされた状況っていうのを教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、保険者努力支援制度の取り組みについてお答えします。保険者努力支援制度の中に特定健診受診や特定保健指導という事業がありますけれども、その中で、特定健診受診者数についてお答えします。本年度はコロナの関係で集団検診等が、受診者が昨年よりもですね、100名程度受診者が減っている状況なんですけれども、集団検診ですと令和元年度が942名に対して本年度、令和2年度は801名の方が受けられております。また、保健指導の内容としましては特定健診の結果に基づいて医師や保健師、栄養管理士などが行う各種支援がありまして、健診結果を階層化し動機付け支援対象者と積極的支援対象者に分けて、その後の保健指導を行っている状況です。

簡単ですけれども、以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その件ですけれども、200万のですね、増額になってるんですけども、これってですね、上限とかっていうのがあるんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、保険者努力支援制度の交付金の上限についてのことですけれども、保険者努力支援制度というものがですね、国保保険者による医療費適正化への取り組みなど保険者機能の強化を促す観点から、適正かつ客観的な指標に基づき都道府県や市町村ごとに保険者としての取り組み状況や実績を点数化するっていうふうになっております。で、それを点数化してありますので、国の予算の範囲内で事業等をですね、各保険者が努力したといいますか、成果を上げたところに配分するようなかたちで国の予算の範囲内です、で、交付されるようになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第21号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、ただいま担当課長の説明がありましたとおり一般給付費の減額による歳入歳出それぞれの1,200万の減額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第21号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」は原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申し出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 令和2年度の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）のご議決ありがとうございました。議決をいただいた直後ではありますけれども、保険

給付費等につきましては年度内に実績報告を行いまして精査を行うということになっておりますので、これから3月31日までの間におきまして交付金等の金額も決定してまいります。それに伴いまして3月31日付けで補正予算の編成につきまして専決させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。10分より始めます。11時10分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第22号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第22号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第22号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度、甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,185万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,318万9,000円とします。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によります。

令和3年3月12日提出。町長名でございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款2、分担金及び負担金から25万6,000円を減額し、23万6,000円としております。項1、負担金です。

款4、支払基金交付金から1,521万3,000円を減額し、3億7,524万1,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金から622万7,000円を減額し、3億9,120万5,000円としております。項

1、国庫負担金、項2、国庫補助金です。

款6、県支出金から426万9,000円を減額し、2億733万5,000円としております。項1、県負担金、項3県補助金です。

款7、財産収入から2,000円を減額し、1万9,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金から1,563万4,000円を減額し、2億5,036万5,000円としております。項1、一般会計繰入金、項2、基金繰入金です。

款10、諸収入から25万円を減額し、805万4,000円としております。項4、介護予防生活支援サービス費収入です。

歳入合計。補正前の額16億3,504万円から4,185万1,000円を減額し、15億9,318万9,000円としております。

次のページ、3ページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費から221万4,000円を減額し、4,528万円としております。項1、総務管理費です。

款2、保険給付費から1,050万6,000円を減額し、13億9,950万1,000円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款4、地域支援事業費から276万2,000円を減額し、7,059万6,000円としております。項1から項4までです。

款7、諸支出金に2万6,000円を追加し、3,249万3,000円としております。項1、償還金及び還付加算金です。

款8、予備費から2,639万5,000円を減額し、529万5,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計。補正前の額16億3,504万円から4,185万1,000円を減額し、15億9,318万9,000円としております。

次のページ、4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。

債務負担行為につきましては期間はすべて令和3年度となっておりますので、事項名と限度額の朗読で説明とさせていただきます。

新予防給付ケアプラン作成委託料561万1,000円、在宅医療介護連携推進事業委託料22万円、高齢者虐待防止対応事務委託料2万円、介護相談員業務委託料37万7,000円、緊急通報システム委託料98万9,000円、成年後見制度業務委託料100万8,000円、サテライト事業委託料828万2,000円、通所型サービス指示事業委託料357万5,000円、介護予防ケアマネジメント委託料243万6,000円、サテライト事業支援委託料24万円、地域介護予防教室フォローアップ委託料20万円、介護予防サポーター養成講座委託料26万円。

今回の補正につきましては最終補正ということで、歳出におきましては保険給付費の実績見込みによる減額、歳入においては事業費の減額に伴います支払基金交付金、国庫補

助金、県支出金の調整を行っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。最初に歳出全部について質疑をお願いします。11ページから15ページまでです。11ページから15ページまで歳出全部についての質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 12ページですけども、認知症初期集中支援チーム員への謝礼が減額になっておりますけれども、このチームといいますか、人数どの程度おられるのかですね、そうしてまた内容について、支援内容についてお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 認知症初期集中支援チームについてお答えしたいと思います。まず、この事業の内容でございますが、認知症の人やその家族に対して保健士、介護福祉士等の専門性を持ち、専門研修を受講したチーム員及び認知症サポート医研修を受講した医師がチームとなり、包括的集中的に支援を行い自立生活のサポートをしていくというような事業でございます。本町におきましては平成28年度に認知症初期支援チーム員研修に2名が出席をいたしております。認知症のサポート医につきましては谷田病院の谷田理一郎先生に対応の了承をいただき、町のサポート医として平成30年度から委嘱を行っております。本年度につきましては、その集中支援チームでサポートするケースがなく、事業実績はないということで、認知症に関するご相談は数多く寄せられておりますが、地域包括支援係、保健士、社会福祉士等が在職しております。そちらの職員のほうで対応をして、対応ができたということで、この集中支援チームへつないで対応しなければならないというような事案がなかったということで今回減額をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に歳入全部について質疑をお願いします。7ページから10ページまでです。歳入全部についての質疑をお願いします。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 4ページですけども、この地域介護予防、債務負担行為ですよね、地域予防教室フォローアップ委託料っていうのがありますけれども、この教室の内容とですね、それから介護予防サポーター養成講座委託料っていうのがありますけれども、この2つについてですね、どういった内容になっているのか、人数等もですね、合わせてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 2点あったかと思いますが、まずすみません、介護予防サ

ポーター養成講座のほうからご説明させていただきます。介護予防サポーター養成講座につきましては、平成27年度から本町においては取り組みを行っている事業でございます。本年度、令和2年度につきましては株式会社くまもと健康支援研究所へ業務を委託しまして9月28日から全8回の受講をしていただいて、講座を開設し、最低でも6回以上受講された方を介護予防サポーターとして認定をするものでございます。本年度は28名の方が参加をされております。これまで、本年度が28名の参加ですが令和元年度までの累計で210名の方の介護予防サポーターを認定しているところでございます。

続きまして地域介護予防教室フォローアップ委託料ですが、これは各地区で地域の集いを開催されております。で、地域の集いでいきいき百歳体操とか、かみかみ百歳体操とかしていただいておりますが、年度途中でですね、参加されている方の体力測定等を行って、また、専門職の方の指導を交えて効果の程度を調べているという事業でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 介護予防サポーターの件なんですけれども、介護予防っていうか、今、要支援の1、2が町の総合事業に移ってるわけなんですけれども、今後ですね、要介護のほうからもですね、総合事業に移す動きが強まっていますけれども、具体化されようとしてますけれども、そういった点ではですね、この介護予防のサポーターといいますか、こういった方たちの今後のですね、養成といいますか、そういった点についてはどのように考えておられますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、ただいまのご質問の中で要支援の方は当然総合事業ですが、要介護1、2の方も総合事業に移行というような議員のほうからご発言がありましたが、正しくは、失礼しました、正確には要支援1、2で総合事業を利用されていた方が要介護認定の更新申請、また、区分変更等で要介護1、2になったときに要支援のときに使っていた方は引き続き総合事業も利用できるという制度設計でございます。要介護1、2の方をひっくるめて、すべて総合事業、要支援1、2の方と同じ事業を使わせるという考え方ではないということは、申し訳ございません、一言申し上げておきたいと思えます。

それと介護予防サポーターについては、これまで多くの方、受けていただいておりますが、受けられた、受講されてました方も毎年歳を重ねていかれます。介護予防サポ-

ターについては、おおむね現役をひかれた方でまだ体が元気な方が受けられるというパターンが多いということもありますので、今後につきましても介護予防サポーターについては毎年養成講座を開いて介護予防サポーターのほうは育成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。議案第22号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてでございますけれども、補正額で4,185万1,000円の減額ということでございますが、保険給付費並びに地域支援事業費等の実績見込みによる補正であるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第22号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第23号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第23号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第23号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ660万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,908万5,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和3年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料から378万9,000円を減額し、9,796万6,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料に5,000円を追加し、6,000円としております。1の手数料です。

款4、繰入金から167万円を減額し、5,509万円としております。1の一般会計繰入金です。

款6、諸収入から106万1,000円を減額し、423万4,000円としております。4の自宅事業収入、5の雑入です。

歳入合計。補正前の額1億6,569万円から660万5,000円を減額し、1億5,908万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から7万7,000円を減額し、149万4,000円としております。2の徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金から574万5,000円を減額し、1億5,292万6,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費から120万円を減額し、398万9,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5、予備費に41万7,000円を追加し、57万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億6,569万円から660万5,000円を減額し、1億5,908万5,000円としております。

今回の補正は、歳入においては後期高齢者医療保険被保険者の資格移動等に伴います調定額の変更による保険料の収入減額と歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものとなります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑につきましては本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第23号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてでございますけれども、補正額で660万5,000円の減額ということでございますが、主なものといたしまして後期高齢者医療広域連合の納付金並びに保健事業費等の実績の見込みによる補正であると判断いたしますので何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第23号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は原案どおり可決されました。

執行部から専決に関する申し出がっておりますので、これを許します。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 令和2年度の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）のご議決ありがとうございました。議決をいただいた直後ではありますけれども、後期高齢者の健康増進事業の中に歯科口腔健診事業というものがございまして、これが実績に伴いまして歳入等も変わってまいりますので、3月31日付けで補正予算の編成につきまして専決させていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

日程第5 議案第24号 令和3年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第24号「令和3年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第24号についてご説明申し上げます。

議案第24号、令和3年度甲佐町一般会計予算。

1 ページ目をお願いします。

令和3年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ71億2,526万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為による。

地方債。第3条、地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起

債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表、地方債による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の款各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月12日提出。町長名でございます。

2ページ目をお願いします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1、町税を9億2,372万円としております。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2、地方譲与税を6,097万7,000円としております。1の地方揮発油譲与税から4の森林環境譲与税までです。

款3、利子割交付金を30万円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金を80万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金を300万円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金を900万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金を1億8,000万円としております。1の地方消費税交付金です。

款9、自動車取得税交付金を1,000円としております。1の自動車取得税交付金です。

款10、環境性能割交付金を300万円としております。1の環境性能割交付金です。

次のページをお願いします。

款11、地方特例交付金を1,600万円としております。1の地方特例交付金、2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収 補填特別交付金です。

款12、地方交付税を22億5,000万円としております。1の地方交付税です。

款13、交通安全対策特別交付金を90万円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款14、分担金及び負担金を4,167万3,000円としております。1の負担金です。

款15、使用料及び手数料を7,807万8,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款16、国庫支出金を13億8,050万7,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款17、県支出金を5億6,166万4,000円としております。1の県負担金から3の委託金ま

でです。

款18、財産収入を641万2,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売却収入です。

款19、寄附金を8,000万1,000円としております。1の寄附金です。

次のページをお願いします。

款20、繰入金を4億6,627万2,000円としております。1の繰入金、2の特別会計繰入金です。

款21、繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

款22、諸収入を4,706万4,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から、5の雑入までです。

款23、町債を9億6,490万円としております。1の町債です。

歳入合計を71億2,526万9,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、議会費を7,827万円としております。1の議会費です。

款2、総務費を10億1,818万7,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3、民生費を19億158万円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費を6億1,260万4,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費を2億8,857万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費を1億3,149万8,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費を9億3,542万2,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いします。

款8、消防費を2億9,780万6,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費を7億6,518万円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費を4,550万3,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費、2の公共土木施設災害復旧費です。

款11、公債費を10億3,063万9,000円としております。1の公債費です。

款12、諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13、予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計を71億2,526万9,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。

説明は事項、期間、限度額の順でいたします。

定住促進助成金、令和4年度から令和8年度まで2,420万円。

農業制度資金等利子補給金、令和4年度から令和12年度まで65万円。

森林土木積算システム賃借料、令和4年度から令和7年度まで98万円。

熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで代位弁済元金額の2割相当額の半額。

次のページをお願いします。

第3表、地方債です。

説明は記載の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順でいたします。

まず起債の目的。臨時財政対策債、限度額が1億8,500万円、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は年5%以内、ただし利率見直しの方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行ったあとにおいては当該見直し後の利率。償還の方法。政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

以下の起債の方法、利率、償還の方法については説明を省略させていただきます。

過疎対策事業債6億2,810万円、公共事業等債60万円、公共施設等適正管理推進事業債1,800万円、緊急自然災害防止対策事業債1,000万円、緊急浚渫推進事業債560万円、公営住宅建設事業債1億1,760万円、計の9億6,490万円でございます。

今回の当初予算につきましては、令和2年度と比較しますと金額においてはマイナス8億1,437万5,000円、率にいたしますとマイナス10.3%ということで計上させていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、予算資料として令和3年度当初予算説明資料及び令和3年度から令和5年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質問ができます。

最初に歳出について質疑をお願いします。まず款1、議会費及び款2の総務費について質疑を行います。31ページ款1、議会費から39ページ款2、総務費、項1、総務管理費、目5、財産管理までを質疑を行います。31ページから39ページまでです。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。当初予算書は36ページになります。36ページの企画費の中の委託料、町営バス運行委託料876万2,000円で予算計上されております。説明資料のほうは3ページになりますけれども、この予算額がどうのじゃなくてですね、この町営バスの運行等に関しましてはこれまで基礎調査等を実施されてですね、今後の町営バスとかの運行の再編に向けた基礎的な調査を今までされてきてると思います。そういった中で今後そういった再編計画とかですね、そういったのは策定予定はないんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、町営バスをはじめといたします地域公共交通につきましては、今、甲斐議員言われましたとおりに昨年度調査を行っております、その後、庁舎内でのほうでも担当課それぞれ集まりまして協議をしたところではございますけれども、今のところはこれといった計画といえますか、はできあがっていないところです。その中でいろいろ町営バスの今後の再編とかデマンドタクシーの導入とか、それと、あと過疎地域有償運送とか、そういったものもいろいろございましたので、そういったところを運輸局に行って話を聞いたりとかデマンドのほうを導入されてる町に行って話を聞いたりとか、いろいろメリット、デメリットとかございましたので、そういったところを今整理をしながら行っているところではございます。で、将来的にはもう、この地域公共交通のほうの見直しているのも必要になってくるかと思っておりますので、そういったところを検討しながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議会費の中であげてあります、ページは31ページなんですけど、交際費20万円、これが確かこれは議長の交際費かというふうに思います。で、町長は総務費の中であげてあるかと思うんですけど、交際費につきましては町長はすでにですね、町ホームページの中で交際費の内訳についてオープンにされています。そういった意味では議長、また教育長も交際費お持ちなんではないでしょうか。そういった意味では町長と同じようにですね、オープンにされてもいいのかなというふうな思いがありますが、ここの点いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時54分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの佐野議員の発言に対しましては、これは議会の問題でございますので、私の預かって、この場では預かりさせていただいて議会のほうでお話をさせて、進めていきたいというふうに考えますけど、よろしいでしょうか。

はい、佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、今の件については議長のほうの件についてはですね、理解しましたが、もう1件その教育長のほうの交際費っていうのもありますので、それをどういうふうに、この場で答弁求めてよろしいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 教育長の交際費については町長の交際費も載せてありますので、可能かと思っております。決定をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの甲斐議員の質問なんですけれども、もうこの地域公共交通のですね、議論についてはもう長いことですね、もう数年にわたって延々質問があったりですね、してるわけですけども、なかなか検討するというかたちで前向きかなんていうふうに思ったりもするんですけど、なかなかこれがですね、進まないというのはですね、今調査をしてる、研究をしてるっていう状況ですけども、これをですね、町としてはですね、いつまでに目途をつけたいとかですね、そういったのはないのかですね、延々研究とかですね、やっぱそういったのをされていくのかですね、その必要性とかっていうのについてですね、町の認識もですね、なかなかどういうふうに感じておられるのかっていうのがありますけども、そこら付近ですね、もう少しこうきちんと方針示していただけないですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この町営バスの制度ができてからもう随分なりますんで、当時のそういう制度ができたころと現在の利用者、非常にそのへんも変わっております。ただ今、ご存じのとおり宮内地区からの甲佐小学校に通う児童については、この町営バスを利用してありますし、また、先ほどから担当課長も話をしておりますとおり、地域公共交通の在り方についても、そのへんの中でも議論も非常に大事なところがありますんで、仮にその町営バスを違うかたちに持って行った場合にはどういうことが考えられるかっていうことについては、なかなかですね、議員おっしゃいますけれども、いろんな角度からの視点の中で結論を出すべき問題というふうに思っております。なかなか山間部にとっては非常にこの町営バスというものを非常にその大事なところでもありますんで、行革の立場での話と、それから現実的なその利用者のこと、そのへんを総じてですね、やはり考えなくちゃなりませんので、この場でいつ、なんどきまでに解決ができるかと聞かれるとなかなかお答えはしにくいんですけども、ただ問題意識はちゃんと持ってますし、今後もよりよい方向に導けるように執行部側としてもですね、当然この問題については真剣に議論を交わしながら考えていくということには間違いございません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 議会費から総務費、国保、財産管理費まで質疑を行っております。

本田議員。

○12番（本田 新君） 地域おこし協力隊員の報償費のことについて質問させていただきたいと思いますが、この問題ではありませんけども、以前、新聞とか広報誌あたりに、この宮内地区の山椒作り、山椒のことが地域おこしに非常にこう、なっているというふうなありました。で、これを私が質問するのは農政のほうの予算でいくと、以前は特産品づくりというような予算立てがあっておりますけど、今はありませんし、今後、宮内地区のこの山椒をどういうふうに活かしていくのか、企画のほうでもその、こうさんもんとか、

ブランド商品としてこう、するとかいうようなかたちがあるのかどうなのか。また、そういった宮内地区の山椒をするにあたって社会教育が管理しております宮内センターですか、あれをどのように今後活用していくのかとか、この宮内地区のこの山椒について、これ、ちょっとどのように町のほうでは考えて今後推進していこうと思っておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、では地域おこし協力隊、宮内のですね、今、山椒作りについてのことについてお答えしたいと思います。今、山椒については多分、今年度作付けを全部終わられたというふうには思っておりますが、実になって実績が出る分についてはまだしばらく時間がかかるのかなあというふうに考えております。ただ、今その山椒ができたときにどう商品化ができるかっていう部分で、今試作品等をですね、研究されております。今、町にある店舗等とも協議をしながら、そのへんも含めたところでの研究をされております。で、この前ちょっとこうさんもんの認定審査会を行いましたけども、その中でもブランド化をして、こうさんもんの認定をしていきたいという思いもあらわれるみたいですので、そういうかたちで商品ができましたらこうさんもんという認定をしながら発信をしていきたいというふうに地域振興課としては考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。ページの39ページですけれども、この24の積立金のところでふるさと甲佐応援給付金積立金という金額で8,000万ほどあがっておりますけど、非常に伸びてきているんじゃないかという思いがあります。このふるさと納税にも関係したところの予算だろうと思うんですけれども、以前に比べて相当伸びてきているようなこの金額なんで、どのような、何ていうかな、方法というか、どのようなことでこのような金額に伸びてきているのかをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、鳴瀬議員の今、ふるさと納税が増えて来た分っていうかたちでよろしいですかね。これについては町長の行政報告の中にもありましたとおり、返礼品、肉類の充実だったりとか定期便で毎月届くような返礼品の充実をさせていただいた分、あとポータルサイトをですね、新規の分で、令和2年度については楽天さんとか、っていうのを追加しております。そういうかたちで納税が増えたというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） お答えでですね、肉類が非常に好評で伸びてきたからだといいことでお聞きしましたけれども、甲佐町にあるそういった事業所とかお店から提供されるっていうのであれば、その何社ぐらい提供できるようなお店は、登録されとるか知らん

ですけど、何社ぐらいが、そのお肉の提供をされておられるのかっていうのは分かりますか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、肉類については今、肉でいくと正式にはすみません、何社っていうのがはっきり分かりませんが、中心につきましては20社を中心に発送をさせていただいております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、すみません、3番、田中です。上益城広域連合負担金のところでちょっと関連でお聞きしてよろしいでしょうか。広域連合で焼却場とかし尿処理とかいろいろな事業進められると思いますが、今の進捗状況についてちょっとお聞きしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） 出とったかな。しばらく休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後0時03分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、広域で進めております廃棄物処理処分場の建設に関してございますが、現在は用地の取得を行っておるところでございます、1月19日現在、面積ベースで約70%の取得が終わってるという状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） いいですよ。しばらく休憩します。

休憩 午後0時04分

再開 午後0時04分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番。先ほど本田議員からですね、宮内の地域おこしのことが質問ありましたが、その関連でちょっと質問をさせていただいていいですかね。

○議長（宮川安明君） はい。

○6番（佐野安春君） 甲佐町の実施計画書の令和3年から令和5年のを見ますと、ページ28ページに宮内地区の地域おこし協力隊ということで項目がございますが、年度別事業費を見ますと、令和3年度だけで令和4年、5年がないんですけど、令和3年度でこれはもう終わるということですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今の件についてお答えします。一応令和3年度まで、一応、地方創生推進交付金ですかね、それを活用して今財源には充てておりますが、それが1回見直しは今年度、それで3年で終わりますので、それについては地域おこし協力隊と同様な制度の集落支援員っていう制度があります。そちらに移行させていただきながら財源の確保だったり今後のですね、方向性等を検討させていただきたいというふうに考えておるところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。予算書のページ36ページ、企画費の委託料、国土利用計画策定業務委託料615万円です。説明資料は4ページになりますけれども、今回ですね、国土利用計画法に基づく国土利用計画を策定しますということで予算説明資料に掲げてあります。この国土利用計画につきましては、これは私の記憶ではおそらく町長の第1期マニフェストからもですね、この必要性については謳われていたと思います。で、また先般12月議会では荒田博議員のほうからですね、一般質問されたということで、この国土利用計画の策定の必要性については私も十分理解するところでございます。そういった中でですね、この今回策定委託料で予算化されておりますけれども、私もいろいろと、以前私も役場で企画課等におりましてですね、この国土利用計画とかも調べたんですけど、国土利用計画法に基づく国土利用計画となれば相当なボリュームがあるのかなと思います。いろんな基礎調査とかをしてですね、そういった法的根拠とかも示しながら計画を策定していく必要があると思いますし、またこれにつきましては地域住民の意見も反映した計画でなければならないというふうになっております。そういった中で、今後のこの策定のスケジュールですね、今回のこの予算っていうのが基礎調査分なのか、それともすべてが、策定が完成するのが今年度で考えておられるのか、令和3年度で考えておられるのか、そのスケジュールあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、今、甲斐議員のほうから国土利用計画についてということで、現在考えておりますのは国土利用計画の策定まで考えているところです。現在、今後、新年度になって国土利用計画のほう策定していくことになっておりますけれども、今、甲斐議員が言われましたように策定に関しましては国の計画、また県の計画があって、それぞれそれを都道府県の計画が定められてるときには、その県のほうの計画を基準として町のほうでも作っていくということ。それと先ほど言われましたように、地域住民の方の意向を十分に反映させるための必要な措置も取らなければならないということになりますので、今後は委託の方法と入札とかいろんな方法がありますので、そういったところも含めながら四方を固めて、そういったところも話を協議をしながら今後進めて行き、年度内に一応完成っていうところで考えているところではあります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。なければしばらく休憩します。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田議員。

○12番（本田 新君） はい、説明資料の4ページに本年度の新規事業ということであ
がとりますので、この新規事業について、この財源内訳だとか、この事業を新規にこう、
採択するにあたっての執行部の思いだとか目的だとかある、そういったことを簡単にで結
構でございますので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい、すみません、新規事業ということで振ってございましたけ
ども、②の部落支援員制度活用事業、このことで載せてありますので、そのことについて。
あ、集落です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、では集落支援制度活用事業についてご説明を申
し上げます。これにつきましては地域おこし協力隊との同じ制度設計ということになって
おります。この集落支援制度につきましては地域振興課でおきましては、ここに書いてあ
りますとおり地域力の維持向上、また子育てがしやすいような環境の充実を図るために地
域の課題、また実情に応じた見守り活動や支援等をですね、町と連携を図りながら進めて
行きたいというふうに思っております。地域おこし協力隊と大きく違うのは、これにつ
いては町と連携をとにかく測りながら地域課題を解決していくかたちになつとります。
これについては、まずうちが進めております移住定住に向けた町の課題、どういうかた
ちの部分で課題があるのか、そういうのをですね、この支援制度を使いながら課題の洗い
出し等を行いながら、今後の取り組みについて検討していきたいというふうに考えている
ところです。これの財源については地域おこし協力隊と同様ですので、特別交付税の対
象というかたちになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ただいま総務費について質疑を行っておりますけども、39ペー
ジまでで切っておりましたけど、40。それじゃあ、財産管理までで、39ページまでで、ほ
かにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） はい、それでは40ページ管理総務費、交通安全対策から48ペー
ジまでについて質疑を受けます。48ページの中段までです。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。ページの44ページ。で、目の3の就農率向上対策費ということで、前年度は予算がありませんでしたけど、本年度に241万2,000円の計上がございます。この中で12の委託料150万が計上されておりますけども、就農率向上対策費なんで、おそらく不動産鑑定といえれば何か捜査かなんかで物件を不動産を差し押さえたやつがあって、そういったのを鑑定を行って公売をかけるとか、そういったものなのかと、ちょっと想定するんですけど、この内容についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、それでは就農率向上対策費についてお答えしたいと思います。今回、委託料ということで150万計上しておりますけれども、これにつきましてはですね、主にその不動産を公売するにあたりましての最低見積価格を設定するためにですね、委託をするというようなところで、そういった案件につきまして4件ほど考えておりますので、4件ほど考えておりますのでですね、その中から順次行っていききたいというふうに計画をしてのものになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 42ページですけども、熊本地震関連費の中ですね、そこに委託料がですね、地籍調査事業委託料っていうのがありますけども、この概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、地籍調査業務委託料につきましてのご質問ということですけども、現在、地籍調査のほうがですね、1筆1筆の現地の調査ですね、1筆1筆の境界を確定する作業をですね、令和3年度に予定をしております、そのための現地調査をするにあたりましての業務委託っていうことになります。

はい、以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 熊本地震とかそういったのには関係ないわけですね。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、今回の地籍調査につきましてはですね、あくまでもその熊本地震の影響で地殻変動が特に大きかった地域ですね、大字田口の一部になりますけれども、ここについてですね、ここについての地籍調査ということで計画をしております。はい。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 40ページから48ページまで質疑を行っております。ありませんか。

次に款3、民生費について質疑を行います。48ページ下段から57ページまでの民生費について質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 53ページの地域改善対策費ですけども、これに関する、これだけじゃないんですけど、同和の問題の予算ていうのはですね、数々ありますけども、もう少しですね、ここら付近は見直しがですね、必要ではないかなというふうに思うんですけどですね。っていいいますのも、こういったもろもろのですね、政策がやっぱりずーっとこう延々続くとなると本当にその差別っていうのがですね、永遠こうずーっと引き継がれる、そして子どもさんたちに対してもですね、やっぱり教育支援の援助がありますけども、やっぱり自分が同和だからこういった支援が受けられるというような、そういったもう子々孫々までそういうふうにかう継続、その差別っていうのがですね、こう、継続されていくような気がするんですよ。本当にこう差別をなくすような有効な、っていいいますかね、そういった政策にもう少しこう見直しを進めていくべきかな、永遠ずっと同じようなかたちではなくてですね、本当にやっぱり差別はなくさなくちゃいけないっていうふうに思っていますので、皆さんそうだと思うんですけどですね、そうであればもう少しそこら付近は見直しが必要かなと思うんですけど、そういった点については町長どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと発言気を付けられたほうがいいと思います。皆さんそう思っているかどうかは分からない、ですね、議員個人の考え方だというふうに私は思います。で、県のほうもまだ町に対しての隣保館の運営補助金とかそういった事業については町に交付していただいておりますし、総じて申し上げますと確かにハード事業等については随分事業ができたということでもありますけれども、まだまだ内面的な問題、あるいはソフト面等に関しては行政としても考えていくべき事柄というのはですね、まだまだ多岐にわたっているというふうに私は判断しております。で、今後のその事業の中身等についてはいろんな事柄もありますけれども、担当される、担当しておりますそれぞれの課内においても内容の吟味等もやらなくちゃいけませんし、また運動団体との意見交換もしながら今後のあるべき姿についても考えていきたいというふうには思いをしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの、発言に注意をしたほうがいいっていう点についてちょっと私もピンと来なかったんですけど、すみません、私のために少し説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時11分

再開 午後1時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの私の発言、皆さんがというような発言をされましたけども、これは私の個人の見解として訂正をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。当初予算説明資料の中で、ページ10ページの社会福祉協議会経常経費補助事業というのがございまして、1,500万というふうのがありますが、この社会福祉協議会、甲佐町社会福祉協議会のですね、経営状況といえますか、どうなってるかご説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 甲佐町社会福祉協議会の経営状況ということでのお尋ねでございまして。社会福祉協議会におきましては社会福祉法第109条に基づく団体で、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織という位置付けでございまして。実際行われておられる活動としましては社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等々ございまして。また現在、今月末で閉所となりますが町のほうから地域支えあいセンターの業務についても委託を行って社会福祉協議会のほうで実施をしていただいているところです。運営状況としましては事業活動の収入の金額で過去3年分ご説明申し上げますと、平成29年度につきましては1億285万6,000円程度、それと平成30年度は9,280万程度、と平成31年度では9,146万7,000円程度ということで営利を目的としないということで、利益がいくらというのは基本的に考えないというような団体でございまして、事業規模としましては先ほど申し上げましたとおり1億から9,000万程度の事業規模ということになっております。

以上でございまして。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時18分

再開 午後1時19分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） すみません、今、社協の事業内容について基本的なところで触れていただきまして、収入のほうもこう、おおまかっていることだったんですけど、収入だけじゃなくて支出の面でもあったんじゃないかと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、支出につきましては人件費、事業費、事務費といろいろございまして、これは決算額になっておりますが、収入と支出は同額ということ

になっております。以上でございます。あ、すみません。次期繰越金等がありますので、繰越金がですね、平成29年度におきましては3,200万程度、30年度3,200万、31年が次期繰越が3,400万ということで、それを含めて当然収支は同額ということになりますけども、次期繰越金を引いた額が事業費ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町から社協に対するこの補助金の関係ですけど、以前はですね、一時期町の職員は派遣職員として社会福祉協議会のほうに送り出して、その中でいろんな事務等についてやっていたという経緯があります。で、その後、以前からのようなかたちに戻しまして、主にこの補助金については継受経費ということでもありますので、人件費とか社協の運営に係わるそういった類いのもですね、補助を町からやらしていただいているということです。こまごましたことは、いろんなちょっと差し引きしなくちゃわかんないんですけど、簡単に言うとそういうことだというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 民生費について質疑を行っております。ほかにありませんか。ありませんね。

次に、款4、衛生費について質疑を行います。58ページから64ページ中段まで衛生費について質疑をお願いします。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。59ページですけども、新型コロナワクチンの委託料のところ、新型コロナワクチンの接種送迎業務委託料っていうのがありますけれども、この事業内容についてちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） はい、委託料の新型コロナワクチン接種送迎業務委託料ということでございます。これにつきましては一応65歳以上の高齢者を一番初めに接種するわけですけども、その方たちの中で対象者、送迎を必要とされる、考えておりますのが交通手段をお持ちでない方等をですね、今、対象者として考えておりますが、その点も含めて内容とか方法とかも含めて今検討中でありまして、一応始まった接種が始まるまでには決定したいと考えております。

○議長（宮川安明君） 衛生費について質疑を行っております。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。説明資料の中の21ページに浄化槽の設置整備事業というのがございますが、この説明の中で災害分というのが5人槽7人槽それぞれ1基ずつとございますが、この災害分というのは何なのかというのをご説明いただけますか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、災害分についてお答えいたします。熊本地震と

豪雨災害のあとに設けられたものでございまして、国庫補助と県費補助が通常の補助の場合は3分の1、3分の1で町が3分の1負担しておりますが、災害分は国が2分の1出すということで、残りの2分の1を県と町とで負担すると、そういうことになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。予算書の64ページ、説明資料は24ページになりますけれども、塵芥処理費の負担金補助及び交付金ですね。上益城広域連合施設整備事業負担金603万5,000円ですかね、予算計上されております。この上益城広域連合におきましては一般廃棄物処理施設の整備に向けてですね、現在協議を進めてられておられると思いますけれども、現段階でその一般廃棄物処理施設の建設費用というのはだいたいのくらいかかるのか試算できておりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 事業費でございますが、平成29年の12月に地域計画というのを策定しておりまして、そのときに試算した額でございます。総額が約215億円、うち用地が2億3,000万となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ただいまご説明の中で建設費用につきましては215億ということで、これにつきましては莫大なですね、建設費用になるかと思えます。この金額につきましては、これを構成町で分担して支払うようなかたちになると思えます。そういった中でですね、我が町におきましてはこの多大なこの分担金について財源的にですね、例えば過疎債を充当しようとしてされているのか、もしその過疎債が充当できなくなった場合にですね、過疎債につきましては新たな過疎法によりまして過疎の期間が10年間延長され、うちが令和3年から新たな過疎法になるとした場合に過疎債の期限が令和12年度までになるのかなというふうに考えます。そういった中でですね、もし、その過疎債を充当しようとした場合に、この建設のスケジュールですね、はたしてその令和12年度までにこの一般廃棄物処理施設が完成するのか、もし完成しなかった場合は我が町におきましては多大な一般財源と負担がかかってきますのでですね、そのあたりについて現段階で結構ですけどどのように考えておられるのか。また、こういった状況をですね、構成町で分かっていたく必要もあるのかなと思えます。こういった点も踏まえましてですね、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、総務課のほうから過疎債の件について答弁いたします。現在は過疎地域自立促進特別措置法ということで議員おっしゃられるとおり今年度いっぱいこの法律は一応失効するということになります。で、今、過疎新法につきましては今国会で審議中でありまして、今、衆議院のほうは通過してるというふうな情報は入っております。で、この過疎新法が今の過疎法を引き継ぐようなかたちになりますと、

結論的にはこの整備費ですね、については過疎法の適用にはなるということでございます。で、これについては市町村が負担する場合の経費も含まれるということになっておりまして、過疎債の対象となる施設につきましては原則として当該過疎地域内に設置されるものを対象としていますが、過疎地域外に設置する施設であっても当該過疎地域の住民の利用に寄与されるものであって過疎地域外に施設を設置する合理的な理由がある施設については過疎債の対象とされているということです。で、なお、この場合の過疎債の対象事業費は施設整備費から過疎地域内の住民の受益分を適切に算出する必要があるということで、おそらくこの広域連合で起債がかられることになるかと思えますけれども、この過疎地域の場合は本町において起債をかけるようなかたちでその受益分をですね、過疎債で負担していくというようなかたちになると思われまます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 建設費についての事業費については先ほど橋本課長のほうからですね、話をしたとおりですけれども、いずれにしてもこの事業費というのは非常に莫大な金額になります。で、これを構成町で分けて払うというかたちになりますけれども、町の考えとしては是非この過疎債をですね、町の負担金として充当したいという思いがあります。ただ、議員も心配されておりますとおり、令和3年度から新たな過疎法ができます。幸いにしてといった言葉が適切かどうかわかりませんが、甲佐町の場合は卒業できずに従来の過疎指定を受けるということになります。ただ、原則10年間ということでありまして、経過措置を考えても、おそらく100%過疎債が充当できるということはよく見積もっても12年間ということになりますし、この期間の中で何とかこの事業を仕上げたいだかないと町にとっては相当の負担が生じることになりまして、こういった事柄についてはおそらく構成町のほかの4町についてはご存知ないかもしれませんので、現段階において、現段階からですね、やっぱりそういう甲佐町は環境下に置かれているんだということをやっぴりお知らせしていくべきだろうというふうに思います。それと大事なことはこの、こういった広域化に向けての事業に過疎債を充当するということになりまして、これまで進めてきております他の事業、過疎債を受領した、活用した他の事業についても非常に制約も出てくることも十分これ考えられますので、そのへんを見越した中期財政計画についてもですね、やはり真剣に考えなくちゃならないし、これは全職員、特に官職担当される課長としてもですね、十分頭に入れながら、ちゃんとしたスケジュールを持って行政運営にあたるべきだというふうに思っております。そういうことですね、議員ご心配の向きもありますけれども、そういう状態にならないような手立てをやはり今の段階から考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 衛生費について質疑を行っております。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。60ページですね、新型コロナワクチン接種会場

借上料と10万あるんですけど、今、予定で聞いているのは鮎緑のほうのホールということで、その部分で10万計上されているのか、要は違う場所はあるんで計上されているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 一応、ワクチンの接種の会場ということで借上料10万円計上しておりますけども、一応、ここの鮎緑で多目的ホールが主な接種会場といいますか、メインの会場になりますけども、その多目的ホールにおきまして指定管理者のほうでの管理をしていただいております。で、一応ここで、本来ならば使用料関係です、通常の倍は使用料、個人の方々の団体の方々の使用料は支払いをされて、指定管理者がその収入というふうになっておるところですけども、その分につきまして接種ということで今、今までといいますか、集団検診等におきましては町が使用する場合は、そこはもう使用料は払わずに使用するというふうに協定書で決まっています。で、今、この接種につきまして、今まだ決定ではありませんけども、そういう支払いがずっと期間がなごうございますので、やっぱりその点が支払いができるかどうかまだハッキリ分かったところではありませんけども、支払ができるならばその指定管理者のほうに支払いができるならばというふうに考えておきまして、国県等の協議が、指示があるのを待ちたいというふうには考えております。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時35分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 衛生費の58ページ、保健衛生総務費の補助費の中で子ども医療費助成金があげられております。満15歳までの子どもの医療費の一部負担金を助成するというので、これは継続で支援をしていくというふうにお話があったというふうに思いますが、最近でも県内でも15歳から18歳に引き上げたというふうな報道もありますが、これ、すみません、ここ出てる数であと3歳引き上げる場合はですね、どれぐらいこう、予算が増えるのかというようなことで、そういった点は分かりますか、おおよそですけど。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、子ども医療費についてですけども、現在15歳までをですね、対象としておりますけども、これを3歳年齢を上げた18歳まで対象にした場合ということですけど、試算等はですね、ちょっと現在しておりませんので、すみません、具体的に金額等は分かっておりません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私も新型コロナウイルスのワクチンの接種についてお尋ねします。全員協議会のほうでもスケジュールの発表されましたが4月の26日から5月の2日に1箱487人分ですよ。たった487人分しか届かないということで、その後届くという第2便ですよ。届く予定が、そういう情報があるのかどうかと、そもそももう全町民が接種が終わるのっていつ頃を目途なのかというのをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 今、甲斐議員がおっしゃったとおり4月の26日の週に1箱487人分ということで、そこはもう決定はしておるところです。で、それ以降のワクチンの配布供給につきましては今のところ未確定というところではございます。で、そのような状況ですので、住民全員が終わるのがいつかということもですね、ちょっと想定も難しい状況ということになります。

○議長（宮川安明君） 衛生費についてほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今の質問に関連してなんですけど、到着予定のそのワクチンというのはどこ社製なんですか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） アメリカのファイザー社製ということですよ。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

次に款5、農林水産業費について質疑を行います。64ページ下段から71ページ中段までの農林水産業費について質疑をお願いします。64ページ下段から71ページ中段までの農林水産業費についての質疑をお願いします。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） すみません、ちょっと関連でお尋ねしたいんですけど、まず営農法人組合に補助を出されてた補助のその名目が今回の資料の中に見ると、なんか、ちょっと探せなかったものですからその部分と、要は今、多分、補助は終わったところとかもあるのではないかなと思うんですけど、いやもう5年ぐらい経って、その農地自体を集約したときに、要は契約上で要は集約したら何か20年ぐらい動かせないっていうようなお話も聞いていますし、そのあたりをちょっとまず2点お聞きしてよろしいですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、農事組合法人に関する補助ということでございますけれども、その補助につきましては設立後5年間というところで補助の要項がなっております。最後に法人設立されたのが吉田になります。で、もうすでに5年を経過したということで、今継続して補助を出している団体はございません。で、農地の集約についてでございますけれども、すみません、ちょっと休憩を。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時40分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） すみません、お待たせしました。集積に関する協力金のほうですけども、それに関しての処分の年限ていうのはありません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、分かりました。5年経過しているということで、今回の予算書の中にはもう補助としてはないということなんですけど、今まで補助した部分です、その目的がまず集積等という部分があるかと思うんですが、町としてもですね、もう補助は終わったので何もしないというようなことではなくてですね、今の法人がありますよね。が、経営をされていけるように助力じゃないですけど、そのあたりのそういった今の今後の話については打ち合わせとかそういうのはされてるんですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。農事組合法人に対する今後の支援という話ですけども、今年も何軒かコロナ禍でなかなか法人さんとのお話ができない状況でしたが、県のほうも交えたところで何カ所かお話をさせていただいております。その中で今、課題を洗い出して県のほうでその分析を今されている状況です。で、もう法人格を取った登記も法人ということでございますので、独自でのもう経営、それがもう基本でございます。ただ、今回の井芹議員の一般質問の答弁でもしましたとおり、なかなか法人に関しても構成員の高齢化というのが進んでまいります。そのために、現在行っています農機具導入の補助とかを使ったところでの省力化、それと色々なその経営面での見直し、そういうところでの助言はしていきたいと思っております。それと法人に関しまして、今、規模いろいろ広げられておりますけれども、それに対して労働力の確保というところも重要になってきておりますので、そのへんについても県のほうと町のほうで合わせながら分析をして情報提供のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。もう3回目ですので最後になりますけど、そういった部分です、そういう分析とかですね、助力の部分も大事かと思うんですけど、その法人さんたちがですね、特にその収益を上げる部分です、私が考えてる部分ではもう少しその特産品開発等の部分に町としてはですね、そういった部分に力を入れて、そういう、こういった商品がありますよとか、そういった収益がかなりできますよというような部分のアドバイスも今後必要ではないかと私は思います。で、そういった部分で法人さんたちが、今まで耕作放棄地だったところ等を耕作する上でですね、そこが今お聞きしてますと、要は自分のところの、要はその法人に参加されてる方ですと、まず自分のと

ころを先にして、その法人等の部分の要は耕作放棄地だったところというところを最後にされてるような部分で、そこが手薄になるじゃない、言い方悪いですけども後回しというかですね、そういった部分になってくるようなお話も聞きますんで、そういった部分が皆さんがその参加されてる方ですね、そういった部分で収益増加ができる作物等を育てて、そういった部分で日当あたりですね、出るような仕組みをもう少し研究されてはどうかと思いますけど、その点お願いいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。法人の収益性の向上ということでございます。まず、いろんなその作物への挑戦っていうのももちろん大事でございます。で、それに対しても県のほうとかからもお話はされているところではございます。ただ、その新たな作物を導入ということに関しましても、その、やっぱりリスクというのが伴います。やっぱりその法人のやる気、そういうものがなければなかなか進められない。ただ、お話はもちろんさせていただいておりますので、法人さんとのヒアリングをお話合いの中で、やっぱそのところについてはやっていきたい。それと、まず法人とはどうあるべきなのか、集落営農組織とは違います。法人というのはあくまでも出資者のためにそれを還元するっていうところが大事だと考えておりますので、これはまだ令和3年度、予算上には出てきておりませんが、経営的な部分、法人の経営っていう部分での講演会であったりとか、そういうところを令和3年度では考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 説明資料の新規就農者の事業のことで質問させていただきます。井芹議員の一般質問の中で新規就農者のことを取り上げておられましたけども、新規就農者から就農に成功されたというかな、もう現在も続けられてから3年ぐらいおられるとか、ただ、そこで思うのは、その就農を断念された方のその原因とか、そこの中身ですね、とか、また成功された方がどういったかたちだったから成功したとか、そういったベースというかな、基盤があるとか、その環境とかいろいろあるかと思いますが、そこら付近は農政課のほうではどのようにこう、考えておられるのか、その点についてお伺いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、新規就農者についてお答えいたします。新規就農者、まず旧青年就農給付金が平成24年から始まりまして、令和2年まで、延べ18人の方が新規就農者として認定しております。そのうち実際その農業を辞められた離農された方が2名、それと他町に転出された方が1名というところで、現在のところ13名の方が実際農業をされているところです。中には議員おっしゃいましたとおり農業でもう成功されている方も何人かおられます。やっぱり見てみますと本人のやっぱやる気っていうのが一番だと思います。そして、まずベースを持っているっていうのもありますけれども、ベースがまったく

ないところでも今がんばっておられる方もいらっしゃいます。で、やっぱりその成功されている方っていうのは情報収集、それと例えば農協での経営指導であったり県の指導であったり、そういうところについて積極的に利用されている方なのかなと。で、逆に今度、離農された方については、その農業に対するやっぱ意欲が若干少なかった。それと、それに伴ってその収益が上がらなかったというところで違う職種に行かれたっていうところもございます。で、今、新規就農者に関しましては、中間評価というところで全部補助のほうに出向いたり、そして来ていただいてお話を聞いたりとか、そこで今どういうところが今課題ですか、どういうところが必要ですかっていうところでいろいろお話を聞いているところではございます。その中で、いくつかソフト面での支援とかを徐々に今進めているところではあります。で、今回令和2年度も3人、新規就農いらっしゃいます。で、今現在、申請まではなされておられませんけれどもお話があるのがやっぱ2、3人ございます。で、そこについて最初の設備投資、そして今後の経営計画、そういうところに関してきめ細かく作っていかねばなかなか続かないよというところで農協と県、町、そして農業委員会合わせたところで指導して行って、今後給付金が終わったあとについて認定農業者として認定されるような農家さんになるように町のほうも支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい、この今新規就農でやられている方、つまり一番はやる気だとおっしゃる。確かにそのとおだしやる気だと思えます。それともう一つ、何をやるかですね。そこもやっぱり、いうなら作物ですよ。どういった作物をやるのか、あと設備投資した場合にその財力ですね。ここをどう支援していくのか。ここだけは私あるかと思えますし、それに農業のほうを本質的な話にはなるけども家族経営がだいたい今までの通例であります。で、この家族経営ので、その家族の協力はあるのかなのかとか、一ついろんな面から見いたようにですね、やっぱりこう、その新規就農者とですね、やっぱりこう密にですね、やっぱ話合いをした上でですね、計画を立てられて、せっかくこの年間150万というお金をですね、大事にさせていただいてですね、今後のやっぱり農業のこう、やっぱ担い手としてですね、育てていってもらいたいと思いますので、是非ともこう、その点の指導法をね、続けていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。説明資料の26ページに中山間地域等直接支払事業というのがありまして、対象集落が14集落というふうにあります。どちらのほうに支援がされてるのかということと、もう一つ27ページに多面的機能支払事業というのがありまして、両方ともこの集落に対するですね、支援事業になると思いますが、各集落がこういった事業があることがですね、大変こう助かっている面があるかと思うんですが、この事業の継続性についてはどういうふうにご考えていらっしゃるのかお尋ねいたし

ます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではお答えいたします。まず中山間地域直接支払交付金というところがございますけれども、現在対象の組織といたしまして、宮内のほうから谷内、それと小鹿、安平、上揚、それと甲佐のほうで東寒野、西寒野、竜野で中横田、上早川1区、上早川3区、それと上早川北部、それと宮内地区で船津。あ、すみません、乙女地区で船津、世持、南三箇、中山の地区が現在継続されております。で、その事業の継続ということでございますけれども、中山間と多面的、両方において基本的にはやっば続けてらっしゃるところが多いと。ただ一部において、なかなかやっば作業、例えば除草作業であったりとか用水路の泥上げ作業であったりとか、やっば宮内のほうとか人間が少なくなかなか高齢化してできないというところで廃止されている部分もございます。ただ、議員おっしゃいますとおり、この事業というのはものすごく集落にとって大切な事業だというふうに考えておりますので、今回、しばらく休止しますということによって言われましても、途中でまたこの事業を実施するということはできますので、そこのへんについてまた集落のほうでもう1回話し合いをされて、1年間休止をされても2年目からも再開できますので、そこについては考えてくださいというところで町のほうからもお話ししているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい。では、今までどおりその国から、県からの支援ってというのは継続があり得るということですね。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、おっしゃるとおり、今のところこの件については国からの継続補助を受けております。で、今回が中山間地域の直接支払いが令和2度が最初の年になります。で、その後、次の切替えのときにこれが続くのかどうかというのは、なかなか現段階では言えるところではございませんけれども、今までの流れを見ますと、国のほうもやっぱり遊休農地、耕作放棄地の解消ということで考えておられますので、続いていくというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番、鳴瀬です。ページの70ページです。12の委託料のカワウ被害防止活動委託料30万ということで、この件については昨年もまたお尋ねしたと思うんですけども、で、今年度2年度から3年度分にかけてもまたされるということで予算が計上されておるとお思いますけれども、で、令和2年度についてはもう実施をされた経緯があると思うので、その活動の効果と活動の中から見えてきた課題についてですね、お聞かせ願いたいと思います。何で聞くかといいますと、次の説明資料は29ページなんで

すけど、33のほうにもですね、稚鮎放流事業ということで、これは6款のほうになると思うんですけど、152万ほど予算が計上されております。これはおそらく消耗品か何かに入るもので项目的には出てこないんで、今回、この場で聞きたいと思えますけど、以前は産業振興課の時代があったんですけど、そのときは稚鮎の放流事業もカワウ、こういった放流については町の職員も立会いをしながら実施した経緯もあります。緑川漁業共同組合さんが一緒になって放流をされとると思うんですけど、そういった中でカワウについても漁協のほうでも精一杯がんばっていただいております。ただ、なかなか、いろいろ釣りをされる方から聞くと、何して緑川では鮎が釣れないということをもう2年、3年ぐらい連続で聞きます。私も昨年6月1日に解禁の日に緑川に入りました。まずは御船川に行ったんですけど御船川でゼロ匹で、緑川の中甲橋に戻って来て釣っても釣れません。鵜の瀬堰の上に行っても釣れませんでしたのでゼロ匹でした。で、2日目の日には御船川に行きましたら2桁以上釣れるということがございました。で、何を言いたいかという、放流したときに、鮎は最初は群れていますので、なかなか離れようとしません、みんな。そのときに鵜が食害ていいですか、食べてしまうと放流してもどうしてもやっぱ数が減ってしまいますので、そのへんについて追い払いをされとると思えます。で、今回、話がちょっと飛びますけど津志田河原を見てみますと、多くの方がアウトドアで今、コロナの影響でキャンプをされてます。で、一昨年については松ヶ崎のところで非常に鮎が釣れたんです。その前では緑川の漁協さんの前で釣れたんですよ。ということであれば、ポイントを絞ってですね、その辺を追い払いをしとくと、お客さんたちもたくさん来てて、その方たちもひょっとしたら鮎釣りをされるかもしれないんで、そういった交流人口じゃないですけど、その方たちが今非常に来られてるんで、何かの、コロナをチャンスで言うと失礼ですけど、交流人口を増やしたり、甲佐町は鮎の町だっていうPRするには非常にいい機会じゃないかと思えますので、先ほど言いましたとおり、その活動の効果と今後の課題についてちょっと担当課のほうからお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それではカワウの追い払いというところがございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、カワウの追い払い、ロケット花火での追い払い活動をしております。シルバー人材センターに委託をいたしまして、4月から5月いっぱい、6月1日の解禁までの間、午前午後の2人態勢でずっとロケット花火の追い払い活動をされているところです。令和2年度につきましては4月に17日、それと5月に19日、計の36回と36日追い払い活動をされております。ただ、議員おっしゃいますとおり、追い払いをしてしばらくはその場からいなくなるんですけども、またロケット花火で緑川の上流から下流のほうでずーっと回ってやられておりますので、1回追い払いをして違う場所に行くとまた集まってくるというような課題がございます。漁協さんのほうでもがんばっていただいて、カワウの捕獲をされております。令和2年度で328羽というところで例年の倍近い捕獲数が上がっております。それでもやっぱり川を見てみますとカワウは見受けられるというところです。で、今、議員おっしゃいましたとおり津志田河川公園とか

漁協の前とか、もちろんそのロケット花火での追い払いをする箇所というのは、なかなか我々では分からないところもございまして、特に鮎釣りをされる方々、議員さんも含めて意見をお聞きしながら、箇所についてはまた考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 農林水産業費について質疑を行っております。ありませんか。次に入ります前にしばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 02 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に款 6、商工費について質疑を行います。71ページ下段から74ページ中段までの商工費について質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。商工費の中には築場に対する支援の金額も載せてありますが、昨年築場は開設ができなかったわけですが、今年度の見通しはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、今、この段階ですとね、営業しますとか、営業を今年度も中止しますっていう部分についてはちょっとお答えはできない状況になりますが、今、コロナがある程度落ち着いてきている状況でありますので、今後につきましてはその状況を見ながら、また委託してあります業者との協議をしながら検討していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。商工費の中に津志田河原自然公園の管理事業費が計上されておりますので、津志田河原自然公園についてお尋ねいたします。皆さんご承知のとおり昨今コロナ禍と、またキャンプブームによりまして、今、土日、金曜、土曜、日曜ともものすごい数の方が津志田河原自然公園に訪れられております。ただし、無料ということもありまして、それと一部ですけど心ない方がいらっしゃいます。ごみを落とす、トイレを壊す、で、それでまた町はトイレの修繕費を出さなければならないイタチごっこをやっている状況です。で、これ、どうにか町にその入場料なり、以前も出たとは聞いておりますが、そういった町にお金が落ちる仕組み、ゴルフ利用税等に匹敵するぐらいのなんか、そういう財源になるんじゃないかと私は思いますが、今後そういったことを検討される余地が十分あると思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、甲斐議員おっしゃるとおりだと思います。うちでもですね、それについてはいろんな部分で協議はさせていただいております。ただ、なかなか入場料、使用料を取るっていうあたりについてはなかなかその人件費等々相殺しますと、なかなか実施意味がないのかなという部分でちょっと考えておりますし、今後、トイレの改修等も行いますので、少しでもですね、町に財源が落ちるようなかたちの協議はしていきたいというふうには考えております。ただ、津志田に来ていただいた方々をこちらの町、部局っていうかまだ町、市街地のほうに来ていただいてお土産を買っていただくとか、そういうふうな取り組みをですね、今後観光ルートとして整備をさせていただくならばということで、そういうかたちであそこに来ていただいて、ただ帰られるんじゃないかと、せっかく津志田まで来たならば今の甲佐町の大井出川沿いの、まで来てちょっと散策していただくとか、ろくじ館もありますけど、ろくじ館に来てお土産を買っていただくとか、そういうふうな取り組みができればなあというふうには今考えているところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今の件でなんですけれども、甲佐広報の中にですね、あその様々なですね、方が来られるのでそういった方に対するいろんなサポートとかですね、ことで、■■■■さんという方が載っていたかというふうに思いますけども、あその管理についてはやっぱり心ない方たちももしかしたらいらっしゃるかもしれませんし、なかなかあそこ、やっぱ継続してですね、やっぱ来て欲しいというふうに思うのでですね、やっぱそういった点での管理といいますか、そういった点は今どうなっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、津志田河川自然公園につきましては清掃管理をですね、緑川漁協さんに委託をして定期的に清掃をしていただいております。また、今、議員おっしゃられたとおり地元の有志のですね、ボランティア団体等で清掃もしていただいております。ただ、以前に比べればですね、今、キャンプをされる方々のやっぱマナーが、結構今Y o u T u b eだったりとか、ていうので流れてますので以前に比べればよくなってきているのかなというふうに考えております。ただ、今、清掃については今言ったように委託をして使っていただいているというかたちになりますので、以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それと津志田関係の有志の方たちっていうのはこれはもうまったくボランティアっていうかたちで、緑川漁協だけにそういった清掃の委託っていうのを委託費を払っていらっしゃるといことなんですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、議員おっしゃるとおり有志の方々はもうボラン

ティア、自分たちでもう活動をするというかたちでお願いされとりますので、うちのほうもそこはお願いをしてるところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、すみません、74ページの観光案内看板設置工事というのがありますけど、先ほど課長の甲斐議員の質問の中で大井出川とこちらを散策していただくとか観光案内につながればというお話でございましたが、あの津志田河原あたりにそういう観光案内看板あたりの設置はお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、津志田河原というか、そうですね、乙女橋付近に観光案内を立てるようにはなっています。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。観光ルートの開発ということで、現地域振興課長の前にも企画課長だったですかね、地域振興課長だったですか。フットパスの事業といますか、そういったルートで甲佐町の新しい資源を活かして、その散策道路を整備するとかゆうことでちょっと調査もされたような経緯があると思っているんですけど、思うにですね、特にお隣の下益城の美里町におきましてはフットパスが非常に盛んでですね、甲佐町に近いところでいいますと小笹の二俣のハートのもですね、それとあの近くに六角のトンネルというか、もあります。で、八角ですかね、八角トンネルですかね。そういった資源がすぐお隣にあって歩いても行けるような距離にもあります。ということであれば、お隣とも連携をしてですね、甲佐町と美里だったり甲佐町と御船でも結構ですけど、そういった広域的にちょっと歩いてでもちょっと自転車とか歩いてでも行けるような、そのルートの開発というかフットパス事業の取り組みとかについては現在はどういうかたちになっておるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、フットパス事業といいますれるのは観光ルートの整備等につきましては、議員おっしゃるとおり美里につきましては緑川流域の連携事業というかたちで美里、山都、御船、甲佐で今そういう観光ルート等で今は主にアウトドアいうかたちでキャンプ場との連携事業を今進めているところになります。今後はそういったところもですね、進めていくべきなのかなというふうには考えております。あと上益城の地域観光推進協議会の中でもそのフットパス事業等については都市圏、熊本市近隣またはその美里、そのへんも併せたところで計画等も今考えられてますので、そのへんも含めたところで甲佐町の観光ルートを考えていきたいというふうには考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 72ページのもですね、ふるさとの甲佐応援返礼品の件なんです

けれども、総合計画の中ではですね、確か300ほど令和7年度までにはですね、そういった数をですね、増やす返礼品の数を増やすってということだったんですけども、ざっと見るにですね、なかなか農産物っていうのがですね、なかなか少ないような気がするんですけども、まずはこの農産物なんかのですね、についてもですね、そのときどきスイートコーンだったりいろいろありますので、そういった開発についてもですね、力を入れて欲しいというふうに思うのですが、この300っていうのはですね、どういったところ、どういった感じでこう増やしていこうと思っておられるのかちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、議員のお答えしたいと思います。今、返礼品については258品目とあります。ただ、これにつきましては商品のセット、肉類だったりセット価格だったりとか、こうさんものを組み合わせるとか、そういうかたちのセット用品のところの組んだところの部分もありますので、そういうかたちで単品単品での返礼品も必要だと思いますが、こうさんもん独自のこうさんものだけのセット用品だったりとか、そういうかたちのちょっと工夫を凝らしながら返礼品については充実をさせていきたいというふうに思いますし、農産物についてもある程度の収穫等がですね、見込まれるものであれば入れていきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 商工費について質疑を行っております。ありませんか。

次に款7、土木費について質疑を行います。74ページ下段から80ページ上段までの土木費について質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。ページ78ページの土木費の河川費の中で、河川総務費の中で14番の工事請負費河川浚渫工事400万ありますが、これはどちらを予定されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、こちらの工事請負費の河川浚渫工事についてはですね、現在、町うちの南谷川、湯田川とか大井出川、それと龍野地区のですね、宮園川、竜野川などを予定をしておりますけれども、これは毎年浚渫をやっておりまして、現状をですね、調査したところで計画的な浚渫工事をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） おっしゃったような川っていうのは、だいたい緑川の全部主流っていいですか、そういうかたちになりますかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、すべて緑川水系になります。

○議長（宮川安明君） 土木費について質疑を行っております。74ページ下段から80ページ上段まで、土木費の質疑を行っております。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今のでちょっと確認ですけど、建設課長に。大井出川は緑川水系ではないでしょ。これは土地改良区のものでしょ？緑川水系じゃあないでしょ？確認ですけど。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、鳴瀬議員おっしゃるとおりで大井出川は今の緑川水系のうちには入れたところではありません。水路として管理しておりますので、河川のうちには入っておりません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。説明資料の39ページに住宅建替え事業がありますが、まだこの2棟分ですかね、は、場所は同じところに建てられるんですか。この説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。場所的にはほぼ一緒のところでありまして。現在4戸建っておりまして、新しいところに2戸現在建設中です。で、そこに新しいところが建ったのちにですね、古い棟に入られてる方が移転をされまして、移転されたのちにそこを解体してまた造るというふうには計画となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 土木費について質疑を行っております。ありませんか。

次に款8、消防費について質疑を行います。80ページ中段から84ページ上段まで、消防費について質疑をお願いいたします。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。消防費ということで非常備消防費消防団関係で、ちょっと関連でお尋ねいたします。先般、上豊内地区です、早朝火災のほうが発生いたしました。早朝ということもあって、本町では情報伝達手段といたしまして現在防災行政無線が活用されておりますけれども、家によってはですね、例えば2階建ての家で1階に防災無線が設置してあって、寝る部屋を2階で寝てて防災無線が聞こえなかったとか、そういった話も聞きますし、そういった中で消防団の招集関係、時間がかかった分もあったのではないかとこのように思います。そういった中でですね、現在はスマートフォン、そういった情報化の時代でございますので、例えばそういった火災発生時に消防団のスマートフォンにメールとかで、例えば消防署から一斉通報とかですね、そういった仕組みができないのかどうかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） すみません、今の質問は3月7日の午前5時30分に緊急放送したというところでございますけれども、防災行政無線についてはですね、議員おっしゃるとおり一応正常作動はしておりますけれども、その個別受信機の位置とかですね、個別受

信機もかなり設置年度からもう10年以上経過しておりまして、いろんな支障も出てるという状況でございます。で、防災行政無線に代わる情報伝達手段ということでございますけども、今やってることがですね、午前5時53分に一応火災の緊急放送を消防署から流しまして、5時59分にですね、消防署から奥名町長と団長、副団長、指導員含めた消防団400、それと消防主任のほうにはメールで現場の位置情報等を含めたメールをですね、配信されております。で、それから消防主任が受信しまして5分後の6時4分に本部役員のLINEグループ、これはもう消防団員みんなですね、LINEでそういう情報伝達しようってことで始められておりますけど、LINEグループに火災情報を発信してもおります。で、こういったいろんなSNSを通じたですね、情報発信もやってるところなんですけども、今、実際3月から今また新たに始めている、その町の情報発信ということでメールをですね、甲佐情報なんですかね、たしかメール、こうさ情報たしかメールという一応メールをですね、使ったいろんな情報発信、防災が基本ですけども、ほかの行政情報も発信してるというようなことで。その中で、今、全町民宛てのそのメールのグループがこうさ情報たしかメールですけども、ほかに職員だけのメールグループとかですね、状況によっては議員おっしゃられるように消防団員だけのメールグループとかいうのも今後考えていきましてですね、防災行政無線と同じようなかたちで消防団員に早急に伝わるですね、そういった情報伝達手段も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 消防に、消防費について。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明資料の中で耐震性の貯水槽設置工事というので出ておりますが、2カ所に設置予定ということで、どこに設置が予定されているのかということと、この貯水槽については5カ年とか10カ年とかそういった計画のもとにされてるのか、そういったところをお尋ねしたいというふうに思いますが。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは今、はい、説明資料では耐震性貯水槽ということで、予算書においては防火水槽浚渫工事ということでしております。来年度の予定は中横田と大町に1基ずつということで2基設置予定というふうにしております。と、今後のその計画的な設置をというようなことでございますけども、この耐震性貯水槽及び消火栓ですね、それといろんな消防施設あたりの整備計画ていうのを本年度、今、策定中でありまして、計画ができたらですね、その計画に基づいて何年ていうとはまだありませんけども、段階的にですね、過疎債等利用しながらですね、設置していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 甲斐議員からもですね、上豊内の火事のお話がありましたが、火事があった現場にはですね、用水路が通ってしまして、消防車がですね、放水するのに

ちょっと都合がいいというか近くにあったからできたというふうに思いますが、場所によってはですね、やっぱりその消火栓とか防火用水とか全然ないというところも、うちの集落の中にもございます。そういった意味では各行政区からですね、やっぱりこうしっかり希望を取っていただいでですね、やっぱりそういう万が一のための防火水槽とかなんかの整備をですね、是非お願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。82ページの小型動力ポンプ付き積載車がどこの県かと、次のページもいいですか。の、83ページ宮内地区防災センター整備工事とありますけども、これがどういった設備でどのあたりにできるのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは82ページの備品購入費の小型動力ポンプ付き積載車の来年度の予定ということでございますけども、来年度は下横田と浅井の消防団に配備するというような、を更新するというような予定にしております。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 83ページの宮内地区防災センター整備工事につきましては、上揚団地跡地に展示、昨日説明いたしました乙女第3仮設住宅のみんなの家を移築しますので、その移築と合わせてですね、増築をしまして、宮内地区の災害時には避難所としても利用できる集会施設を造るように計画をしております。

それと平常時あたりには宮内地区のですね、集会施設が憩いの場としても利用できるかと考えております。で、当初はですね、宮内地区社会センターのグラウンドにみんなの家を移築する予定でありましたけれども、グラウンドが手狭になってグラウンドゴルフ等ができないということで、上揚団地跡地がですね、結構広く空き地ができるということで、そちらの作るような計画になっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 消防費についてほかにありませんか。ありませんね。

次に款9、教育費について質疑を行います。84ページ中段から101ページ上段までの教育費について質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 要準要保護のですね、この生徒の就学援助費なんですけれども、コロナの関係もあると思いますけども、前年度に、前々年度に比べてですね、それがどのくらい増えてるのか増えてないのかですね、その件と、だいたい今の段階でですね、生徒さんのですね、何割ぐらいがですね、この受けておられるのかですね、活用しておられるのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時36分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この要保護、準要保護の生徒なんですけども、生徒、児童生徒ですけども、本年度がですね、73人ということで予算を組んでおります。ちなみに昨年度でございますけども、103人ということで減っているというようなことでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 生徒数が減ったというのもあるんでしょうか、そういった原因は、減っている原因、ちょっと増えてるんじゃないかなあというふうに思いがあったもんだからですね、こんなに減っているのかというふうに思いますけれども、その点についてはどんなんでしょうか。生徒さんの数が減ったというだけでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この要保護、準要保護世帯といいますのは、これの認定につきましてはですね、前年度の所得額が確定する6月の時点で把握しております、学校や民生員、児童員にですね、ご協力をいただきまして、その家庭の状況を把握するわけでございますけれども、これがコロナの影響かどうかっていうのがですね、あくまでも6月でございますので、何かきちんとしたですね、算定の基礎になるものがないと分からないということでございますので、はっきりコロナの影響かどうかっていうのは分からず、所得が6月に確定した時点っていうことでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 教育費について質疑を行っております。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。説明資料でお願いいたします。説明資料52ページになります。一番上段です。事業名が陣ノ内城跡国指定化事業、予算、事業費としましては288万7,000円ということで記載されております。この陣ノ内城跡の国指定化について、おおまかで結構ですけど今後のスケジュールですね、だいたいいつ頃国指定になる予定なのか。また、あと、その国指定されたあとですね、そこを活かして町の貴重なですね、観光資源として活用していく必要があるのではないかと思います。そういった中でそういった利活用計画だいたいいつぐらいを目指されているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、陣ノ内館の陣ノ内城跡の利活用ということでございますけれども、まず今年度の取り組み状況でございますけれども、昨年7月にですね、地元下豊地区の方々と予定地域の地権者の方々に国指定史跡施政への説明会を2回ほど実施しております。そのあと地権者の方々から9割を超える同意をいただいております。

ございます。また、12月にはこれまでの調査成果をまとめた報告書を刊行いたしまして、遺跡の名所も陣ノ内館跡から陣ノ内城跡として周知をさせていただいておるところでございます。これらのことから国指定の報告書を含めた申請書類を今年のですね、1月の18日に文化庁のほうに提出をさせていただいたところでございます。今後、陣ノ内城跡が国指定史跡に指定される場合の取り組みについてでございますけれど、指定後おおむね4年間、おおむね4年間で陣ノ内城の保存の方針と整備活用の方針について検討をしていく予定でございます。まず最初の2年間で陣ノ内城跡をどのような方針で保存していくかを協議いたしまして、保存活用計画を作成させていただく予定でございます。また、残りの2年間におきましては、その策定をいたしました保存活用計画をもとに陣ノ内城跡をどのように整備し、活用していくかを協議いたしまして整備活用計画を策定させていただく予定でございます。これらの計画策定の際にはですね、有識者に加えまして町や地域の代表の方々にも参加をいただくように検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。今、教育費のところですよね。

○議長（宮川安明君） はい。

○7番（荒田 博君） 99ページの甲佐高校グラウンド照明設備撤去工事と132万2,000円ありますけど、説明資料の中には甲佐高校支援事業ということで1,295万5,000円計上されております。今回の議会の中で教育長も再任ということになりましたけれども、甲佐高校の支援に対してはひとかたならぬ思いがあると思うんですが、年間この、こういった甲佐高校グラウンド照明設備撤去工事費も合わせた上でこの1,295万5,000円、今支援しているのかということの確認と、実際その、なかなかやっぱ厳しいのは分かっておりますし、今までいろんな活動されてるのも十分分かっておりますけども、今の実績等のですね、と、今年の見込み等が今まだちょっと分からないかと思っておりますけども、どのくらいあるのか、そのあたりをまた再度確認したいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 甲佐高校のですね、ナイター照明設備の設置いたしましてもう40数年、40年以上が経過をしておりますので、老朽化が激しいということで危険ということでありまして、今回撤去をするものでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。ただいま、荒田議員が言われた、はい、これが支援事業に入っているかということですけども、それについては入っておりません。それと支援事業の成果でございますけれども、これにつきましてはですね、甲佐高校の支援ということで地域おこし協力隊3人を雇い入れまして、あゆみ学舎という公営塾をですね、開いております。その中で数年前はですね、公務員ということで甲佐町役場にですね、このあゆみ学舎から1人入っておられますけども、本年度はですね、熊本県立大学のほうに合格者1名、それと学園大学、熊本学園大学に合格者3名と県庁にですね、合格者1名を出しております、取り組みについてはですね、成果が上がっているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐町高校の支援事業の成果ということでご質問でございます。先日もお話をいたしましたけども、今、学校教育課長からお話をいたしましたような公営塾の生徒たちの進路実現については成果が出てきているというふうに思いますが、我々が求める本当の成果はやっぱり甲佐高校の入学者増だと思います。これについては正確な数字はここでちょっと宙に覚えておりませんけども、一昨年あたりは一番最低で少なかったと思います。で、昨年は若干増えて、今年も同じ程度、今度まだ合格発表あつてませんのであれですけども、下げ止まったというところかと思っております。で、これから先ほどの公営塾の成果あたりをさらにいろんなところで周知をしてアピール、PRをいたしましてですね、そしてまた取り組みもさらに充実させて、これが本当に、ああそんなら甲佐高校に行こうという、特に地元の中学生在が増えてくれることを期待しておりますし、そのようになるようにですね、今後も支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮川安明君） 教育費についてほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。甲佐町実施計画書のほうが分かりやすいと思ったんですけど、ページが26ページなんですけど、文化協会への補助金が30万、体育協会の補助金が323万ということで、体育についても文化についても大事なことで、それぞれこう活動されてる方はですね、本当に一生懸命にこう取り組んでいらっしゃるというふうに思いますが、ちょっと文化に対する補助金が体育協会に比べたら少ないんじゃないかというふうな思いますが、そういった点はどういうふうにお考えなのかということでお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい、一口で言うと文化と体育をやつて文化協会と体育協会の一つ一つ同じような規模のように聞こえますけども、体育協会のほうはですね、その傘下にいろんな種目がありまして、例えばソフトボール協会ですとか、もう協会がたくさんありまして、そこの活動の充実のために支援をしていくという、文化協会におかれましては文化協会窓口一つでございますね、そこに、その傘下で活動されている人口も相

当の差があるんじゃないかなというふうに思っております。当然、文化の振興ということもですね、重要でございますし、同じようにですね、その一人一人の町民の方両方に文化活動も体育活動もされておるかと思っておりますけども、差がないようにですね、生活の潤いになる文化活動であったり体育活動、スポーツ活動であったりすると思っておりますので、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 教育長のほうからですね、文化協会と体育協会にこう、入って活動されてる、その差についてお話があったと思うんですけど、文化協会についてもですね、私はかなりの方がですね、踊りやいろんな俳句とかですね、いろんなこう活動をされているというふうに思いますが、そういった点でもですね、やっぱこうかなりの方が私は参加をされてるような気がするんですけど、数えたことはありませんけど、そういった意味では文化に対するですね、支援、それがちょっと弱いような感じがしましたのでちょっとお尋ねしたんですけど、そういった点では、こう、文化のほうにも力を入れていくと、支援をするというふうなことではどうお考えですかね。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと付け加えたところでの説明になりますけど、ただいま教育長がお話された以外にも地区体協への補助等もですね、その体協の支援の中には、入っとらん？入ってる？入っているということでもありますんで、加えてご説明申し上げます。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） すみません、文化協会の団体におかれては39団体、472名の会員の皆様方がいらっしゃいますけれど、体協におきましては、先ほど教育長、町長のほうからもお話がありますように5つの行政区の体協、それから10種目の競技がございますので、そちらのほうに負担金として支払っているというような状況でございます。人数はちょっと分かりません。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時53分

再開 午後2時56分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育費について質疑を行っております。ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 104ページに、今度の運動公園のことで質問させていただきたいと思っておりますけども、あそこでもいろんなこう、管理棟なんかできた、上がったあとだろうと思っておりますけども、あそこでもいろんな営業活動をするとき、これを何か商工会に窓口をされたというようなことであるなら、で、あそこでもいろんな営利活動をする場合は商工会の会

員であるということ、ようなこと、文章が私のほうに、私も商工会の会員ですんでまわってきたんですが、これは町のほうでちゃんと認識されておられるのかどうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 57 分

再開 午後 3 時 12 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本田議員。

○12番（本田 新君） グラウンド場の、今、建設が進んでおりまして、また、議会費のこっだ、が進んでおりますけれども、せっかくあそこに多くの交流人口として多くの人たち、人口が人たちが集まっております。で、あそこでせっかくのことですので、あそこで営利的な町の商工業の発展のためにも、町の、甲佐町の振興のためにもですね、あそこでこう、商業活動、営業活動などのあたりが行われるといいのではないかなと思いますけれども、あそこの営業活動につきまして、町のほうではどのような、今後、考えを持っておられるのか、そのことをお知らせ、教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ、ただいまの意見に私のほうから、まとめてお答えしたいと思います。熊本甲佐総合運動公園での物品販売の基準等について内規が示されているところでありまして、関係される国交省、それから緑川漁協、それから商工会とは協議がなされた上に基準を設けていくということになります。で、おっしゃるとおり、その商工会を通じての販売ということになりますと、手順についてはそうおかしな話じゃないというふうには思います。ただ、基準日は設けてありますけれども、じゃあいつまでそういう状況でやるのかってということについては明示をされていないようなところも見受けられますので、今後、管理棟等の完成の暁には全体的なそういった問題についてもどう考えていくかということ、ちゃんと執行部側としても示さなくちゃならないと思います。で、そういったことをですね、含めたところで、今後の運営に問題がないようなことにはしておかなくてはならないと思いますので、そういったことを整備をして、本来のかたちの基準等に戻したいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 教育費について質疑を行っております。ほかにございませんか。ありませんね。

次に款10、災害復旧費から款13、予備費について質疑を行います。101ページ中段から102ページまでの災害復旧費から予備費について質疑をお願いします。ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。災害復旧事業費でですね、101ページの、これ見ますと、農業用施設災害復旧事業費には本年度4,550万の予算が計上されております。

林業災害についてはもう2,000円ということで同目で事業はないような感じなんですけれど、すと、公共施設災害復旧費についても1,000円の増目なんで、残ってるのは農業用施設災害復旧事業だけかなあと思うんですけど、そこについてはちょっと説明いただいて、間違いないかお願いしたいと思います。説明。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは農業用施設災害復旧費についてご説明申し上げます。災害復旧費につきましては、今回計上しておりますのが、熊本地震で被災した小川の水路でございます。で、これについては、その災害の対象にならなかったために熊本県の復興基金を使って整備するような計画をしておりました。実際この令和2年度の予算で計上しておったんですけども、設計のほうは土改連、土地改良団体連合会のほうに委託をしておまして、そこが令和2年度の熊本の人吉を中心とした大雨のほうの復旧支援ということで、ほとんど向こうのほうに行かれておって実際できないような状況と。それと、小川の水路についての線形についても2パターン、3パターンぐらいの、今検討している段階でございます。地元の区長さんあたりとも話をしながら、で、地元の了承を得て令和2年度の予算をすべて令和3年度の予算に組み替えたというところでございます。それ以外の地震関係での補助災害についてはすべて完了しているというところですよ。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、公共土木施設災害復旧費につきましても令和2年度予算で、同の予算で繰越して事業は完了する見込みであります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） いいですね。ありませんね。

次に歳出全部についての質疑をお願いします。31ページから102ページまで歳出全部についての質疑です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。説明資料の中から聞きます。5ページの防犯灯設置工事355万あげてありますが、予定地区はどちらになりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） はい、お答えいたします。防犯灯設置工事につきましては令和2年度で一応終了、従来の整備計画が終了するものですから、現在、新たなですね、整備計画ていいですか、整備方針といいですか、検討中でございます。その、今まだ検討の段階でございますけれども、今のところ、予定では来年度につきましては西寒野打越線、それと主要地方道の宇土甲佐線、上田口のところです。そのところを現在のところは予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、3番、田中です。すみません、説明書の29ページの、狩猟免許と取得費補助金というのが28万円ついておりますが、これについては何名ぐらいを見込まれて出された予算ですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは狩猟免許等取得費補助金についてお答えいたします。これは今年度新たに創設しました補助金になります。見込みといたしましては第1種の銃猟、鉄砲ですね、の免許のほうは1名、それと罨猟についてが6名のところで当初の見込みはしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） すみません、じゃあ、すみません、銃と罨のその補助の金額については。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、一応ですね、銃と罨について取得費について一応いろいろ調査をしました。で、銃のほうは試験場での訓練とか、そういうところで、銃のほうはトータルで調べたところで約12万程度費用がかかります。で、罨猟については調べたところで約4万円ぐらいの費用がかかると。それに対し、郡のほうの上益城地域林業木材産業振興協議会というところで補助がございます。これが銃のほうは9,000円、それと罨猟のほうは6,000円の補助があります。それを引いて、引いた残りの金額の端数を切りまして、町のほうの補助金額としましては銃のほうは1件あたり10万円、それと罨のほうは1件あたり3万円というところで設定しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

次に歳入について質疑をお願いします。最初に款1、町税から款15、使用料及び手数料について質疑を行います。11ページから18ページ上段までについて質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。昨年とその前の年、比べてコロナの影響はですね、どれだけ税収に表れているかということは分かるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、あくまでも町税のコロナウイルス関係の影響がどの程度あるだろうかといったことでご質問と承知はしておりますけれども、実際どの程度影響があるかについてはですね、今の時点では分からないというのが正直なところでございます。で、予算上におきましてはですね、住民税、町県民税ですね。町県民税と法人町民税に関しては対前年比で15%ぐらいの減ではないだろうかっていう見込みで。あと、償却資産、固定資産税に関しましては、土地、家屋、償却資産にそれぞれかかるものになりますけれども、償却資産に関して、コロナウイルス関係の中小事業者等の固定資産税の軽減措置が令和3年度だけございますので、その分の申請が40件ほどあがってきております。ですので、金

額的なところは今の時点で見込めませんが、償却資産に限って15%ほど減といったところで予算は計上させていただきます。

はい、以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） コロナに関してはですね、持続化給付金等もですね、農業関係、それから事業者とですね、相当数の給付があったというふうに思いますけども、そういった点もですね、所得としてみなされるのでですね、やっぱりそういった点で、やっぱり個人の影響といたしますか、そういった影響のほうはやっぱりこの所得税、町税についてはですね、そういった点についてはどんななんでしょうか。15%減という中でですね。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。町県民税、所得税ですね、確定申告がですね、3月15日までというところで、町の会場がですね、で、国のほうはですね、4月15日まで申告納税期間が延長されています。で、そういった中で税務署にですね、申告をされる方の資料に関してはまだ町のほうには持ち合わせておりませんところですので、今の時点でそこあたりの影響に関してはちょっと見込めないということでご理解いただきたいと思います。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に款16の国庫支出金から款17、県支出金について質疑を行います。18ページ中段から24ページ中段までについて質疑をお願いします。18ページ中段から24ページ中段まで、国庫支出金から県支出金について質疑を行います。

次に款18の財産収入から款23、町債について質疑を行います。24ページ下段から30ページまでについて質疑をお願いします。

次に歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部についての質疑をお願いします。11ページから30ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。ページ23ページの教育費補助金の中で学校教育費補助金で水俣に学ぶ肥後っ子教室という事業補助金がありますが、この水俣に学ぶ肥後っ子教室はどんなものかご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、環境教育のですね、一環といたしまして、小学校の児童がですね、今年はバス4台分を予定しておりますけども、それで水俣病の記念館ですかね。水俣病の資料館です。に行って、水俣の状況をですね、水俣病を含めて水俣の状況を勉強していくというような事業でございます。これは県の補助がでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 歳入全部についての質疑を行っております。ありませんか。

次に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時32分

再開 午後 3 時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。令和3年度一般会計予算での反対討論を行います。私は議案第24号、甲佐町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

子育て支援策においては子ども医療費無料化18歳までの引き上げが実現できてないと子育て世帯の皆さんの要望にしっかり応えていないと考えます。予算の多くの項目について同意できるものですが、真に差別をなくすあらゆる分野での人権を守る立場から、第3款、民生費の目5、地域改善対策費の人権啓発活動補助金については賛成できません。あらゆる分野での人権啓発活動として町が法務省も協調事項にあげています性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう、また、性自認を理由とする偏見や差別をなくそうなど、取り上げ、啓発活動をされていることは大変いいことだというふうに思っております。しかしながら地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は2002年、平成14年に終焉し、すでに19年が経過をしております。県内の自治体においても、これらをもって運動団体に対する補助を終了しているところもございます。運動団体の一つは自らの行動不審において自主財源を基本にした低姿勢な会計財政の運営、情報公開や説明責任に応える公正で透明性のある組織運営を行うとうたっております。補助金が交付されている団体に対し自らの力で活動資金を確保し、運営を行う努力を促すべきと考えます。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第24号、令和3年度甲佐町一般会計予算ではありますけれども、本予算71億あまりのですね、予算になっておりますけれども、反対討論でもあるようですけれども、その1点だけをですね、反対討論として言われても、この予算的にですね、執行しない限りはどうにもこうにもならないと思いますけれども、この予算の関連ではですね、各課ごとの、その予算分配をですね、させていただいぶ苦勞されたかと思えます。コロナの影響もございましてですね、スムーズな予算の執行と更なる住民サービス向上に向けてですね、1年間をですね、取り計っていただくよう期待申し上げ添えまして賛成討論といたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第24号「令和3年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日17日は午前10時から本議場において会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時49分

3月17日（水曜日）

令和3年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

1. 招集年月日 令和3年3月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 3月17日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 3月17日 午前11時48分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	代表監査委員 豊永康法

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第25号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第2 議案第26号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第3 議案第27号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第28号 令和3年度甲佐町水道事業会計予算
- 追加日程第1 議案第29号 財産の無償貸付について
- 日程第5 発議第1号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしていますので、ご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第25号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第25号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第25号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,236万3,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の観光の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

令和3年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、国民健康保険税を2億2,581万5,000円としております。1の国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料を10万円としております。1の手数料です。

款3、県支出金を10億7,932万9,000円としております。1の県補助金です。

款4、財産収入を9,000円としております。1の財産運用収入です。

款5、寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。

款6、繰入金を1億6,709万9,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款7、繰越金を1,000万円としております。1の繰越金です。

款8、諸収入を1万円としております。1の延滞金及び過料から3の雑入までです。

歳入合計を14億8,236万3,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費を3,368万6,000円としております。1の総務管理費から3の運営協議会費までです。

款2、保険給付費を10億5,572万円としております。1の療養諸費から6の傷病手当諸費までです。

款3、国民健康保険事業納付金を3億7,154万1,000円としております。1の医療給付費分から3の介護納金分までです。

款4、共同事業拠出金を1,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款5、保健事業費を1,765万9,000円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款6、基金積立金を1万円としております。1の基金積立金です。

款7、諸支出金を100万4,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款8、予備費を274万2,000円としております。1の予備費です。

次のページをお願いいたします。

歳出合計を14億8,236万3,000円としております。本予算は、令和2年度当初予算と比較いたしますと、予算総額で1,029万5,000円、率にいたしますと、約0.7%の減額で計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、最初に歳出全部についての質疑をお願いします。

12ページ、款1、総務費から、21ページ、款8、予備費までです。歳出全部についての質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 国保会計の財政運営を左右する、今回も引き上げをせざるを得なかったということですが、そのような厳しい国保会計ですが、自治体によっては、様々なあるかというふうに思いますけれども、国保財政を左右するといえますか、その一番の大きな要因というのは、どういったことが言えるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） お答えいたします。

国保財政を一番左右する要因といえますのは、詳細には分析しないとわからないところ

もありますけれども、今現在、被保険者の方がですね、後期高齢者に以降される方の74歳に近い年齢の方が今、多いということで、年齢が高くなりますと、病院等の受診率も高くなるということで、どちらかというところ年齢が高くなると、医療費も少しずつ増えてくるというところで、そういうところも一つの要因にはなっているかと思えます。

あと、そのほかに食生活とかですね、そういうところが糖尿病とか、いろんな病気ですね、生活習慣といいますか、そういうところがいろんな病気を誘発させるというところもありますので、そういう生活習慣的な改善といいますか、予防策も必要になってくるかとは思えます。担当課としては、大まかにそういうことを考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それでは、1人当たりの医療費といいますか、これは度々こういった場では出てくる問題ですけれども、近隣と比べてどうなのかというのは、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） お答えいたします。

すみません。近隣の市町村のデータをここに持ってきておりませんが、令和元年度の給付費から試算しました1人当たりの医療費の金額ですけれども、36万1,727円となっております。その前の年、平成30年度については、35万232円というふうになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 最後に、この問題で。これは上がる、この30年度、令和元年度はちょっと上がっていますけれども、ここ4、5年からするとですね、ずっと上がり傾向にあるのかどうかですね、やっぱり今後も増えていく可能性があるのかというのはどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 先ほど1人当たりの医療費を申し上げましたけれども、28年、29年の1人当たりの医療費からしますと、下がっている傾向にあります。

28年度については、37万5,401円、29年度については、37万5,505円というふうになっております。28年、29年については、地震の影響もあったかもしれません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、歳入全部についての質疑をお願いします。

7ページ、款1、国民健康保険税から11ページ、款8、諸収入までです。

歳入全部についての質疑をお願いします。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） すみません、単純なあれで申しわけありません。

国民健康保険税は値上げをされるわけですがけれども、前年度からすると、かなり保険税の額が低くなっておりますけれども、これは当初予算なんだろうと思うんですけれども、実績からしてですね、どれほど上がるのかですね、そこら付近については、どんなでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 国保税の収入見込みといたしますか、予算についてお答えいたします。

令和3年度に税率を改正するというになっておりますけれども、この試算にあたりましては、令和元年分の被保険者の対象となっている方の所得を参考にしておりますけれども、その所得の85%程度を見込んでおります。

理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの方が所得が減少しているのではないかと見込んだところで、令和元年分の85%程度の所得を見込んで算出しております。

また、収納率については、94%から93%程度を収納見込率ということで、予算上ではありますけれども、見込んで算出しております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 最後に本予算全部について、質疑をお願いします。

本予算全部です。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番、このコロナ禍の中で昨年1年間ですね、保健指導について、どのような取り組み、今まで例年どおりというわけにはいかなかったと思うんですよね、そのあたりをどういう取り組みをされたか、その点だけお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 昨年、コロナ禍ということで、保健指導等も若干、訪問等の指導もなかなか厳しいところもありまして、だいぶ訪問も削減といたしますか、ちょっとできない部分がありました。

来年度につきまして、そういったこと、挽回といたしますか、コロナ禍のワクチンも普及してくると思いますので、そういったところで改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町にありましては、国保運営健全化に向けて様々な努力をされております。

しかし、国保の成り立ちからしまして、国の負担拡大なくしては国保世帯の負担増に苦しむこの状況は変わりません。しかし、かといって住民に負担を増やしていくということは、住民の命と暮らしを守る点からでもですね、これについては、地方自治の趣旨からしてもですね、責任からしても、一般会計からの繰り入れをぜひ求めたいというふうに思います。そういった点で、今回の更なる値上げを組み込んだ予算には賛成することができません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番、議案第25号、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、賛成の立場から討論させていただきます。

月曜日の議案第8号で甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、可決されておりますし、それを組み込んだ本予算になっております。

ただいま担当課長の説明の中で、令和3年度の歳入の一般保険の税制の部分を令和元年度の85%程度の見込みということで、非常に厳しい中での予算編成となっており、そのあたりを非常の考慮された予算になっておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第25号「令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第26号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第26号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第26号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,657万4,000円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算

によります。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めております。

令和3年3月12日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、介護保険料を2億5,133万7,000円としております。項1、介護保険料です。

款2、分担金及び負担金を41万2,000円としております。項1、負担金です。

款3、使用料及び手数料を1万円としております。項1、手数料です。

款4、支払基金交付金を3億9,100万7,000円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金を4億725万6,000円としております。項1、国庫負担金、項2、国庫補助金です。

款6、県支出金を2億1,212万4,000円としております。項1、県負担金から項3、県補助金までです。

款7、財産収入を1万3,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金を2億7,611万円としております。項1、一般会計繰入金、項2、基金繰入金です。

款9、繰越金を1,000円としております。項1、繰越金です。

款10、諸収入を830万4,000円としております。項1、延滞金加算金及び過料から、次のページの項5、雑入までです。

歳入合計15億4,657万4,000円としております。

次のページ、4ページをお願いします。歳出です。

款1、総務費を4,334万7,000円としております。項1、総務管理費から項4、趣旨普及費までです。

款2、保険給付費を14億1,224万7,000円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。項1、財政安定化基金拠出金です。

款4、地域支援事業費を7,892万5,000円としております。項1、包括的支援事業、任意事業費から項5、その他諸費までです。

款5、基金積立金を1万3,000円としております。項1、基金積立金です。

款6、公債費を1,000円としております。1、公債費です。

款7、諸支出金を3,000円としております。項1、償還金及び還付加算金、及び、項2、繰出金です。

款8、予備費を1,203万6,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計15億4,657万4,000円としております。令和2年度当初予算と比較しますと、

1,341万9,000円、約0.88%の増加となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に、歳出全部について質疑をお願いします。

14ページ、款1、総務費から、23ページ、款8、予備費までです。歳出全部についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

歳出の19ページ、任意事業費の委託料の中に緊急通報システム委託料があげられてます。この内容は何なのかということと。

緊急通報システムについて、これは総合計画の中にも目標があげられる項目になっていると思うんですが、その総合計画の中にある目標も令和元年度が51で、令和7年度が55ということで、ちょっと目的意識的に、町民の皆さんにですね、高齢者の皆さんに役立てていこうというところは、ちょっと感じられないんですけども、私としては、この緊急通報システムを知らない高齢者の方がですね、まだたくさんいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。そういった意味では、費用負担もございしますが、やはり独居の世帯とか、高齢者だけの世帯というのが、だいたいこの町内でも多くいらっしゃいますので、その点で、どうお考えなのかということをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 緊急通報システムについてということで、お答えいたします。

全員協議会の時だったですかね、佐野議員のほうから緊急通報システムについても、ご質問いただいているところです。その時もお答えしたと思いますが、緊急通報システム、対象者の方が独居老人、または高齢者のみの世帯の方を基本的には対象としていると、確かに町内に独居の方、または高齢者のみの世帯というのは、かなり数があって50件程度は、ちょっと低いんじゃないかということですが、制度の周知につきましては、区長さんの会議であったり、民生児童員協議会の中で制度については、周知をしているところです。

この事業につきましては、福祉課としましても、大変有効な事業だというふうには考えております。今後、制度の周知、利用促進については、今後も引き続き行っていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 昨日も答弁がありましたけれども、要支援については、2015年に総合事業に移されて、今年度2021年4月からは答弁でありましたように、本人の希望があれば要介護1、2でも総合事業にですね、それは町も認めなければなりませんけれども、できるわけですが、その点でですね、総合事業を支える人的問題はないのかで

すね、それをしっかり支える予算になっているのか、その点について、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 新たに要介護1、2になられた方が、これまで要支援で総合事業の事業を受けられておられれば、本人が希望されればですね、総合事業の事業を継続して受けることが可能だというふうな制度改正が行われております。

人的にどうなのかということですが、甲佐町の現状を見ますと、その総合事業、対象となっている総合事業すべてということではございません。実際、甲佐町で引き続き受けられる総合事業というのが、事業所として行われているところがございませんので、本町におきましては、制度改正がっておりますが、引き続き総合事業を受けるという方は現状では出てこないということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） それから、施設利用についてなんですけれども、この食費がですね、上がっているというふうに聞いたんですけれども、そこら付近でですね、利用控えとかですね、そういったことの不安もあるなというふうに思いますけれども、ちょっとそこら付近について、説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 施設利用時の食費の件でございますが、現在食費については1,392円、これが本年の8月から53円上がりまして、1,445円というふうに改正される予定というふうになっております。

食費が上がったことで、利用の利用控えといいますか、ご心配されているということですが、最終的にはケアプラン、ケアマネージャーさんご本人、また、ご家族の方、お話し合いをしていただいて適切なケアプランを策定していただくというような形で町のほうとしては指導をしていくということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの私の質問で「上がった」というふうに質問しましたけれども、「上がるというふうに聞いている」というふうに訂正をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。

7ページ、款1、介護保険料から13ページ、款10、諸収入までです。

歳入全部についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

ページ9ページの国庫支出金、6番の保険者努力支援交付金というのがあげられています。前年度予算ではあっておりませんが、ここので198万1,000円ということであげられています。内容について、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 保険者努力支援交付金について、ご説明申し上げます。

以前インセンティブというお話をしたことがあるかと思いますが、そちらとあわせてご説明させていただきたいと思います。

保険者機能強化推進交付金というものと、介護保険者努力支援交付金というものがございます。機能強化推進交付金につきましては、平成29年度に制度化されて、実際は平成30年度から創設をされております。この介護保険者努力支援交付金につきましては、本年度から令和2年度からですね、令和2年度から制度化されたもので、当初予算、昨年度、本年令和2年度の当初予算を策定する時点で見込みが、まだ立っておりませんでしたので、当初予算には反映をいたしておりません。

推進交付金につきましては、令和2年度、本年度の実績としまして、215万円。それと努力支援交付金につきましては、220万2,000円を交付するということが確定いたしております。

令和3年度の予算につきましては、それぞれ今年の実績の9割をしているところでございます。

この推進交付金、努力支援交付金につきましては、それぞれ国で200億円ずつを確保され、そのうち、それぞれ10億円が都道府県分、あとの190億円が市町村分ということで、それぞれ評価項目がございます。PDC Aサイクル体制の構築であるとか、自立支援重度化防止等に資する施策の推進、介護保険運営の安定化に資する施策の推進と、それぞれが点数化して、その点数に応じて市町村、また都道府県に配分をされるというような交付金でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

歳入全部について質疑を行っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 介護保険は、政府はこれまで社会保障抑制のため要支援の、先ほど申しました介護保険給付からの切り離しや利用料の原則1割から所得が一定を超えますと2割、3割負担への引き上げ、また食費、居住費への負担など、一方では介護保険料は制度見直しのたびに引き上げられるなど、高齢者も皆さんにとりましては負担は増す一方で介護なしという声が挙がっておりますけれども、その声も当然ではないかというふうに思います。

保険料は、年金から否応なしに天引きをされながら利用を抑制するというような今までの、またこれからのそうした仕組みを強化するということは、もってのほかだというふうに考えます。

このような中で、保険料を引き下げてほしいという多くの声に応えた今回の町の条例改正については評価をするものの、今申し上げました制度化にある中での予算については、賛成することができません。

よって、議案第26号、令和3年度介護保険特別会計予算については、反対をします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、議案第26号、令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算でございますけれども、全体的な予算といたしましては、前年度に比べて1,341万9,000円の増額ということで、説明をいただきました。

中身におきましても、特に歳出でございますが、保険給付費や地域支援事業である介護予防、生活支援サービス事業が増額予算となるなど、各種支援事業の拡充を目的とした予算となっていること。

また、予算編成にあたって先般説明をいただいたと思いますけれども、第8期の介護保険事業計画を骨格としてのものであり、適正な予算編成であると認めます。

よって、本案につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから討論を終結します。

これから、議案第26号「令和3年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第27号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第27号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第27号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,308万8,000円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

令和3年3月12日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料を1億164万8,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料です。

款3、寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。

款4、繰越金を5,692万4,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款5、繰入金を1,000円としております。1の繰越金です。

款6、諸収入を451万3,000円としております。1の延滞金及び過料から5の雑入までです。

歳入合計を1億6,308万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費を153万9,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金を1億5,703万3,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費を440万7,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款4、諸支出金を10万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款5、予備費を8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計を1億6,308万8,000円としております。

令和2年度当初予算と比較いたしますと、予算総額で81万5,000円、率にいたしますと約0.5%の減額というところで計上しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

最初に歳出全部についての質疑をお願いします。9ページ、款1、総務費から11ページ、款5、予備費までです。歳出全部について質疑をお願いします。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。9ページの後期高齢者医療広域連合納付金ということで、昨年度に比べますと4万円の減額になっておりますけれども、後期高齢者の今の推移ですね、要は増えているのか減っているのか、そのあたりの部分で減額というか、伸びが減っているのか、医療にかかるその時々もありますけれども、どういった部分で減っているのかを教えてください。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 後期高齢者の被保険者について申し上げますと、平成30年度が2,234人、令和元年度が2,239人ということで、ほぼ横ばいの状態で今推移しております。ということで、全体的な金額から申しますと、4万円の減額ということで、広域連合からの通知に基づいてしておりますけれども、ほぼ変わらない金額ということになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） では、その2,239名ですか、保険料納付をされる方で所得階層がわかれていると思うんですけれども、どの段階が一番多いのか、その点をお尋ねします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時02分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 保険料についてですけれども、保険料の所得の階層についてというお尋ねでしたけれども、階層については正確に分析をしておりません。といいますのが、保険料の算出については、被保険者の所得のデータを広域連合にデータを送りまして、そのデータを基に広域連合が甲佐町の被保険者の方の保険料の全体額を算出しております。その資料を基に予算を計上しているというふうになっております。

所得の階層については、正確にわかりませんが、3割負担の方ですね、窓口負担の自己負担が3割負担の方でご説明申し上げますと、住民税課税所得が145万以上ある被保険者や、その方と同じ世帯にいる被保険者の方が3割負担になりますけれども、その方が1月の被保険者で申しますと、全体が2,184名が被保険者で、そのうち3割の方が30名いらっしゃいます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。

6ページ、款1、後期高齢者医療保険料から8ページ、款6、諸収入までです。

歳入全部について、質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部について、質疑をお願いします。本予算全部です。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

歳入歳出とあわせて予算書の中には、最後に職員の給与費明細書というのが載せられておりますが、この後期高齢者関係の給与費明細書というのは、職員手当9万2,000円だけしかないんですけれども、どういった意味なのかわかりませんので、説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 職員給与のほうは出ていないのは、後期高齢者医療の事務に携わっている職員は一般会計のほうから出ております。ここに書いてある職員手当分については、これは時間外勤務手当の分を特会のほうから支出いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 失礼しました。今、「職員手当分」を「時間外手当」と申し上げましたけれども、ちょっと間違っております。正式には期末手当ですね、これは会計年度任用職員の期末手当分ということで。

〔「違う時間外でしょう」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 失礼しました。先ほど時間外手当ということで、間違いということで訂正の発言をいたしましたけれども、時間外手当の9万2,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第27号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

2008年から後期高齢者医療制度が始まっております。もともと、この制度は高齢者の医療費を抑制するための管理をやりやすくする狙いから大きな割合を占めている75歳以上の後期高齢者と分類して医療費抑制をより良くしようと考えられた制度であります。

この制度も国が財政的支援を大きくしなければ、これからも保険料値上げが継続し、加入者の負担も増大すると考えられます。

早速2022年から年収200万円以上の方を対象に、これまでの医療費の1割負担から2割負担とすることを自民、公明両党は決めております。制度自体にも大きな問題があり、予算についても反対であります。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。

議案第27号、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算でございますけれども、全体的な予算といたしましては、前年度に比べて81万5,000円の減額と、ほぼ前年とは変わらない予算編成となっておりますところでございます。

今事業につきましては、健全で安定した制度の運営を図る上において、不可欠な予算で

あると思っておるところでございます。

特に、高齢化社会に即応するための予算編成になっているということが十分読み取れるものでございますので、本案につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第27号「令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第28号 令和3年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第28号「令和3年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第28号、令和3年度甲佐町水道事業会計予算」について、説明申し上げます。

1ページをお願いします。

総則、第1条、令和3年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水戸数3,300戸。第2号、給水人口8,410人。第3号、年間総給水量901,500立方メートル。第4号、1日平均給水量2,470立方メートル。第5号、主な建設改良工事、町道中早川北早川線配水管布設替工事。事業費、1,320万円。収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入です。第1款、事業収益を1億6,285万5,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億6,285万5,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,803万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額618万7,000円及び、過年度分損益勘定留保資金9,184万4,000円で補填するものといたします。

収入です。第1款、資本的収入を2,822万1,000円としております。

内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、繰入金です。

支出です。第1款、資本的支出を1億2,625万2,000円としております。

内訳としましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額は2,750万円。起債の方法は、証書借入れ又は証券発行。利率は5.0%以内。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。

第1号、職員給与費2,374万7,000円。棚卸資産購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は、300万円と定めます。

令和3年3月12日提出、町長名です。

なお4ページから35ページまでに予算説明資料を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。本予算全部について、質疑を行っております。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ちょっと質問するのも、ちょっと難しいかもしれませんが、いちばん最初のページで給水の戸数とか、3,300戸とか、年間の総給水量が901,500立米ですか、立法メートルですか、というのがございますけど、今、甲佐町には水源が第1から第4までですかね、水源がある中で、実際、今どれだけの力というか、吸い上げる能力があって、実際、今、何割ぐらいの給水能力で皆さん方に提供しているけん、今の施設でも、あとどのくらいぐらいの、例えば、まだ30%ぐらいの力が残るととか、給水量の50%ぐらいしか、今は力は使っとらんとかいうのが、ちょっと具体的じゃなくていいんですけど、私たちちょっとわからんもんですから、力がくみ上げて提供できる力がどのくらい残ってるのかというのが、大体でも何パーセントぐらい残ってるとかわかれば、ちょっと教えてほしかっですけど。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） すみません、先日、区域外給水についてのときには、説明資料をお持ちしていたんですけれども、余裕の水量が頭に入っておりますので、1日当たりどれぐらい余裕があるかというのをお答えさせていただきます。

1日当たり1,500立法メートルぐらいの余力を三つの第1水源と第3水源と第4水源が今稼動してまして、三つの水源の余力の合計が1,500立法メートルぐらいになります。

すみません、以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今のページの関係ですけど、給水戸数と給水人口で見ますと、人口で約2,000人ぐらいですね、この対象には入っていないというのがありますが、そういった町水道の対象外の地域とか地区とか、それから、そちらのほうに町水道を延長する計画とかいうのはないんですか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 水道の普及率が低い地域というのは、水道事業のほうでも把握しておりまして、主に下白旗の芝原・吉田地区、それと乙女の下田口・和田内地区が比較的普及率が低くなっております。

今ご説明させていただいた地区には、水道管は既に整備されておりますが、地下水が豊富というのがございまして、自家用の井戸を使われているおたくが多いということで、普及率が低くなっております。

町水道としても、経営安定のためには普及率を上げていかななくてはいけないので、安心・安全な水道に切りかえませんか」というようなお話を、これからもさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第28号、令和3年度甲佐町水道事業会計予算でありますけれども、水道運営委員会あたりでも、この事業について審議をしておりますけれども、そこでも安定した運営がなされているということが承認されております。

今後とも町民に対して、安心・安全な水の供給をお願いいたしまして、本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第28号「令和3年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。

本年は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和3年度甲佐町水道事業会計予算」は、原案どおり可決されま

した。

お諮りします。

ただいま執行部から追加議案第29号「財産の無償貸付について」が提案されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号「財産の無償貸付について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時28分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議案第29号 財産の無償貸付について

○議長（宮川安明君） 追加日程第1、議案第29号「財産の無償貸付について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第29号について、ご説明申し上げます。

議案第29号、財産の無償貸付について。

下記の土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、土地の内容、所在地、上益城郡甲佐町大字豊内719番地2の一部、面積356.25平方メートル。

2、無償貸付の相手方、上益城郡甲佐町大字豊内719番地2、甲佐町商工会会長、中村幸男。

3、無償貸付の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。

4、無償貸付の目的、当会が商工会館として利用するため。

5、無償貸付の理由、当該用地は、甲佐町商工会から商工会館用地として利用したい旨の普通財産仮受申請があったため、令和3年3月17日提出、町長名でございませう。

次のページが、実際に今、町の敷地内にある商工会館の該当するエリア図ということになります。

それでは本件の経緯について、ご説明申し上げます。

商工会館につきましては、もともと岩下の本通りにございました。平成13年の町道岩下

益城町線の改良工事に伴いまして、用地買収に係る近隣店舗の代替地を確保するという関係で、その商工会館を今の所在地である町有地に移転していただくということで、交渉を行っております。

その結果、商工会からは代替地として、25年間無償貸付をするというような条件で移転を承諾いただいたというものでございます。

これにより、平成13年7月議会で、平成23年3月までの10年間の無償貸付について、議決をいただいたのち、土地の使用貸借契約を結んでおります。

また、その10年後の平成23年3月に、更に10年間更新する必要があることから議会において、平成33年3月31日までの無償貸付の議決をいただき、土地使用貸借契約を行っております。

この10年間というくくりにつきましては、財務規則により土地の貸付期間は最長で10年間というような規定がありますので、これまで10年間という区切りで貸し付けを行ってきたという状況です。

今回は、これまでの10年また更に10年という契約をしておりますけれども、25年間という当時の申し合わせに基づき、さらに最後の5年間の無償貸付を行う必要が生じていることが、今会期中に判明しましたので、申しわけございませんが、追加議案として提出したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。経緯については、総務課長の説明から十分わかりました。一応、金額的なものとしてですね、おそらく総務課のほうでは率がわかっていると思いますので、一般の方に普通財産をご利用いただいたときの率に照らし合わせて、この面積356.25平米を計算されたら、年に幾らぐらいの借入料というか、使用料が発生するのか、そこは計算するとわかると思うので、教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 仮に有償にした場合に、商工会さんが支払う年間の使用料ということでございますけれども、これは固定資産評価額から試算いたしますと、1年間で43万1,124円ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第29号、財産の無償貸付についてでございますが、ただいま総務課長から説明がありましたとおり、商工会が引き続き利用したいという旨の申し出があったということでございます。

商工会においては、今後も本町の商工業の発展、並びに地域経済の活性化等に大きく寄与していただくことを期待いたしまして、何の異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第29号「財産の無償貸付について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決定しました。

環境衛生課長から予算書の資料の字句の訂正の申し出がっております。

これを許可します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） たいへん申しわけございません。

先ほどの水道会計予算の15ページでございます。15ページの上の表「昇給」となっておりますが、前年度の欄のいちばん下の行でございますが、3人中2人が昇給しておりますので、比率が「66.7」でございます。「100」というのが2つ並んでおりますが、どちらも「66.7」でございます。

たいへん申しわけございませんでした。おわびして訂正させていただきます。

日程第5 発議第1号 甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、発議第1号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○事務局長（北畑公孝君） それでは、発議第1号について、朗読させていただきます。

発議第1号、令和3年3月12日、甲佐町議会議長、宮川安明様。

提出者、甲佐町議会議員、本田新。

甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

次の規則のほうをお願いします。

甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則。甲佐町議会会議規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、

その他やむを得ない事由」に改め、第2条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして」に改める。

第87条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合には、その名称を記載し代表者）が署名または記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は令和3年4月1日から施行する。

資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

以上で朗読を終了いたします。

○議長（宮川安明君） 提出者の説明を求めます。

12番、本田新議員。

○12番（本田 新君） それでは、提出者として説明を申し上げます。

今回の会議規則の改正につきましては、議員活動と家庭生活の両立の支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席理由を整備するほか、出産については、母性保護の観点から出産にかかる産前産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

議員各位におかれましては、どうか懸命なるご判断を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。発議第1号、甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、ただいま紹介議員並びに事務局長の朗読により、提案理由の説明がありました。時代の流れに則して会議規則も変更する部分があると思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、発議第1号「甲佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第6「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更等があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第7「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第8「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配布のとおり、総務文教・産業厚生 of 2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第9「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、議会を閉じます。

閉会前に当たり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月12日から本日までの6日間にわたり、ご提案をいたしました教育長を任命する人事案件をはじめ、令和2年度各会計補正予算、令和3年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました補正予算や令和3年度各会計予算をはじめ、各議案の成立によりまして、引き続き震災等からの復旧復興並びに新型コロナウイルス対策等に全力を挙げて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り町民の皆様の生活再建と福祉の向上に努めてまいります。

なおまた、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今年も町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう議員各位にはお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は12日に開会、本日17日までの6日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託とご期待に応えるべく、さらなる尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康にご留意いただきますようお祈りを申し上げ、令和3年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 3 年 第 1 回 定 例 会

令 和 3 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝

作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電 話 (096) 234-1198